

# 江陵張家山漢墓出土「二年律令」譯注稿 その(三)

## 「三國時代出土文字資料の研究」班

### 凡例

#### ・編號

各條文の冒頭、〈 〉内に『張家山漢墓竹簡(二四七號墓)』(文物出版社、二〇〇一)での整理番號を、その下の( )に出土番號を記した。

#### ・釋文

『張家山漢墓竹簡(二四七號墓)』の釋文に従いつつ、圖版によって訂正すべき文字は訂正した。同書の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたちにするに改めてあるが、本譯注稿では「三」という記號によって重文符號を示し、原簡の體裁を残すこととした。また張家山漢簡においては、文中、簡の右端に上字型の記號が小さく書き込まれていることがある。この記號は條文の區切れ、ないしは續けて讀むべきではない箇所を明示するためのものと思われる。「L」という記號で釋文中に織り込んだ。

#### ・注

注に挙げた用例、參考史料のうち、出土文字史料の出典については左記のとおり。

張家山漢簡《二年律令》：『張家山漢簡』等の呼稱は省略し、簡番號とそれが配屬されている律名のみを挙げた。

同《奏讞書》：『張家山漢墓竹簡(二四七號墓)』における簡番號と、その簡が屬する案例の通し番號(丸數字)とを附した。

睡虎地秦簡：『秦律十八種』『秦律雜抄』『法律答問』『封診式』『爲吏之道』については、『睡虎地秦簡』の名は省略し、各グループの呼稱のみを挙げ、簡番號を附した。簡番號は『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇)注釋・解說中では『睡虎地』と略稱)に據った。

龍崗秦簡：『龍崗秦簡』(中華書局、二〇〇一)の簡番號に據った。

居延漢簡：居延舊簡については『居延漢簡釋文合校』(文物出版社、一九八

七)の簡番號を挙げ、出土地等は省略した。居延新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』(文物出版社、一九九〇)の簡番號(EPT、EPK、等)を挙げた。

敦煌漢簡：『敦煌漢簡釋文』(甘肅人民出版社、一九九二)の簡番號を挙げ、

原簡番號やスタイン編號は省略した。

懸泉置漢簡：『敦煌懸泉漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇一）等で見られている原簡番號を擧げ、かつ同書が便宜的に與えた編號を「粹」というかたちで附記した。

《三三二》《三三六》（C 145・C 146・C 147・C 156・C 182・F 26）

民宅園戶籍<sup>①</sup>・年細籍<sup>②</sup>・田比地籍<sup>③</sup>・田命籍<sup>④</sup>・田租籍<sup>⑤</sup>、

謹副上縣廷<sup>⑥</sup>、皆以篋若匣置<sup>⑦</sup>盛、緘閉<sup>⑧</sup>、以合若丞<sup>⑨</sup>、

官嗇夫印封、獨別爲府<sup>⑩</sup>、封府戶<sup>⑪</sup>。節（即）有當治爲者、

令史・吏主者完封奏令若丞印、嗇夫發<sup>⑫</sup>、即襍治爲<sup>⑬</sup>、

臧（藏）<sup>⑭</sup>□已、輒復緘閉封臧（藏）、不從律者罰金各四兩。

其或爲詐（詐）僞、有增減也<sup>⑮</sup>、而弗能得、贖耐。官恆先

計讎<sup>⑯</sup>、

□籍□不相（？）復者、輒（繫）劾論之<sup>⑰</sup>。民欲先令<sup>⑱</sup>相分

田宅・奴婢・財物、鄉部嗇夫身聽其令、皆參辨券<sup>⑲</sup>書之、

輒上<sup>⑳</sup>、

如戶籍。有爭者、以券書從事。毋券書、勿聽。所分田宅、

不爲戶、得有之、至八月書戶<sup>㉑</sup>。留難<sup>㉒</sup>先令、弗爲券書、

罰金一兩。

【譯】

民宅園戶籍・年細籍・田比地籍・田命籍・田租籍は、嚴正に副本を作つて縣廷に提出し、いづれも篋もしくは匣置に收め、ひもをかけて封じ、令もしくは丞と官嗇夫の印で封印し、別個に文書藏を作り、その扉を封印する。もし取り扱ふべきことがあれば、令史・吏の擔當者が封をしたままで、令もしくは丞の印があることを報告し

て、嗇夫が開封し、共同で行う。藏：が終われば、そのたびごとにまたひもをかけて封をして、收藏する。律に従わなければ罰金四兩。あるいはごまかしたり、記述に増減があったりして、見つけられなかったときは、贖耐。官はつねに上計に先んじて検査し、：籍：一致しなければ、拘束したうえで劾論する。民が遺言してともに田宅・奴婢・財物を分與するときは、郷部嗇夫が直接その遺言を受理し、いづれも參辨券にそれを書き、戶籍と同じように提出させる。係争がおこつた場合、券書で處理する。券書がなければ受理しない。分與された田宅は戶を形成していなくても、これを保持することができ、八月に戶籍に記入する。遺言に言いがかりをつけて留保して、券書を作らなければ、罰金一兩。

【注】

①宅園・庭、庭園。「宅園戶籍」とは、田宅園池を付載した戶籍のことか。唐の開元・天寶年間敦煌縣、柳中縣などの郷籍を見ると、永業田、口分田とともに「居住園宅」という土地がある。

於是王翦將兵六十萬人、始皇自送至霸上。王翦行、請美田宅園池甚衆。始皇曰、將軍行矣、何憂貧乎。王翦曰、爲大王將、有功終不得封侯、故及大王之嚮臣、臣亦及時以請園池爲子孫業耳。始皇大笑。（『史記』白起王翦列傳）

□國邑居園田廿一萬一千六百五十二□十九萬百卅二……卅五萬九千六……（尹灣漢墓簡牘YM6D1反）

②年細籍・年齡を詳細に記した簿籍か。三三八〜三三〇簡注③も參照のこと。

恆以八月令郷部嗇夫・吏・令史相襍案戶籍、副臧（藏）其廷。

有移徙者、輒移戶及年籍、簡細徙所、并封。…(下略)…(328) (戶律)

③ 田比地籍・整理小組は「田比地籍、依田地比隣次第記錄的簿籍」とする。田地の四至を記したものは「買地券」が想起される。

漢建初六年十一月十六日乙酉、武孟子弟靡嬰、買馬疋(?)、友(?)、朱大弟少卿冢田、南廣九十四步、西長六十八步、北廣六十五、東長七十九步、爲田二十三畝奇百六十四步。直錢十苗(萬)二千、東陳田比介(界)、北西南朱少比介(界)、時知券約趙滿・何非、沽酒各一斗。(漢建初六年十一月武孟子弟靡嬰買冢田券(一八九二年山西省忻州出土))

④ 田命籍・田名籍の謂であれば、田地とその持ち主の名を記した簿籍であろうか。「名田宅」については三三三〜三三四簡注

① 参照。

張耳、大梁人也。少時及魏公于毋忌爲客。嘗亡命遊外黃。「師古注、命者、名也。凡言亡命、謂脫其名籍而逃」。〔漢書〕張耳傳)

⑤ 田租籍・田租の額を記した簿籍か。

⑥ 謹副上縣廷・「副」については三二八〜三三〇簡注②を参照のこと。

□ 諸詐(詐)増減券書、及爲書故詐(詐)弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧(贓)爲盜。(14) (賊律)

⑦ 篋・篋は竹製の四角な箱。匣匱も箱。

夫有夏后氏之璜者、匣匱而藏之。寶之至也。〔淮南子〕精神訓)

文學曰、民人藏於家、諸侯藏於國、天子藏於海內。故民人以垣

牆爲藏閉、天子以四海爲匣匱。〔鹽鐵論〕禁耕篇)

⑧ 藏閉・封じとすること。密閉すること

⑨ 府・

府、文書藏也。〔說文解字〕九篇下)

毋敢以火入藏(藏)府、書府中。…(下略)…(秦律十八種197)

⑩ 封府戶・

□ 酒壬申直符倉庫戶封皆完毋盜賊(居延簡 257・22)

□ 謹行視錢財物藏內戶封皆完(居延簡 266・16)

⑪ 完封奏令若丞印、晉夫發・整理小組は「奏」を「湊」(あつめる)と解釋するが、居延漢簡には次のような用例があり、「奏」を「報告する」と解した。

其一封居延都尉章

□ 五月戊戌尉史彊奏發

一封王充印 (居延簡 158・8)

一封王憲印 一封呂憲印

書五封檄三 一封孫猛印 一封王彊印 二月癸亥令史唐奏發

一封成宣印

一封王充印 (居延簡 214・24)

書三封檄一 其一封居延都尉章 一封孫根印

一封廣地侯印

(居延簡 EPT 51: 81)

⑫ 櫛治爲・「櫛二三八〜三三〇簡注①参照。「治爲」については、

居延漢簡に「治簿」なる語が見える。

自單衣毋鞍馬不文史詰責駿對日前爲縣校弟子未賞爲史貧困毋以具自單衣

冠鞍馬謹案尉史給官曹治簿書府官繇使乘邊候望爲百姓潘幣縣

不肯除 (居延簡 EPT 59 : 58)

案壁 案壁 案壁 治簿 病 案壁 治簿 除土 案壁 塗

塗 案壁 除土 (居延簡 203・8)

⑬其或爲詐僞、有增減也：

□諸詐(詐) 增減券書、及爲書故詐(詐) 弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧(贓) 爲盜。…(下略)… (14 (賊律))

⑭先計讎：

縣上食者籍及它費大倉、與計偕。都官以計時讎食者籍。倉律

(秦律十八種 37)

⑮繫劾論之：「繫劾して之を論ずる」と訓ずるのか、「繫して之れを劾論す」と訓ずるのか決めがたい。「劾論」については一四四～一四五簡注②参照。一四四簡では「劾論」との熟語と

して解したので、ここは「繫して劾論」と読んでおく。

⑯先令・整理小組は「先令、遺囑。『漢書』景十三王傳「病先令、

令能爲樂奴婢從死」注：「先令者、預爲遺令也」。江蘇儀徵胥

浦一〇一號漢墓出土有『先令券書』。」と注釋する。

元始五年九月壬辰朔辛丑「亥」高都

里朱凌「廬」居新安里甚接其死故請縣

鄉三老都鄉有秩左 里師(師) 田譚等

爲先令券書凌自言有二 父子男女

六人皆不同父「欲」令子各知其父家次子女以

君子眞子方仙君父爲朱 孫弟公文父

吳衰近君女弟弱君父曲阿病長實

嫗言公文年十五去家自出爲姓遂居外未嘗

持一錢來歸嫗豫子眞子方自爲產業子女仙君

弱君等貧母產業五年四月十日嫗以稻田一處桑

11 9 16 10 4 6 2 3 5 1

田二處分豫弱君波(陂) 田一處分子仙君於至十二月

公文傷人爲徒貧無產業於至十二月十一日仙君弱君

各歸田於嫗讓豫公文嫗即受田以田分子公文稻田二處

桑田二處田界易如故公文不得移賣田豫他人時任

知者里師伍人譚等及親屬孔聚田文滿眞

先令券書明白可以從事

(散見簡牘合輯 1078 ~ 1093 (江蘇儀徵胥浦一〇一號漢墓出土簡))

⑰參辨券：三つに分かれる割り符のこと。一説に、吏の立ち會い

のもとに分かれた割り符とも解釋される。

縣、都官坐效、計以負債者、已論、嗇夫即以其直錢分負其官長

及冗吏、而人與參辨券、以效少內、少內以收責之。其人贏者、

亦官與辨券、入之。其債毋敢險藏、險藏而弗入及不如令者、皆

以律論之。 金布 (秦律十八種 80 ~ 81)

⑱八月書戶：八月の戸口調査、「案比」については三二八～三三〇

簡を参照のこと。「書戶」とは新たに戸を形成したことを戸

籍に登記すること。

爲人妻者不得爲戶。民欲別爲戶者、皆以八月戶時、非戶時勿

許。(345 (戶律))

…(上略)… ●詰媚、媚故點婢、雖楚時去亡、降爲漢、不書名

數、…(下略)… (『奏讞書』② 11 ~ 12)

⑲留難：

輸入呵受爲留難。(『晉書』刑法志)

●張掖西鄉定武里田升寧今歸黃過所母留難也…(下略)… (散

見簡牘合輯 244 (武威五塚山三號墓出土木牘))

【解説】

簿籍の管理について規定する。條文冒頭には「民宅園戶籍」をはじめとする某々籍が列擧されるが、これらが特定の籍の制度的呼稱か、また記載事項に基づく通稱的な表現なのか決め手に缺く。縣に提出された簿籍（副本）は、箱に收めて封印され、文書庫に保管され、文書庫の入り口も封印された。簿籍を取り出さねばならない時は、封印に異常がないことを確かめたうえで開封され、作業が終われば再び封印された。こうした手順に従わないときは罰金四兩、記載内容が改竄されたことに氣づかないときは贖耐が科せられる。「官恆先計讎々繫劾論之」の部分は、釋讀できない文字があり、文意が十分には把握できない。

「民欲先令」以下は遺言による財産分與關連の規定。遺言狀は戶籍と同じように扱われたので、ここに付記されているのである。遺言狀の受理には郷部嗇夫があたり（注⑩に引いた胥浦一〇一號漢墓の先令券書では縣郷の三老や都郷有秩が券書を作成している）、言いがかりをつけて券書を作成しなければ、罰金四兩とされた。こうして作成された券書がなければ、財産をめぐって争いが生じても、官はこれを受理しない。

通常は、戸を形成していなければ田宅を持つことはできないが、遺言によって分與された田宅等はそのまま手にすることができ、八月の戸口調査の際に改めて戸をなし、田宅を登記すればよいことになった。

《三三七～三三九》（C 144・C 185・C 187）

民大父・母・子・孫・同・産・子、欲相分予奴婢・馬牛・羊・它財物者、皆許之、輒爲定籍。孫爲戶、與大父母居、

養之不

善、令孫且外居、令大父母居其室、食其田、使其奴婢、勿賣賣。孫死、其母而代爲戶。令母敢遂（遂）夫父母及入贅、

及道外。取其子財。

339 338

【譯】

民の大父母・父母・子・孫・同産・同産の子で、奴婢・馬牛・羊その他の財物を分與しようとする者は、いずれもこれを許可し、そのたびごとに確定した記録を作る。孫が戸を形成し、大父母と居住するが、扶養のし方が善くないならば、孫をしばらく外に居住させ、大父母をその家室に居住させ、その田の糧食で生活させ、その奴婢を使わせるが、賣ってはならない。孫が死ねば、その母が代わって戸を形成し、夫の父母を追い出したり、婿をとったり、及び外部よりその子の財を取ったりしないようにさせる。

【注】

①定籍…現段階で確定した記録。三三二簡注③参照。

②賣賣…「爾雅」釋言の「賣、賈市也」「買、買也」に従えば「賣買」の意になるが、三三二簡注②で示した解釋に従い、ここでは「賣る」の意に解した。

③贅…

發諸嘗通亡人・贅婿「集解、瓚曰、贅、謂居窮有子、使就其婦家爲贅婿。」・賈人略取陸梁地。（『史記』秦始皇本紀）

④道…整理小組が解説するように、この「道」は「よりて」と訓じらるべきである。一八二簡注④参照。

【解説】

まず奴婢などの財産分與について。奴婢・家畜等を親族間で分與することは認められていたが、その際には官に申告して籍を改めねばならなかった。

「孫爲戸」以下は、孫が戸主となって祖父母や母と同居している場合の諸規定。孫は祖父母によく仕えねばならず、それが不善であれば、孫は一時的に「外居」(「同居」の對義語か)せしめられ、その間、戸の田宅その他は祖父母が使用した。ただし孫が外居している間に、田宅等を賣りはらうことはできなかった。孫が死亡し、その母が戸主となった場合、舅姑を追い出したり婿をとったりして、田宅・財産を外姻のものとすることは禁じられた。

《三四〇》(C153)

□<sub>後</sub>欲分父母・子・同産・主母・段(假)母、及主母。  
段(假)母欲分孽子。段(假)子。田以爲戸者、皆許之。

【譯】

…父母・子・同産・主母・假母に分與しようとしていたり、及び主母・假母が孽子や假子に田を分けて戸を形成する場合は、いずれもこれを許可する。

【注】

①□<sub>後</sub>…整理小組は「諸後」とするが、「諸」とは釋せない。

②孽子…庶子。適子以外の子。

王有孽子子不害、最長、王不愛、后・太子皆不以爲子兄數。

「孽、庶也。」(『漢書』淮南衡山濟北王傳)

③假子…前妻の子や養子。「假」は「親」の對義語であろう。

春正月、美陽女子告假子不孝、曰、兒常以我爲妻、妬管我。尊聞之、遣吏收捕驗問、辭服。尊曰、律無妻母之法、聖人所不忍書、此經所謂造獄者也。尊於是出坐廷上、取不孝子縣磔著樹、使騎吏五人張弓射殺之、吏民驚駭。【補注】沈欽韓曰、前妻之子也。烈女傳魏芒慈母曰、【獨】於假子而不爲、何以異於凡母。其父爲其孤也而使妾爲其繼母。頌曰、慈惠仁義、扶養假子。晉書閻纘傳、家門無祜、三世假親。案纘自言繼母也。武梁畫像題云、閔子騫與假母居。與此假子對也。【漢書】王尊傳)

頌曰、芒卯之妻、五子後母。慈惠仁義、扶養假子。雖不吾愛、拳拳若親。繼母若斯、亦誠可尊。【列女傳】卷一魏芒慈母)

臣家門無祜、三世假親。具嘗辛苦。父卒、繼母不慈、纘恭事彌謹。【晉書】卷四八閻纘傳)

閔子騫與假母居、愛有偏移。子騫衣寒、御車失捶。(武梁祠西壁畫像第三層)

太祖在漢中、而劉備栖於山頭、使劉封下挑戰。太祖罵曰、賣履舍兒、長使假子拒汝公平。…(『三國志』任城威王彰傳注引『魏略』)

【解説】

冒頭部分が釋しにくく、本條文が獨立したものか、條文の一部なのか、確言できない。親族への田地分與、とりわけ義理の親子關係にある者への分與について、これを認める旨規定する。

《三四一》(C154)

孽子皆

【譯】  
孀子はいずれも…

【注】  
①孀子…三四〇簡參照。

《三四二～三四三》(F 91・F 92)

寡夫・寡婦母子及同居、若有子、年未盈十四<sup>①</sup>、及寡子、年未盈十八<sup>②</sup>、及夫妻皆瘵(癰)病<sup>③</sup>、及老年七十以上<sup>④</sup>、母

異其子<sup>⑤</sup>。今母亡子、欲令歸戶入養<sup>⑥</sup>、許之。

343

342

【譯】  
寡夫・寡婦で子や同居の者がなく、あるいは子がいてもその子が十四歳未満のとき、および寡子で十八歳未満のとき、および夫妻ともに癰病のとき、老人で年七十歳以上のときは、…してはならない。…子を分け、いま他の子がなく、戸に戻して扶養させたいと願う場合は、これを許可する。

【注】

①年未盈十四…

漢儀注曰、人年十五至五十六出賦錢、人百二十、爲一筭。又七歲至十四出口錢、人二十、以供天子。至武帝時又口加三錢、以補車騎馬。(『後漢書』光武帝紀下 建武二十二年注)  
…免老、小未傳者、女子及諸有除者、縣道勿敢繇(徭)使。節(卽)載粟、乃發公大夫以下子、未傳年十五以上者。…(412)

413 (徭律)

②寡子…孤兒のことであろうが、用例は見あたらない。  
③年未盈十八

公士、公士妻及□□行年七十以上、若年不盈十七歲、有罪當刑者、皆完之。(83 (具律))

罪人完城旦舂、鬼薪以上、及坐好府(腐)者、皆收其妻、子、財、田宅。其子有妻、夫、若爲戶、有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄、寡者、毛四皆勿收。坐奸、略妻及傷其妻以收、母收其妻。(174～175 (收律))

至河清三年定令、…男子十八以上、六十五已下爲丁、十六已上十七已下爲中、六十六已上爲老、十五已下爲小。率以十八受田、輸租調。二十充兵、六十免力役、六十六退田、免租調。(『隋書』食貨志)

④癰病…整理小組は「癰病、廢疾。」とする。「罷癰」(三六三簡注

③)と類似した一個の術語であろう。  
癰、罷病也。从病隆聲。瘰、縮文癰省。(『說文解字』七篇下)以保息六養萬民、…五曰寬疾。「鄭注、寬疾、若今癰、不可事、不算卒、可事者半之也。」(『周禮』地官 大司徒)

年老癰病、勿遣。「師古曰、癰、疲病也、音隆。」(『漢書』高帝紀 十一年二月)

以辨其貴賤老幼廢疾。「鄭注、廢疾、謂癰病也。」(『周禮』地官 小司徒)

⑤老年七十以上

民年二十受田、六十歸田。七十以上、上所養也。十歲以下、上所長也。十一以上、上所強也。(『漢書』食貨志)  
大夫以上年七十、不更七十一、簪褭七十二、上造七十三、公士

七十四、公卒、士五(伍)七十五、皆受仗(杖)。(355) (傳律)
…(上略)…年七十以上告子不孝、必三環之。…(下略)…(36)
(賊律)

⑥異其子…整理小組は「異、分異」とする。

令民爲什伍、而相牧司連坐。不告姦者腰斬、告姦者與斬敵首同賞、匿姦者與降敵同罰。民有二男以上不分異者、倍其賦。〔史記〕商君列傳)

除異子之科、使父子無異財也。〔晉書〕刑法志)

⑦歸戸入養…

可謂人貉。謂人貉者、其子入養、主之謂也。不入養主、當收、雖不養主而入量者、不收、畀其主。(法律答問95)

勒兵下令軍中曰、父子俱在軍中、父歸。兄弟俱在軍中、兄歸。

獨子無兄弟、歸養。得選兵八萬人、進兵擊秦軍。〔史記〕魏公子列傳)

「歸戸」は「戸に歸る」と解釋したが、「歸田」(二三四簡)のごとく、「戸を返上する」意と解釋する案も出た

三四二簡と三四三簡をつなげて讀むと、夫婦ともに病氣、あるいは老年の戸などにおいては子を分異してはならない、という規定になる。しかし子を分異してはならない條件が三四二簡の冒頭より列記されているとすれば、「寡夫・寡婦で子や同居がないときは…子を分異してはならない」ことになり、意味が通らない。三四二簡と三四三簡は、その出土位置は近いものの、筆跡が異なり(筆畫の角度、字の大きさ)、ここでは二簡を別々のものとして譯出した。

三四二簡は、むしろ三四四簡とつなげた方が理解しやすい。

【解説】

※別譯…「…および夫妻ともに癡病、及び年七十歳以上の老人で子がいなければ、歸戸を願ひ出たら、許可する。」

《三四四》(F 89)

子謁歸戸、許之。

【譯】

子が歸戸を願ひ出たら、許可する。

【解説】

前條の解説を参照のこと。

《三四五》(F 88)

爲人妻者不得爲戸。民欲別爲戸者、皆以八月戸時。非戸時勿許。

【譯】

人の妻である者は戸を形成することができない。民の別けて戸を形成したいと願う者は、いずれも八月の戸時に行く。戸時以外には許可してはならない。

人の妻である者は戸を形成することができない。民の別けて戸を形成したいと願う者は、いずれも八月の戸時に行く。戸時以外には許可してはならない。

【注】

①爲人妻者不得爲戸…女性は結婚すると戸を形成することができなくなる。

女子爲父母後而出嫁者、令夫以妻田宅盈其田宅。宅不比、弗得。其棄妻、及夫死、妻得復取以爲戸。棄妻、畀之其財。(384)

女子爲父母後而出嫁者、令夫以妻田宅盈其田宅。宅不比、弗得。其棄妻、及夫死、妻得復取以爲戸。棄妻、畀之其財。(384)



(置後律)

②八月戸時…八月の戸口調査、「案比」については三二八〜三三〇簡を参照のこと。

…産子者恆以戸時占其[ ](326 (戸律))

及三年、則大比。「鄭注、大比、謂使天下吏簡閱民數及其財物也。…鄭司農云、五家爲比、故以比爲名、今時八月案比是也。

…〔周禮〕地官 小司徒

漢法常因八月筭人。「注、漢儀注曰、八月初爲筭賦、故曰筭人。」〔後漢書〕皇后紀

【解説】

戸の形成にかんする規定が並記される。まず人の妻による戸の形成を禁ずる規定。注①の三三四簡にあるとおり、自分の戸を形成している女性でも、結婚するとその戸は解消され、田宅は夫のそれと合わされる。續いて戸を形成する時期について。新たに戸を形成する際には毎年八月の戸口調査の時に申し出ることとされ、それ以外の時には認められなかった。

《三二六》(F 84)

■戸律①

【譯】

戸律

【注】

①戸律…睡虎地秦簡「爲吏之道」に「魏戸律」が見え、これも戸の

形成や田宅の支給に關わる規定である。

●廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、○告相邦、民或棄邑居壘、入人孤寡、徼人婦女、非邦之故也。自今以來、段門逆呂、贅壻後父、勿令爲戸、勿鼠田宇。三葉之後、欲士土之、乃署其籍曰、故某慮贅壻某叟之乃孫。魏戸律。(爲吏之道 16-15、21-15) 疏議曰、戸婚律者、漢相蕭何承秦八篇律後、加廩・興・戸三篇、爲九章之律。迄至後周、皆名戸律。北齊以婚事附之、名爲婚戸律。隋開皇以戸在婚前、改爲戸婚律。既論職司事訖、卽戸口・婚姻、故次職制之下。〔唐律疏議〕戸婚

《三四七〜三四八》(F 141・F 42)

縣道官令長及官(?)母(?)長而有丞者[ ]免・徒、二千石官遣都吏效代者。雖不免・送(徒)④、居官盈三歲、亦輒遣都吏

案效之。效案⑤官而不備、其故吏不效新吏、罪之。不

盈歲、新吏弗坐。

【譯】

縣道官の令長、及び官の長はいないが丞のある者が…やめたり、異動したら、二千石の官は都吏を派遣して調べて後任者に引き継がせる。やめたり異動したりしなくとも、官に居ること満三年となれば、またそのたびに都吏を派遣してこれを監査させる。官を監査して數量に不足があり、前任官が調べて新任官に引き継がなかったら、新任官はこれを罪に問う。一年未滿であれば、新任官は罪に問われない。

348

347

【注】

①縣道官令長及官(母?)長而有丞者:「母」字を整理小組は「比」と釋讀する。

陰平道・蜀(甸)氐道・縣(縣)遞道・渝氏道長、秩各五百石、丞・尉三百石。太醫・祝長及它都官長、黃(廣)鄉長、萬年邑長、長安尉長、秩各三百石、有丞・尉者二百石、鄉部百六十石。:(465)466(秩律)

②免・徒…この免・徒は單なる退職・異動の意で、罷免・左遷といった否定的な意味合いは持たないものである。

③都吏:

乞鞠者各辭在所縣道、縣道官令、長、丞謹聽、書其乞鞠、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。都吏所覆治、廷及郡各移旁近郡、御史、丞相所覆治移廷。(116)117(具律)

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人、獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令母害都吏復案、問(問)二千石官、二千石官丞謹掾、賞論、乃告縣道官以從事。徹侯邑上在所郡守。(396)397(興律)

④效代者…效とは、「效律」に關してしばしば言われるように「校」「調べる」という意味とされる。それは具體的には帳簿で點檢して確認することであり、「數える」の意につながる。交代の際に點檢して數えるとは、交代する者と互いにそれを行い、確認すること。そこから「引きつぐ」という譯をあてた。

諸將效首虜、「素隱曰、效、數也。」(『史記』淮陰侯傳)

實官佐、史被免・徒、官當夫必與去者效代者。節官當夫免而效、不備、代者與居吏坐之。故吏弗效、新吏居之未盈歲、去者

與居吏坐之、新吏弗坐、其盈歲、雖弗效、新吏與居吏坐之、去者弗坐。它如律。(效律19)21)

實官佐、史被免・徒、官當夫必與去者效代者。節(卽)官當夫免而效、不備、代者與居吏坐之。故吏弗效、新吏居之未盈歲、去者與居吏坐之、新吏弗坐。其盈歲、雖弗效、新吏與居吏坐之、去者弗坐。它如律。(秦律十八種162)163 效律)

『睡虎地』は「效、此處爲律名、關於核檢官府物資財產的法律。」「效代者、核點物資向新任官員交代。」と注す。

一郵十二室。長安廣郵廿四室、敬(警)事郵十八室。有物故、去、輒代者有其田宅。(265)(行書律)

⑤效案

效案官及縣料而不備者、負之。(351)(效律)

⑥不備…監査が行き届かないのではなく、財物の不足を言う。注

④所引『睡虎地秦簡』效律の注釋等參照。

⑦其故吏不效新吏、罪之…圖版からは「新吏」の重文符號を確認できない。また「罪」字もはっきり見えない。重文符號がなく、かつ「罪」が「居」字の誤釋であれば、「其故吏不效、新吏居之不盈歲」となり、睡虎地秦簡の類例(注④所引)と同じ文章になる。

弗欲、勿強。其母故吏者、令有秩之吏、令史主、與倉[ ]雜出之、案而論不備。雜者勿更、更之而不備、令令、丞與賞不備。(秦律十八種31)32 倉律)

【解説】

縣道の官の長官(長がおかれていない官ならば丞)が交代すると

き、あるいはその在任が三年に及んだとき、二千石は都吏を派遣して監査を行う。三四八簡は字跡がはっきりせず、それゆえに本條文の後半の解釋は不確定な部分がある。暫く整理小組の釋讀に従い、譯出しておいた。監査で不備が判明し、前任者が後任者にきちんと引繼を行っていなかったならば、後任者がこれを罪に問い、後任者は、在任が一年未滿なら罪に問われない、との解釋である。一方で注⑦に示したとおり、睡虎地秦簡の類例に鑑みて、釋讀を改める解釋も出た。

※別譯：「前任官が調べて引き繼がせておらず、新任官の在任が一年未滿であれば、新任官は罪に問われない。」

《三四九》(F 殘片)

實官史免・徒、必效□□

【譯】

穀倉關係の官府の史がやめたり異動する際には、必ず…引きつぎを行う。

【注】

①實官史：整理小組は「實、《國語・晉語》注、穀也」とする。

實官戸關不致、容指若挾、廷行事賞一甲。(法律答問149) 『睡虎地』は「實官、貯藏糧食的官府」とする。

有實官縣料者、各有衡石贏、斗甬、期踐。計其官、毋段百姓。不用者、正之如用者。(秦律十八種194)

有實官高其垣墻。它垣屬焉者、獨高其置芻廩及倉茅蓋者。令人勿新舍。非其官人殿、毋敢舍焉。善宿衛、閉門輒靡其旁火、慎

守唯敬。有不從令而亡、有敗、失火、官吏有重辜、大嗇夫、丞任之。(秦律十八種195~196)  
實官戸扇不致、禾稼能出、廷行事賞一甲。(法律答問150)

【解說】

「實官」は睡虎地秦簡以外に用例を見ないが、そこから窺える實官の職掌からして、穀倉關係の官府とみてよからう。前條の注④所引の睡虎地秦簡にも、實官が免・徒した場合の監査について、規定がみえる。

《三五〇》(F 37)

吏坐官當論者、毋逕免・徒。

【譯】

官吏の職務上のことで罪に問われて論斷すべき場合、やめたり異動した者は逮捕しない。

【注】

①坐官：職務上のことで罪に問われる。

皆得斷獄、瀦(讞)獄、皆令監臨庫(卑)官、而勿令坐官。(102) (103) (具律)

吏坐官以負賞、未而死、及有罪以收、挾出其分。其已分而死、及恆作官府以負責、牧將公畜生而殺、亡之、未賞及居之未備而死、皆出之、毋責妻、同居。(秦律十八種83~85)

②毋逕免・徒：整理小組は「逕、及。參看《睡虎地秦墓竹簡・法律答問》之「廢令、犯令」條」とする。「逕」は逮捕する、出

頭させる、の謂か。

追、逕、及也。東齊曰追、關之東西曰逕、或曰及。〔方言〕

法令、犯令、逕免・徒不逕。逕之。(法律答問143)

奴有罪、母收其妻子爲奴婢者。有告劾未逕死、收之。匿收、與

盜同法。(180)(收律)

逕 戍卒繚得安成里王福字子文敬以 逕書捕得福盜械 (居延

簡58・17 + 193・19)

【解説】

「坐官」とは、職務上のことで罪を問われることをいうのであろうが、詳細は不明である。また注②に引用した法律答問では、「廢令・犯令」の罪にかんしては辭めたり異動したりしても逮捕されることになっており、本條文とは相違する。考えられる説明は以下の通り。

A. 時代による違い。睡虎地秦簡の時代には辭めたり異動したりしても逮捕されたが、二年律令の時代には逮捕されなくなつた。

B. 本條文のように職務上の罪であれば、辭めたり異動したりしたら逮捕されなかったが、職務以外のことで罪を犯したら、それとは關係なく逮捕された。

C. 「坐官」とは、職務上の罪のなかでも、部著全體に歸せられるような罪についていう。注①所引の秦律(「坐官」した吏たちが、科せられる負擔を分擔している)がその傍證になる。自分が罪を犯したわけではなく、職場の連帶責任として罪が科せられる場合には、辭めたり異動したりした者には逮捕の手が延びなかった。一方、自らが犯した罪については、法律答問に見えるとおりその罪が問われ、逮捕された。

《三五二》(F133)

效果<sup>①</sup>官及縣料<sup>②</sup>而不備者、負之<sup>③</sup>。

【譯】

官を監査したり、稱量して不備があるときは、その分を負擔する。

【注】

①效果…三四七〜三四八簡注⑤參照。

②縣料

有實官縣料者、各有衡石贏、斗甬、期躡。計其官、毋段百姓不用者、正之如用者。內史雜律(秦律十八種194)

縣料而不備者、欽書其縣料毀之數。(效律11)

十分一以到不盈五分一、直過二百廿錢以到千一百錢、評官番

夫、過千一百錢以到二千二百錢、贊官番夫一盾、過二千二百錢

以上、贊官番番夫一甲。百分一以到不盈十分一、直過千一百錢

以到二千二百錢、評官番夫、過二千二百錢以上、贊官番夫一

盾。(效律12〜16)

番夫免而效、效者見其封及隄、以效之、勿度縣、唯倉所自封印

是度縣。…(下略)…(秦律十八種172)

③不備者負之…

…(上略)…官番夫免、效其官而有不備者、令與其裨官分、如其事。吏坐官以負賞、未而死、及有辜以收、挾出其分。…(下略)

…(秦律十八種83〜85 金布律)

【解説】

三四七～三四八簡、および睡虎地秦簡の諸條文（三四七～三四八簡の注④、本條の注③参照）に見えるような監査において、不備が發見された場合はその賠償責任が負わされる旨、規定する。

《三五二》（F 38）

出實<sup>①</sup>多於律程<sup>②</sup>、及不宜出而出、皆負之。

【譯】

穀物を規定より多く支出したり、支出すべきでないのに支出したときには、いずれもその分を負擔する。

【注】

①出實：穀物を支出すること。「實」については三四九簡注①も參照のこと。

②律程：

計脫實及出實多於律程、及不當出而出之、直其買、不盈廿二錢、除、廿一錢以到六百六十錢、賞官嗇夫一盾、過六百六十錢以上、賞官嗇夫一甲、而復責其出。人戶、馬牛一以上爲大誤。誤自重毆、減辜一等。（效律58～60 『睡虎地』は「脫、失。脫實、疑指不足實有數、出實、疑指超出實有數」とする。）

②律程：

起家復爲南陽太守。所居以殺拔立威、豪猾吏及大姓犯法、輒論輸府、以律程作司空、爲地曰木杵、春不中程、或私解脫鉗鈿、衣服不如法、輒加罪笞。（『漢書』陳咸傳）

【解説】

穀物を不當に支出した場合はその穀物を賠償すべき旨、規定する。注①に引いた睡虎地秦簡の效律が本條に類似する（『睡虎地』は「出實」を帳簿の數字が實數よりも多いことと解釋するが、採らない）。ここでは、不當に支出した額に應じて罰金が科され、その上で賠償責任が負わされることになっている。

《三五三》（F 10）

■效律

【解説】

睡虎地秦簡では秦律十八種のなかに八ヶ條の「效律」がみえ、それとは別に「效律」と題された一群の竹簡も存在する。『睡虎地』は效律について「效律」詳細地規定了核驗縣和都官物資帳目的一係列制度。對於在軍事上有重要意義的物品、如兵器・鎧甲和皮革等、規定尤爲詳盡。特別是對於度量衡器、律文明確規定了誤差的限度、這是貫徹統一度量衡政策的法律保證、對鞏固封建國家的經濟有很重要的作用」と總括する。ただし典籍史料にはかくも重要なはずの「效律」なる律名は見えない。

《三五四》（F 121）

夫<sup>①</sup>以上<sup>②</sup>九十、不更九十一、簪裹九十二、上造<sup>③</sup>。□<sup>④</sup>  
三、公士九十四、□公卒、士五（伍）<sup>⑤</sup>。九十五以上者、粟<sup>⑥</sup>  
鬻米<sup>⑦</sup>月一石。

【譯】 大夫以上で年九十歳、不更で九十一歳、簪褭で九十二歳、上造で九十三歳、公士で九十四歳、公卒・士伍で九十五歳以上の者には、粥米を稟けること月一石とする。

【注】

①以上…整理小組の釋文では「以上」の下に「年」字を補うが、「年」字がなくとも意味は通じるので、採らなかつた。

②上造…整理小組の釋文は「上造九十三」とするが、「上造」の下で簡が折れ、「九十」の部分は全く缺けている。

③大夫…士伍…三二〇…三二二簡、三六五簡などを参照のこと。

④鬻米…「鬻」字は右の「弓」が「戈」のような字形であるが、これは「弓」の訛變形である。下部の「鬲」が「拿」の形であるが、これも「鬲」の訛變形である。

仲秋之月、縣道皆案戶比民。年始七十者、授之以玉杖、舖之糜粥。八十九十、禮有加賜。玉杖長（九）尺、端以鳩鳥爲飾。鳩者、不噎之鳥也。欲老人不噎。是月也、祀老人屋于國都南郊老人廟。」（『續漢書』禮儀志中）

詔曰、…老者非帛不煖、非肉不飽。今歲首、不時使人存問長老、又無布帛酒肉之賜、將何以佐天下子孫孝養其親。今聞吏粟當受鬻者、或以陳粟、豈稱養老之意哉。〔師古曰、粟、給也。鬻、淖糜也。給米使爲糜鬻也。陳、久舊也。〕（『漢書』文帝紀）

（開皇）十六年、有司奏、合川倉粟、少七千石、命斛律孝卿、鞠問其事、以爲主典所竊、…沒其家爲奴婢、鬻粟以填之。（『隋書』刑法志）

【解説】

老人に對する糜粥支給について、その支給開始の年齢を規定する。本條が示すとおり、少なくとも漢初においては、爵位の高下によつて支給開始年齢に違いがあり、庶人は九十五歳からの支給となつていた。一方、『漢書』武帝紀には、

民年九十以上、已有受鬻法、爲復子若孫、令得身帥妻妾遂其供養之事。〔師古曰、給米粟以爲糜鬻。鬻音之六反。〕

とあり、九十歳から一律に支給が始まつていたように述べられている。『禮記』曲禮上では「八十九日髦」とされており、九十歳以上の老人に各種の恩典が與えられたことは、注④に擧げた史料からも窺える。

《三五五》（F128）

夫以上年七十、不更七十一、簪褭七十二、上造七十三、公士七十四、公卒、士伍（伍）七十五、皆受杖（杖）。

【譯】

大夫以上は年七十歳、不更は七十一歳、簪褭は七十二歳、上造は七十三歳、公士は七十四歳、公卒、士伍は七十五歳で、いずれも杖を受ける。

【注】

①受杖…三五四簡の注②に引く『續漢書』禮儀志中も参照のこと。制 詔御史曰年七十受王杖者比六百石入官廷不趨犯罪耐以上母二尺告劾有敢徵召侵辱（散見簡牘合輯24（武威磨咀子出土王杖十簡））

年九十以上萬一千六百七十人、七十以上受杖二千八百廿三人、凡萬四千四百九十三、多前七百一十八（尹灣漢墓簡牘 YM 6 D 一反）

【解説】

王杖が授與される年齢について規定する。注①に引いた諸例では、一律に七十歳から與えられたことになっているが、本條は爵位の高下により違いがあったとする。注①の尹灣漢簡からは、王杖を授けられた者の数が九十歳以上の者よりも少ないことが分かり、それゆえに受杖に際しては年齢以外の条件もあったのでは、と見るむきもある。しかし本條でもやはり一定以上の年齢の者に一律に王杖が授與されている。『禮記』曲禮上では「七十曰老」とされ、七十歳以上の老人は刑罰適用などにおいても優遇を受けた（八三簡（具律））。

《三五六》（F 129）

夫、以上年五十八、不更六十二、簪裹六十三、上造六十四、公士六十五、公卒以下六十六、皆爲免老。

【譯】

大夫以上は年五十八歳、不更は六十二歳、簪裹は六十三歳、上造は六十四歳、公士は六十五歳、公卒以下は六十六歳で、いずれも免老とする。

【注】

①免老

發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以貲共出車牛及益、令其訾（貲）者與共出牛食、約、載具。吏及宦皇帝者不與給傳送。事委輸、傳送重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。免老、小未傳者、女子及諸有除者、縣道勿敢徭使。（411~412（徭律））

隸臣欲以人丁糶者二人贖、許之。其老當免老、小高五尺以下及隸妾欲以丁糶者一人贖、許之。贖者皆以男子、以其贖爲隸臣。女子操敗紅及服者、不得贖。邊縣者、復數其縣。（秦律十八種 61~62）

免老告人以爲不孝、調殺、當三環之。不當環、亟執勿失。（法律答問102）

又『漢儀注』曰、年五十六衰老、乃得免爲庶民、就田里。今老弱未嘗傳者皆發之。未二十三爲弱、過五十六爲老。（『史記』項羽本紀集解如淳注）

秦制二十爵。男子賜爵一級以上、有罪以減、年五十六免。無爵爲士伍、年六十乃免者（老？）、有罪、各盡其刑。（『漢官舊義』）

【解説】

「免老」とされる年齢について規定する。免老とされると、兵役・徭役負擔から解放され、その他の点においてもいくつかの恩典が與えられた。『周禮』地官郷大夫には、

國中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五皆征之。

とあり、六十一（ないし六十六）歳以上の老人は稅役を課せられないことになっている。後代の、「老」とされる年齢を『通典』から引用しておく。

晉武帝平吳後、有司奏、男女年十六以上至六十爲正丁。十五以下

至十三、六十一以上至六十五爲次丁。十二以下六十六以上爲老・小、不事。：

北齊武成河清三年、乃令男子十八以上六十五以下爲丁、十六以上十七以下爲中、六十六以上爲老、十五以下爲小。

隋文帝頒新令、男女三歲以下爲黃、十歲以下爲小、十七以下爲中、十八以上爲丁、以從課役。六十爲老、乃免。：

大唐武德七年定令、男女始生爲黃、四歲爲小、十六爲中、二十一爲丁、六十爲老。

(以上、『通典』食貨七)

《三五七》(F 130)

不更年五十八、簪裹五十九、上造六十、公士六十一、公卒、士伍(伍)六十二、皆爲睨老。

【譯】

不更は年五十八歳、簪裹は五十九歳、上造は六十歳、公士は六十一歳、公卒、士伍は六十二歳で、いずれも睨老とする。

【注】

①睨老：

睨老各半其爵縣(徭)、□入獨給邑中事。●當縣(徭)戍而病盈卒歲及穀(繫)、勿轟(攝)。(407(徭律))

佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更。六十、爲十一更。五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當睨老者、爲十二更、踐更□

□。(485(史律))

【解説】  
「睨老」という呼稱は二年律令によって初めて知られた。不更以下の、「免老」よりも四歳若い老人が「睨老」とされ、注①にあるようないくつかの優遇を受けた。

《三五八》(F 134 A B)

民産子五人以上、男傳、女十二歳、以父爲免者、其父大夫也、以爲免老。

【譯】

民で子供を五人以上産んだものは、男子が傳籍されたとき、女子は十二歳に達したとき、父を免とする。…の者は、その父が大夫であれば、免老とする。

【注】

①傳…名籍に登録されること。具體的には兵役・徭役の対象として登録されることを言う。

不爲後而傳者、關内侯子二人爲不更、它子爲簪裹、卿子二人爲不更、它子爲上造、五大夫子二人爲簪裹。(359(傳律))

不更以下子年廿歳、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歳、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歳、皆傳之。公士公卒及士伍(伍)、司寇、隱官子、皆爲士伍(伍)。疇官各從其父疇、有學師者學之。(364~365(傳律))

令天下男子年二十始傳。師古曰、舊法二十三、今此二十、更爲異制也。傳讀曰附。解在高紀。〔漢書〕景帝紀)

孟康曰、古者二十而傳、三年耕有一年儲、故二十三而後役之。



如淳曰、律、年二十三傳之、疇官各從其父疇學之、高不滿六尺二寸以下爲罷癯。漢儀注云、年二十三爲正、一歲爲衛士、一歲爲材官騎士、習射御騎馳戰陳。又曰、年五十六衰老、乃得免爲庶民、就田里。今老弱未嘗傳者皆發之。未二十三爲弱、過五十六爲老。師古曰、傳、著也。言著名籍、給公家衛役也。服音息。  
〔漢書〕高帝紀上注)

【解説】

五人以上の子をもうけ、それらの子が一定の年齢に達したら父を免老とする旨規定する。基準となる年齢は、男子の場合は傳籍の年齢で、それは父親（あるいは本人）の持つ爵位によって異なった。三六四～三六五簡を参照のこと。

《三五九～三六二》(F 132・F 131・C 244・C 243)

不爲後<sup>①</sup>而傳者、關內侯子一人爲不更、它子爲簪裹、卿子  
 二人爲不更、它子爲上造、五夫<sup>②</sup>子二人爲簪裹、359  
 它子爲上造、公乘・公夫<sup>③</sup>子一人爲上造、它子爲公士。官  
 夫<sup>④</sup>及夫<sup>⑤</sup>子爲公士。不更至上造子爲公卒。360  
 當士(仕)<sup>⑥</sup>爲上造以上者、以適(嫡)子。母適(嫡)子、  
 以扁(偏)妻<sup>⑦</sup>子・孽子<sup>⑧</sup>、皆先以長者。若次<sup>⑨</sup>其父所<sup>⑩</sup>、  
 以<sup>⑪</sup>未傳、須其傳、各以其傳 361  
 時父定<sup>⑫</sup>爵士(仕)之。父前死者、以死時爵。當爲父爵後  
 而傳者、士(仕)之如不爲後者。 362

【譯】

後繼ではなくして名籍に登録する者については、關内侯の子は二

人までを不更とし、それ以外は簪裹とする。卿の子は二人までを不更とし、それ以外は上造とする。五大夫の子は一人までを簪裹とし、それ以外は上造とする。公乘と公大夫の子は二人までを上造とし、それ以外は公士とする。官大夫と大夫の子は公士とし、不更から上造までの子は公卒とする。

上造以上として出仕させるべき者には、嫡子を充てる。嫡子がいなければ、偏妻の子や孽子を充て、いずれも年長者を優先する。もしも父の所に付き従って、それゆえまだ名籍に登録していなければ、登録するのを待ち、それぞれ登録した時点での父の爵をもって出仕させる。父が死亡してしまっている者については、死亡時の爵をもってする。父の爵の後継となつて名籍に登録する者は、出仕させるにあつて後継とならない者と同じ扱いとする。

【注】

①後・整理小組は「後、置後、即直接繼承人。一説嗣子、見《荀子・正論》注。」とする。「爲後」は睡虎地秦簡にも見える。天下有聖而在後者、則天下不離、朝不易位、國不更制、天下厭然與鄉無以異也、以堯繼堯、夫又何變之有矣。「王先謙集解、俞樾曰、後下當有子字。下文云、聖不在後子而在三公、則天下如歸。楊注曰、後子、嗣子、謂丹朱・商均、三公、宰相、謂舜・禹。此說是也。」〔荀子〕正論  
 士五甲母子、其弟子以爲後、與同居、而擅殺之、當棄市。(法律答問71)  
 擅殺、刑、髡其後子、漱之。●可謂後子。●官其男爲爵後、及

②不爲後く公卒・三六〇簡はここで終わっているが、簡末までさ

らに七字分ほど餘裕があり、三六一簡にそのまま續いていかどうか確定できない。別個の事柄を述べているとも考えられるので、とりあえず切り離して解釋する。

③仕：「二年律令」で「士」を「仕」に讀み替えるのは本條の三例のみである。

…(上略)…三某之後、欲士士之、乃署其籍曰、故某慮贅壻某叟之乃孫。魏戶律(爲吏之道20の5〜21の5)

君其遺縮高、吾將仕之以五大夫、使爲持節尉。〔戰國策〕魏策四

④偏妻：四二〜四三簡注①參照。

毆父偏妻父母・男子同產之妻・泰父母之同產、及夫父母同產・夫之同產、若毆妻之父母、皆贖耐。其夷詢詈之、罰金四兩。(42〜43(賊律))

夫有罪、妻告之、除于收及論、妻有罪、夫告之、亦除其夫罪。

●母夫、及爲人偏妻、爲戶若別居不同數者、有罪完舂、白粲以上、收之、母收其子。內孫母爲夫收。(176〜177(收律))

⑤孽子：庶子

諸(？)後欲分父母・子・同產・主母、段(假)母、及主母・段(假)母欲分孽子、段(假)子田以爲戶者、皆許之。(340(戶律))

孽子皆(341(戶律))

⑥次：付隨する。具體的には父の籍の下に登記されることか。

王曰、汝陳時臬事罰蔽殷彝、用其義刑義殺、勿庸以次汝封、〔傳、勿用以就汝封之心所安。〕〔書〕康誥

使次己位。〔春秋左氏傳〕襄公三十年

⑦父所：「の所」と熟す例は左記の通り。

諸有段(假)於縣道官、事已、段(假)當歸。弗歸、盈二十日、以私自段(假)律論。其段(假)別在它所、有(又)物故母道歸段(假)者、自言在所縣道官、縣道官以書告段(假)在所縣道官收之。其不自言、盈廿日、亦以私自假律論。其假已前入它官及在縣道官廷(？)(78〜79(盜律))

官府段公車牛者( )段人所。或私用公車牛、及段人食牛不善、牛警、不攻閑車、車空失、大車帖紮、及不芥車、車蓋強折列、其主車牛者及吏・官長皆有罪。(秦律十八種126〜127(司空律))

⑧所所以：原簡は「所」以「」に作る。編者は「所」の重文符號につられて「以」にも誤って附したとみなすが、あくまで一つの判斷に過ぎない。「若次其父所以以未傳」については、ほかに次のような可能性が考えられる。

1. 二つの重文符號をいずれも誤りとする。この場合は、「若次其父所以未傳」となり、「若し其の父に次し、以て未だ傳せざる所のものは」と讀むことができる。「もしもその父に付き従って、まだ名籍に登録しない理由を有するなら」の意。
2. 二つの重文符號をいずれも正しいとする。ただし、この場合は解釋できない。
3. 「所」の重文符號は誤りで、「以」の重文符號は正しいとする。ただし、この場合も解釋できない。

⑨定：變動する可能性がある物の、ある時點での確定した状態を「定」と表現するのである。

代戶・買賣田宅、鄉部・田疇夫・吏留弗爲定籍、盈一日、罰金各二兩。(322(戶律))

民大父母・父母・子・孫・同產・同產子、欲相分豫奴婢・馬

牛羊・它財物者、皆許之、輒爲定籍。(337) (戶律)

【解説】

注②に記した通り、前半と後半を別個のものとして解釋した。前半は後嗣以外の子への爵位授與規定。父の爵を繼承する者ではなくても、傳籍の年齢に達したら、父の持つ爵位に應じて不更以下の爵位が與えられた。その與えられる爵の高下と賜與される者の人数とを規定する。後半は讀みにくい部分が多く、意味が判然としない。まづ上造以上の爵を—おそらく父から繼承して—持つ場合は嫡妻の子が優先され、それがいない場合は庶子の年長者が充てられる旨、記される。その後の「若次く未傳」は「若し父の所に次まりて、所以に未だ傳せざるは」と訓讀し、譯出したが、「若」を「もし」と訓じるのは二年律令において異例であるし、「父の所に次まる」とことと「未だ傳せず」とが如何に關連するのかわかりにくい。「父前死」以下は、父が死亡している場合には死亡時の爵位を基準にすること、後繼も後繼以外の子も傳籍に際しては同様に扱うべきこと、を規定する。

《二六三》(C 245)

當傳、高不盈六尺二寸以下、及天鳥者、以爲罷癘(癘)。

【譯】

名籍に登録するにあたって、身長が六尺二寸に満たない者、および生まれつき背中の曲がった者は、罷癘とみなす。

【注】

①六尺二寸

蕭何亦發關中老弱未傳、悉詣滎陽。(集解、孟康曰、古者二十而傳、三年耕有一年儲、故二十三年而後役之。如淳曰、律年二十三傳之、嚮官各從其父嚮內學之。高不滿六尺二寸以下爲罷癘。漢儀注、民年二十三爲正、一歲爲衛士、一歲爲材官騎士、習射御騎馳戰陣。又曰、年五十六衰老、乃得免爲庶民、就田里。今老弱未嘗傳者皆發之。未二十三爲弱、過五十六爲老。：。(史記)項羽本紀)

傳、著也。言著名籍、給公家徭役也。(漢書)高祖紀師古注)

②天鳥・整理小組は「鳥、疑讀爲「亞」。《說文》：「亞、醜也、象人局背之形」、在此當指天生殘疾醜惡。」とする。編者が考えるように、文脈からは背中が曲がっている意味と推測できるが、(一)釋讀が確定できない、(二)かりに「鳥」であったとしても、なぜそのような意味になるのか根據は分からない。

③罷癘

寡夫・寡婦母子及同居、若有子、子年未盈十四、及寡子年未盈十八、及夫妻皆癘(癘)病、及老年七十以上、母異其子。今母它子、欲令歸戶入養、許之。(342) (343) (戶律)

諸當行粟、獨與若父母居老如眊老、若其父母罷癘(癘)者、皆勿行。金瘡、有口病、皆以爲罷癘(癘)、可事如眊老。其非從軍戰瘡也、作縣官四更、：(下略)：(408) (409) (徭律)

癘、罷病也。「段注、病當作癘。罷者、廢置之意。凡廢置不能事事曰罷癘。平原君傳、躄者自言不幸有罷癘之病。然則凡廢疾皆得謂之罷癘也。師古注漢書、改罷病作疲病、非許意。」(說

文解字」七篇下)

平原君家樓臨民家。民家有瞽者、繫散行汲。平原君美人居樓上、臨見、大笑之。明日、瞽者至平原君門、請曰、「臣聞君之喜士、士不遠千里而至者、以君能貴士而賤妾也、臣不幸有罷癘之病、而君之後宮臨而笑臣、臣願得笑臣者頭」集解、徐廣曰、癘音隆。癘、病也。索隱、罷音皮。癘音呂宮反。罷癘謂背疾、言腰曲而背隆高也。〔史記〕平原君列傳。

年老癘病、勿遣。〔師古曰、癘、疲病也、音隆。〕〔漢書〕高帝紀

如淳曰、律、年二十三傳之瞽官、各從其父瞽學之、高不滿六尺二寸以下爲罷癘。〔漢書〕高帝紀注

下令曰、漢氏減輕田租、三十而稅一、常有更賦、罷癘咸出、而豪民侵陵、分田劫假、厥名三十、實什稅五也。〔晉灼曰、雖老病者、皆復出口算。〕〔漢書〕食貨志

罷癘守官府、亡而得、得比公瘠不得。得比焉。〔法律答問133〕匿放童、及占瘠不審、典、老贖耐。：〔中略〕：●傳律〔秦律雜抄32~33〕

諸當行粟、獨與若父母居老如眊老、若其父母罷癘(癘)者、皆勿行。金瘕、有口病、皆以爲罷癘(癘)、可事如眊老。其非從軍戰瘕也、作縣官四更、不可事、勿事。勿(?)以口診(?)瘳之令、尉前。(408~409〔徭律〕)

【解説】

「罷癘」に該当する条件を規定する。「罷癘」は唐律令の「篤疾」「廢疾」「殘疾」のごときもので、該当者は徭役負擔や刑罰適用において特別な扱いを受けたのであろう。注③に引いた二年律令408がそうし

た特例措置の具體例といえ、同時に戦場で傷を負った者も「罷癘」とされたことが窺える。また『漢書』刑法志に見える景帝時の詔、其著令、年八十以上、八歳以下、及孕者未乳、師・朱儒當鞠繫者、頌繫之。

なども想起される。本條文は傳律に配されているが、注③に引いた睡虎地の秦律雜抄でも、「癘」であるとの申告をめぐる規定が「傳律」とされている。

《三六四~三六五》(C 247・C 246)

不更以下子年廿歲、夫以上至五夫子及小爵不更以下至上造年廿二歲、卿以上子及小爵夫以上年廿四歲、皆傳之。

公士・公卒及士五(伍)・司寇・隱官子、皆爲士五(伍)。

官各從其父瞽、有學師者學之。

【譯】

不更以下の子は二十歳、大夫以上五大夫までの子および小爵が不更以下上造までは二十二歳、卿以上の子および小爵が大夫以上は二十四歳をもって、いずれも名籍に登録する。公士・公卒および士伍・司寇・隱官の子は、いずれも士伍とする。世職はそれぞれその父の世職を襲い、學師がいればそれに學ぶ。

【注】

①小爵：整理小組は「小爵、從律文看、指有爵的青年。」とする。傳籍される以前に取得していた爵位を指すか。

漢明帝紀、爲四姓小侯立學。按、：謂之小侯者、或以年小獲

封、故須立學耳。〔顏氏家訓〕書證)

…(上略)…武主趣都中、信行離鄉、使舍人小簪、晨道守舍。…

(下略)…〔奏讞書〕⑩ 82)

② 隱官…二二二～二四簡注①參照。隱官には田宅が給付された(二二二、三二六簡)。

③ 疇官…整理小組は「疇、世業。」として『史記』如淳注を引く。

如淳曰、家業世世相傳爲疇。律、年二十三傳之、疇官各從其父學。〔史記〕曆書 集解)

如淳曰、律年二十三傳之、疇官各從其父疇內學之。高不滿六尺二寸以下爲罷癈。…〔史記〕項羽本紀 集解)

④ 學師…

其舉義兵已來、將士絕無後者、求其親戚以後之、授土田、官給耕牛、置學師以教之。〔三國志〕武帝紀)

【解説】

傳籍の年齢について規定する。父や本人が持つ爵位によって、傳籍される年齢に違いがあったこと、公士以下、司寇や隱官に至るまでの者の子はいずれも士伍として傳籍されたこと、などが知られる。典籍史料では傳籍の年は二十ないしは二十三歳とされ、一方で睡虎地秦墓の主、「喜」は十七歳で傳されている。本條から、すくなくとも漢初にあっては、爵位によって傳籍の年に違いのあったことが判明した。條文の末尾には「疇官」に関する規定が付される。傳籍の年は、世業を持つ家の子にとっては、家業を繼いで職責を負い始める年でもあったのであろう。ただし「二年律令」の史律(四七四簡)では、史・卜の子は十七歳からすでに學習を始めている。

《三六六》(I 殘 6)

■ 傳律

【解説】

睡虎地秦簡の「秦律雜抄」にも傳律とされる條文が見える。

匿敖童、及占瘠不審、典、老贖耐、●百姓不當老、至老時不用請、敢爲詐僞者、貲一甲、典、老弗告、貲各一甲、伍人、戶一盾、皆嬰之。●傳律。(秦律雜抄 32～33)

《三六七》《三六八》(C 326 + C 殘 4 + C 64 B・C 70)

疾死①置後②者、徹侯後子③爲徹侯、其母適(嫡)子、以孺

子④子。關內侯後子爲關內侯、卿侯⑤後⑥子爲公乘、【五

大夫】⑦後子爲公夫、公乘後子爲官

夫、公夫⑧後子爲夫、官夫⑨後子爲不更、夫⑩後子爲管裏、

不更後子爲上造、管裏後子爲公士。其母適(嫡)子、以

下妻⑪子、偏妻子。

368

【譯】

病死して後繼を置く時、徹侯の後繼は徹侯とし、嫡子が無ければ、孺子…の子を充てる。關内侯の後繼は關内侯、卿の後繼は公乘、〔五大夫の〕後繼は公大夫、公乘の後繼は官大夫、公大夫の後繼は大夫、官大夫の後繼は不更、大夫の後繼は管裏、不更の後繼は上造、管裏の後繼は公士とする。嫡子が無ければ、下妻の子や偏妻の子を充てる。

【注】

① 疾死

亡・殺・傷縣官畜産、不可復以爲畜産、及牧之而疾死、其肉・革腐敗毋用、皆令以平買（價）償。入死・傷縣官、買（價）以減償。（433（金布律））

人主之疾死者、不能處半。（『韓非子』備内）

未戰而疾死者過半。（『漢書』嚴助傳）

未及問、會疾死。（『漢書』儒林傳）

②置後

死事者、置後如律。（142（捕律））

嗣子奇反、不得置後、國除。（『史記』高祖功臣侯者年表）

③後子・後嗣

擅殺、刑、髡其後子、灑之。●可謂後子。●官其男爲爵後、及臣邦君長所置爲後大子、皆爲後子。（法律答問72）

④□□□□爲縣官有爲也、以其故死若傷二句中死、皆爲死事者、令子男襲其爵。母爵者、其後爲公士。母子男、以女、母女

④□□整理小組は「□□□□」に作り、「簡文所殘字應爲「子、良人」、孺子・良人、徹侯姬妾、參看前第二二二簡」と注する。しかし、「子良人」であれば、「子」の字は重文符號で表されるはずだから、この考えは成立しがたい。

諸侯王得置姬八子、孺子、良人。（221（置吏律））

徹侯得置孺子、良人。（222（置吏律））

諸侯王得置姬八子、孺子、良人。（221（置吏律））

徹侯得置孺子、良人。（222（置吏律））

⑤【五大夫】…この部分は意を以て補われている。圖版をみると、ちょうど簡が左右に裂けていて判讀が難しいが、「五大夫」と書き込めるスペースはない。

⑥下妻…妾の呼稱の一。同じく妾の呼稱である「偏妻」については四二〜四三簡注①参照。

師古曰、下妻猶言小妻。（『漢書』王莽傳中注）

成帝下妻子也。（『後漢書』光武帝紀注）

甲寅、詔吏人遭饑亂及爲青・徐賊所略爲奴婢下妻、欲去留者、

亡・殺・傷縣官畜産、不可復以爲畜産、及牧之而疾死、其肉・革腐敗毋用、皆令以平買（價）償。入死・傷縣官、買（價）以減償。（433（金布律））

人主之疾死者、不能處半。（『韓非子』備内）

未戰而疾死者過半。（『漢書』嚴助傳）

未及問、會疾死。（『漢書』儒林傳）

②置後

死事者、置後如律。（142（捕律））

嗣子奇反、不得置後、國除。（『史記』高祖功臣侯者年表）

③後子・後嗣

擅殺、刑、髡其後子、灑之。●可謂後子。●官其男爲爵後、及臣邦君長所置爲後大子、皆爲後子。（法律答問72）

恣聽之。（『後漢書』光武帝紀）

【解説】

有爵者が病死した場合、その嗣子には爵位が與えられた。徹侯と關内侯については父親と同じ爵が、卿以下については父のそれよりも數等下の爵位が與えられる。通常は嫡子が爵を嗣ぐが、嫡子がいなければ庶子でも構わなかった。従来、公乘以下の民爵が子に繼承されることはない、と考えられてきたが、本條、および以下の諸條の出現によって再考の必要が生じてきた。

《三六九〜三七一》（C 99・C 85・C 100）

□□□□爲縣官有爲也、以其故死若傷二句中死、皆爲死事者、令子男襲其爵。母爵者、其後爲公士。母子男、以女、母女

以父、母父以母、母母以男同產、母男同產以女同產、母女同產以妻。諸死事當置後、母父母・妻子・同產者、以大父、母大父

父、母大父

以大母與同居數者。

371 370

【譯】

…國家のために奉仕し、それが原因で死亡もしくは負傷して二十日以内に死亡した時には、いずれも公務による死亡とみなし、子息にその爵を襲わせる。爵が無い者であれば、その後繼を公士とする。子息が無ければ娘、娘が無ければ父、父が無ければ母、母が無ければ男性の同產、男性の同產が無ければ女性の同產、女性の同產が無ければ妻を充てる。およそ公務による死亡の結果、後繼を置く時には、

父母・妻子・同産の者が無ければ、大父を充て、大父が無ければ、大母で同居して名籍を同じくする者を充てる。

【注】

①傷二句中死…二四簡注②も参照のこと。

鬪傷人、而以傷辜二句中死、爲殺人。(24(賊律))

②死事・戦死など、國家のために死ぬこと。一四二簡注⑨参照。

☐及(？)爵、與死事者之爵等、各加其故爵一級、盈大夫者食之。(373(置後律))

③母父以母…整理小組は『史記』高祖功臣侯者年表と『漢書』高惠高后文功臣表の、魯侯奚涓の事例を母が爵位を繼承した例として挙げる。

魯 以舍人從起沛、至咸陽爲郎中、入漢、以將軍從定諸侯、侯、四千八百戶、功比舞陽侯。死事、母代侯。〔集解、徐廣曰、漢書云魯侯涓、涓死無子、封母疵。索隱、涓無子、封中母侯疵也。〕〔『史記』高祖功臣侯者年表〕

④同産…一九一簡注①参照。

⑤與同居數…整理小組は「同居數、同一名籍。」とする。

夫同産及子有與同居數者、令母買賣田宅及入贅。(387(置後律))  
…(上略)…同産子代戶、必同居數。…(下略)…(380(置後律))  
…(上略)…●母夫、及爲人偏妻、爲戶若別居不同數者、有罪完春、白粲以上、收之、母收其子。内孫母爲夫收。(176、177(收律))  
「數」は「名數」の意で、「同居數」とは名籍を同じくすることである。その一方で、「同居數」は「同居」(居所を同じくする)と「同數」(同じ戸籍に屬する)が合わさった語であり、必ずしも同一戸籍を意味しないという意見も出た。

【解説】

前條と同じく、有爵者が死亡した場合の爵繼承にかんする規定。病死の場合(前條)と異なり、公務のために死亡した際には、死者の爵位が減殺されることなく後繼に繼承され、無爵の場合は後繼に公士爵が與えられた。

男子がない場合には、娘その他が爵位を繼承し、その優先順位は娘―父―母―兄弟―姉妹―妻、である。父母・妻子・兄弟姉妹がいづれもいなければ祖父が、祖父もいなければ祖母(ただし居數を同じくする者)が後繼となった。ここにみえる繼承順位は三七九、三八〇簡のそれ(父母―妻―娘―孫―耳孫―大父母―兄弟の子)とは食い違っている。

《三七二》(F100)

女子比其夫爵。

【譯】

女子はその夫の爵位になぞらえる。

【注】

①女子比其夫爵…婦人が夫の爵に従うことについては八四簡注②参照。

故婦人無爵、從夫之爵、坐以夫之齒。〔『禮記』郊特性〕

☐殺傷其夫、不得以夫爵論。(84(盜律))

昭儀位視丞相、爵比諸侯王、健仔視上卿、比列侯。…〔『漢書』外戚傳上〕

【解説】

爵位に應じて設けられている優遇措置は、女性の場合には夫の爵位を基準にして認められる。八二簡(上造・上造妻以上)や八三簡(公士・公士妻)がその具體例として挙げられる。

《三七三》(C 91)

及(？)爵、與死事者之爵等、各加其故爵一級、盈夫者食之。

【譯】

…及(？)爵、公務のために死んだ者に與える爵に等しく、各々そのものと爵に一級を加え、大夫を滿たせばこれに食ませる。

【注】

①死事…一四二簡注①参照。

②盈大夫者食之…「食之」は食邑を與える、ないしは食祿を與える、の謂か。

歲終則稽其醫事、以制其食。「鄭玄注、食、祿也。」(『周禮』醫師)

君子謀道、不謀食。(『論語』衛靈公)

軍吏卒會赦、其亡罪而亡爵及不滿大夫者、皆賜爵爲大夫。故大夫以上賜爵各一級、其七大夫以上、皆令食邑、非七大夫以下、皆復其身及戶、勿事。(『漢書』高祖紀下 高祖五年五月)

【解説】

簡頭を缺き、詳細は不明。「死事者」の後繼への爵位賜與について

は三六九〜三七一簡に規定があり、死者の爵を跡継ぎがそのまま襲うことになっているが、本條との關係は定かでない。

《三七四》(C 89 A)

長爵爲下爵、母爵□□□□□

【譯】

長爵のものは下爵となし、爵のないものは…

【注】

①長爵・下爵…整理小組は「長爵、較高之爵。下爵、較低之爵」とする。

下爵、殿上爵、罰金四兩。(28 (賊律))

今西邊北邊之郡、雖有長爵不輕得復。「張晏曰、長爵、高爵也。雖受高爵之賞、猶將禦冠、不得復除逸豫也。」(『漢書』賈誼傳)

七大夫・公乘以上、皆高爵也。(『漢書』高祖紀下)

《三七五》(C 52)

先以長者、有爵者□之。爵當卽而有物故、奪□、以其數減後爵。其自賊殺、勿爲置後。

【譯】

…まず年長者を以ってし、有爵者はこれに…。爵位を繼ぐべきものが死亡したり…、奪…、その數を以って後繼の爵を減ずる。自殺した場合は、後繼を置いてはならない。



【注】

①先以長者…

當士(仕)爲上造以上者、以適(嫡)子、母適(嫡)子、以扁(偏)妻子・孽子、皆先以長者。若次其父所、所以未傳、須其傳、各以其傳。(361)(傳律)

②□…整理小組は「卽」と釋すが、見える部分の形は四字下の「卽」とは違ふ。ここでは暫く不明としたが、「次」と釋す案も出た。

③卽…爵位に就くこと。

防卒、子衡當嗣、讓封於其弟崇、數歲、不得已、乃出就卽云。(後漢書)徐防傳)

④物故

一郵十二室。長安廣郵廿四室、敬(警)事郵十八室。有物故・去、輒代者有其田宅。有息、戶勿減。…(下略)…(265)(行書律)

⑤自賊殺…

賊傷人、及自賊傷、以避事者、皆黥爲城旦舂。(25)(賊律)  
臣妾牧殺主。●可謂牧。●欲賊殺主、未殺而得、爲牧。(法律答問76)

【解説】

不明字があり、かつ「以其數減後爵」という部分の意味が分かりにくく、條文の謂うところははっきりしない。「數」の意味するところについては、「規定」名數(戶籍)等の解釋が出た。あるいは有爵者が病死したとき、その爵より幾分低い爵が後嗣に與えられる(三六七～三七八簡)が、そのことを表現した句ではないか、という意見

もあつた。

「其自賊殺」以下は別の條文で、自殺した者には後繼を置くことを認めないとする。

《三七六》(C 84)

死、其寡有遺腹者、須遺腹產、乃以律爲置爵・戶後。

【譯】

死亡して、その寡婦が妊娠をしている場合、その子供が生まれるのをまって、それから律を以って爵と戸の後繼を置くことをなす。

【注】

①遺腹…

趙朔妻、成公姊、有遺腹、走宮匿。(史記)趙世家)  
臥赤子天下之上而安、植遺腹、朝委裘、而天下不亂、當時大治、後世誦聖。(漢書)賈誼傳)

②爵・戶後…

…(上略)…當爲父爵、後而傳者、士(仕)之如不爲後者。(362)(傳律)  
寡爲戶後、予田宅、比子爲後者爵。…(下略)…(386)(置後律)

【解説】

妻が妊娠中に夫が死んだ場合は、その子供が産まれるのを待って後嗣を決めることとする。「以律」とは三六九～三七一簡や三七九～三八〇簡などの、相續の優先順位を定めた規定を指すのであろう。實際に遺腹の子が後繼とされた例を挙げておく。

泗水戴王前薨、以母嗣、國除。後宮有遺腹子煖、相・内史不奏言、上聞而憐之、立煖爲泗水王。〔漢書〕昭帝紀)

《三七七》(C 82)

父母及妻不幸死者已葬卅日、子・同産<sup>①</sup>・大父母<sup>②</sup>・母<sup>③</sup>・之同産十五日之<sup>④</sup>官<sup>⑤</sup>。

【譯】

父母、及び妻が不幸にして死去すれば、すでに葬ってから三十日、子供・同産・祖父母・父母の同産の場合は、十五日にして官にもどる。

【注】

- ①産：産字の下にも重文符號があるが、整理小組は衍とする。
- ②之：整理小組は「之、往、之官、指赴官府報告」とするが、この注では何を報告せねばならないのか、はっきりしない。ここでは次注に挙げた「奏讞書」所引の律をふまえ、「寧」(「忘引」)が終了して官に復歸することと理解した。
- ③不幸死：十五日之官

律曰、諸有縣官事、而父母若妻死者、歸寧卅日、大父母・同産十五日。〔奏讞書〕②180~181)

【解説】

近親が死亡した際には一定日数の休暇が與えられる(注③所引「奏讞書」)。その休暇が終わったならば、再び官にもどらねばならなかった。居延漢簡に見える、

□取寧□六十二日不到官移居延亟遣 ●一事一封□(185・29) は、休暇が終わっても出頭しない者にかんする記録であろう。後代の類似規定としては、

凡齊衰周給假三十日、葬五日、除服三日、齊衰三月五月、大功九月、竝給假二十日、葬三日、除服二日、小功五月、給假十五日、葬二日、除服一日、總麻三月、給假七日、出降者三日、葬及除服各一日。〔通典〕雜制 給假) などが挙げられる。

《三七八》(C 90)

同産相爲後、先以同居、母同居乃以不同居、皆先以長者<sup>①</sup>。其或異母、雖長、先以同母者。

【譯】

兄弟で互いに後繼となる際には、先ず同居の兄弟を以てし、同居している者がなければ、同居していない者を以てするが、いずれも先ず年長者を以てする。母を異にしておれば、年長者であったとしても、先ず同母の者を以てする。

【注】

- ②先以長者：當士(仕)爲上造以上者、以適(嫡)子。母適(嫡)子、以扁(偏)妻子・孿子、皆先以長者。…(下略)…(361(傳律))

【解説】

子や父母のいない者が死亡した時には、その戸や爵が兄弟姉妹に

繼承されることがある（三六九〜三七一簡、三七九〜三八〇簡参照）。その際に兄弟姉妹が複数いたならば、誰が優先的に後繼とされるのか、規定する。

《三七九〜三八〇》（C 134・C 136）

死母子男代戸、令父若母、母父母令寡、母寡令女、母女令孫、母孫令耳孫、母耳孫令大父母、母大父母令同產子<sup>②</sup>代<sup>③</sup>戸。必同居數<sup>④</sup>。棄妻子不得與後妻子爭後<sup>⑤</sup>。 380 379

【譯】

死亡して戸を繼承する息子がいない時には、父もしくは母に繼承させ、父母がいなければ未亡人に、未亡人がいなければ娘に、娘がいなければ孫に、孫がいなければ曾孫に、曾孫がいなければ祖父母に、祖父母がいなければ同産の子に戸を繼承させる。同産の子が戸を繼承する際には、必ず同居して名籍を同じくしていなければならぬ。離婚した妻の子は、後妻の子と後繼を争うことができない

【注】

①耳孫・曾孫。八二簡注③参照。

②子…寫眞では「子」の下に重文符號が確認できない。重文符號がないとすると、「母大父母令同產・同產子代戸。代戸必同居數。」祖父母がいなければ同産か同産の子に戸を繼承させる。戸を繼承する際には、必ず同居して名籍を同じくしていなければならぬ」という文章になる。しかし同産と同産の子をひとまとめにして繼承候補者とするのは不自然であるので、重文があるものとして譯出した。

③同居數…三六九〜三七一簡注⑤参照。

④棄妻…整理小組は「已休棄之妻」とする。

女子爲父母後而出嫁者、令夫以妻田宅盈其田宅。宅不比、弗得。其棄妻、及夫死、妻得復取以爲戸。棄妻、異之其財。（384（置後律））

於是放臣・逐子・棄妻・離友、…『文選』卷一八馬融「長笛賦」  
棄妻不書、賞一甲。其棄妻亦當論不當。賞一甲。（法律答問169）

【解説】

戸の繼承順位について規定する。男子がいなかった場合には父母その他が戸を繼承し、その優先順位は父母―妻―娘―孫―曾孫―祖父母―兄弟の子（同居數の）、となる。「奏讞書」②に引かれた「故律」にも同様の順序が規定されている。

故律曰、死夫（？）以男爲後。母男以父母、母父母以妻、母妻以子女爲後。

後妻に子がいなければ、離婚した妻の子が後繼になることもあった（次條、三八一簡）が、後妻に子があれば、その子が優先された。

本條文に規定された繼承順位は三六九〜三七一簡に見える爵位の繼承順位（娘―父―母―兄弟―姉妹―妻―祖父―祖母）とは食い違っている。

《三八一》（C 64 A + C 89 B）

後妻母子男爲後、乃以棄妻<sup>①</sup>子<sup>②</sup>爲<sup>③</sup>

【譯】  
後妻に後繼となる男子がなければ、棄妻の男子を後繼とする。

【解説】  
前條末尾に「棄妻子不得與後妻子爭後」とある通り、後妻に男子がある場合は、離婚された妻の子は後繼にならない。本條は後妻に男子がない場合について、特別に離婚された妻の子も後繼となれるものとする。

《三八二》《三八三》(C 137・C 143)

死母後<sup>①</sup>而有奴婢者、免奴婢以爲庶人、以□人律<sup>②</sup>。□之□主田宅及餘財<sup>③</sup>。奴婢多、代戶者毋過一人、先用勞久<sup>④</sup>、有

□□□子若主所言吏者。

383 382

【譯】  
死んだとき、後繼がおらず奴婢がいる場合、奴婢を免じて庶人とし、…人律によってこれを…し、主人の田宅および餘財を…奴婢が多ければ、戸を繼承するのは一人をこえず、使役期間の長いものを優先し、有…。

…子、もしくは主人が吏に言った者…

【注】

①死母後

齊厲王立五年死、母後、國人于漢。(『史記』齊悼惠王世家)

②以□人律…文脈からして、「以庶人律」である可能性が高い。

□□廷歲不得以庶人律未受田宅者、鄉部以其爲戶先後次編之、久爲右。(318 (戶律))

③餘財…

廣廉、得賞賜輒分其麾下、飲食與士共之。終廣之身、爲二千石四十餘年、家無餘財、終不言家產事。(『史記』李將軍列傳)

④勞久…前注②所引三一八簡も參照のこと。

…(上略)…吏備(德)罷、佐勞少者、毋敢置(擅)史、卜。…(下略)…(482 (史律))

【解説】

整理小組は三八二簡と三八三簡をつなげて釋讀するが、二つの簡の筆跡は筆畫の角度などにおいて異なる。また三八三簡の文章が短く、二簡をつなげて解釋できない。そのため、二つの簡がつながらない可能性を考慮して譯出した。

三八二簡は、後嗣がない場合に奴婢を解放して庶人とし、後嗣にすること認める。その際、後嗣にすることができるのは一名に限られ、主人に仕えた期間が長い者が優先される。「以□人律」は「以庶人律」である可能性を注で指摘したが、これと對になる「奴婢律」なる語が奴婢の解放について規定した條文(二六三簡)に見える。

《三八四》(C 184)

女子爲父母後而出嫁者、令夫以妻田宅盈其田宅。不比、弗得<sup>①</sup>。其棄妻<sup>②</sup>、及夫死妻得復取<sup>③</sup>以爲戶。棄妻、界之其財。

【譯】

女性が父母の後繼となつてから嫁いだ場合、夫に妻の田宅を自分

の田宅に併合させる。宅地は隣接していなければ併合できない。棄妻や夫が死んだ妻は、取り戻して戸を形成することができる。棄妻には、これにその財産を與える。

【注】

①出嫁

姉妹之子曰出、出嫁於異姓而生之也。〔釋名〕釋親屬)

②宅不比、弗得

…(上略)…其已前爲戸而母田宅、田宅不盈、得以盈。宅不比、不得。(313(戸律))

③棄妻

ムと考え、名詞として譯した。それと並列される「夫死妻」もここでは「夫が死んだ妻」とした。あるいは「棄妻」は「妻を棄てる」という行爲として譯すことができ、それに對應させるならば「夫が死んだならば、妻は」となる。

④復取

項梁使良求韓成、立爲韓王。以良爲韓司徒、與韓王將千餘人西略韓地、得數城、秦輒復取之、往來爲游兵潁川。〔漢書〕張良傳)

【解説】

人の妻は戸を爲して田宅を有することができない(三四五簡)。それゆえに後繼として戸を繼承し、田宅を有していた女性は、嫁いだ時に自らの田宅を夫の田宅と併せる。ただし宅地については、隣接していなければ併せることができない。注②に引いた三二三簡と共通する原則がここにも見られる。夫と離別・死別した場合にはふた

たび田宅を取り戻して自分の戸を爲すことができる。

《三八五》(C 197 A)

其主而有子、主死、免其婢爲庶人。其財、與中分。其共爲也、及息。婢御。

【譯】

…その財…平等に分配する。其共爲也、及息。婢がその主にはべつて子供を生み、主が死ねば、その婢を免じて庶人とする。

【注】

①…整理小組は「長(?)次子□之」と釋すが、簡頭は折れており、「長」以下の五文字も圖版からは判讀できない。

②中分

項王乃與漢約、中分天下、割鴻溝以西者爲漢、鴻溝而東者爲楚。〔史記〕項羽本紀)

既而弟子求分財異居、包不能止、乃中分其財。〔後漢書〕劉趙淳于江劉周趙列傳序)

③其共爲也、及息…「共」は、寫眞版を見る限りでは「夫」とも釋讀できるが、いづれにしてもこの文は解釋できない。

④御…枕席に侍ること。一九五簡注④參照。

【解説】

「其共爲也及息」が解釋できない。「其共爲也」が一つの句をなすのであろうが、前の文章が缺けていることもあって、「爲」の意味する

ところが分らない。また「其<sub>レ</sub>也、及<sub>レ</sub>」は他の箇所では並列として解釋してきた。だが、その下は「及息」で句断せねばならず、「其共爲也」と「息」とを並列させて解釋するのも難しい。「子が産まれるまで共に行く」「その共に作ったものと増えたものを中分する」といった解釋も出たが、かなり無理な訓讀になり、かつ意味が通らない。譯においても原文をそのまま残す他なかった。

「婢御」以下は、主人の子を産んだ婢は、主人の死後に解放される旨規定する。唐律では戸婚29に「若婢有子及經放爲良者、聽爲妾」という規定が見える。

《三八六〜三八七》(C 198・C 199)

寡爲戸後、予田宅、比子爲後者爵。其不當爲戸後、而欲爲戸以受殺田宅、許以庶人予田宅。母子、其夫。 386  
 母子、其夫而代爲戸。夫同產及子有與同居數者、令母賣賣田宅及入贅。其出爲人妻、若死、令以次代戸。 387

【譯】

未亡人が戸の後繼になれば、田宅を與え、子が後繼になる場合に取得する爵位に比す。後繼にはあたらないが、戸を形成して田宅を減殺して受けようとすれば、庶人として田宅を與えるのを許可する。子がいなければ、その夫…

子がいなければ、その夫が代わって戸を形成する。夫の同産および子の中で同居して名籍を同じくする者がいれば、田宅を賣つたり婿を取らせてはならない。家を出て他人の妻になるか、もしくは死んだら、順番どおりに戸を繼承させる。

【注】

①予田宅、比子爲後者爵…田宅の支給額については三二〇〜三二三簡、三一四〜三一六簡参照。後繼となる者に與えられる爵位については、三六七〜三六八簡、三六九〜三七二簡を参照のこと。

②以受殺田宅…

殺、減也。(『廣雅』釋詁)

詔王殺邦用。「鄭玄注、殺、猶減也。」(『周禮』地官 廩人)

寡婦が、戸後となるには當たらないものの、自分の戸を形成することを望んだ場合の處置であろうが、「受殺」の解釋をめぐって意見が分かれた。ここでは暫く「戸後として受けるはずであった田宅の額から減殺されて田宅を受領する」と解釋して譯出した。別案としては次の二案が出た。①「殺がれし田宅より受く」と訓讀する案。田宅の減殺された部分(後繼には先代の爵位よりも數等降った爵位が與えられるので、給付される田宅も減少する。その削られる部分の田宅)が寡婦への支給に充てられる。②「戸を爲して以て受けんと欲すれば、田宅を殺ぎ、庶人を以て…」と訓讀する案。後繼に與えられるべき田宅を殺ぎ、寡婦に與える、という解釋である。

③以庶人予田宅…庶人に支給されるのは、田一頃・宅一宅(三二〇〜三二三簡、三一四〜三一六簡参照)。

④母子、其夫…「子」の右下の符號ははっきりと見えないが、「レ」と判讀して解釋した。また「夫」字の下には明らかに重文符號がある。そのうえで三八六簡と三八七簡をつなげると、「…母子其夫、夫母子、其夫而代爲戸…」となり、

意味が通じない。故にここでは二簡は連続しないものと見、別々に譯出した。

⑤ 母子、其夫而代爲戸…

…(上略)…孫死、其母而代爲戸…(下略)…(388 (戸律))

⑥ 與同居數者…三六九…三七一簡注⑤參照。

⑦ 其出爲人妻…

出妻、屏子、終身不養焉。〔孟子〕離婁下)

出妻之子爲母。〔儀禮〕喪服)

⑧ 令以次代戸…「代戸」の順位については三八〇簡參照。

【解説】

整理小組は三八六簡と三八七簡をつなげて釋讀するが、注④にも述べたとおり意味が通じなくなるので、二簡を獨立させて譯注をつけた。ただし二簡とも寡婦に関する規定である點は共通する。

三八六簡は寡婦に與えられる田宅について規定する。男子がなく、兩親もいなければ、寡婦が夫の戸を繼承することもあった(三七九～三八〇簡)。その際には、もし子がいればその子に與えられていたであろう爵位を基準にして田宅が給付された。戸後となるには當たらない場合でも、寡婦はみずからの戸を形成でき、庶人に支給されるだけの田宅が給付された。

三八七簡の冒頭には、三八六簡の末尾と同じ文章が重ねられており、詳細は不明。「夫同産」以下には、三三八～三三九簡(孫が死亡し、その母が戸主となった場合、舅姑を追い出したり婿をとったりして、田宅・財産を外姻のものとすることを禁じた規定)と共通する語彙が見える。寡婦が田宅を有することになっても、夫の兄弟姉妹や同居している子がおれば、それを賣り拂ったり、あるいは婿を

とったりして外姻のものとするのを禁じた規定か。寡婦が人の妻になつたり、死んだりした場合は、その戸は代戸の繼承順位に従って繼承された。

《三八八》(F 47 A)

□<sub>1</sub>□<sub>2</sub>不審、尉<sub>1</sub>□<sub>3</sub>者罰金各四□<sub>4</sub>□<sub>5</sub>…

【譯】

…不審であれば、尉：各おの罰金四…。

【注】

① 尉…整理小組は「尉・尉史主」と釋する。だが本簡は右半を缺き、「尉」字下の重文符號の有無はもとより確かめられない。

【解説】

三八八簡は上部の右半を、次の三八九簡は「後」字以下の左半を缺く。三八八簡の上部が三八九簡の左側に収まり、左右結合する可能性もある。ただし接合させると、三八八簡において「不審」と釋讀されている部分の文字が釋しづらい。ここでは暫く整理小組に従った。

《三八九》(F 47 B)

當置後、留弗爲置後。過旬、尉<sub>1</sub>・史<sub>2</sub>者罰金各<sub>3</sub>□<sub>4</sub>兩。

【譯】後繼を置くにあたって、延滞して後繼を置かないまま十日間を過ぎれば、尉・尉史の擔當者は各おの罰金二兩。

【注】

①弗爲置後

豫章太守廖奏言、舜封象於有鼻、死不爲置後、以爲暴亂之人不宜爲太祖。〔漢書〕武五子傳

【解説】

次簡に述べられるとおり、爵の後繼となるには官への申告が必要になる。そうした申告を受理しながら、留めて後繼を置かなかった場合、擔當の尉・尉史が罰せられた。

《三九〇》(C 250)

嘗有罪耐以上、不得爲人爵後。諸當掾(拜)爵後者、令典若正・伍・里人。母下五人任<sup>③</sup>占<sup>④</sup>。

【譯】

かつて耐以上の罪を犯したことがあれば、人の爵の後繼とはならない。およそ爵の後繼として授與する場合は、典もしくは正と伍、里人五人以上に保證させて申告する。

【注】

①嘗有罪耐以上、不得爲人爵後。

當掾(拜)爵及賜、未掾(拜)而有罪耐者、勿掾(拜)賜。(392)

(爵律)

公・列侯嗣子有罪、耐以上先請。〔漢書〕平帝紀

…(上略)…當爲父爵後而傳者、士(仕)之如不爲後者。(392(傳律))

…(上略)…●可謂後子。●官其男爲爵後、及臣邦君長所置爲後大子、皆爲後子。(法律答問72)

②里人

後五六歲、有里人如成先病、請藥甚急、成愍而與之。〔後漢書〕方術列傳

③任…保證して推薦する。「任人」については二二〇簡注①參照。

莊任人賓客爲大農儼人、多連負。〔臣瓚曰〕任人、謂保任見舉者。〔史記〕汲鄭列傳

蒼任人爲中候、大爲姦利、上以爲讓、蒼遂病免。〔師古曰〕蒼有所保舉、而其人爲中候之官。〔漢書〕張蒼傳

④占…申告する。二六〇簡注②も參照のこと。

三年春三月、詔曰、蓋聞有功不賞、有罪不誅、雖唐虞猶不能以化天下。今膠東相成勞來不怠、流民自占八萬餘口、治有異等。

其秩成中二千石、賜爵關內侯。〔師古曰〕占者、謂自隱度其戶口而著名籍也。〔漢書〕宣帝紀

【解説】

爵の後繼を置く際の諸規定。まず耐罪以上の罪を犯した者は爵を引き繼ぐことができない。また後繼として官に申告する際には、同里の人々の保證が必要になる。ただし必要とされる保證人、「正・伍・里人母下五人」については、典・正・伍人・里人あわせて五人なのか、もしくは典・正・伍人の他に里人五人以上か、様々な場合



が考えられるが、決め手に缺ける。

《三九一》(C 241)

■置後律

【譯】

置後律

《三九二》(C 242)

當擗(拜) 爵及賜、未擗(拜) 而有罪耐者、勿擗(拜) 賜。

【譯】

爵を授與する、及び賜與するにあたって、まだ授與されないうちに耐刑に當たる罪を犯した場合は、爵の授與や賜與は行わない。

【注】

①當拜爵及賜・「拜」と「賜」はいずれも「さずける」、という方向の動詞であるが、ここでは使い分けがなされているように讀める。三九三簡の注①及び次注に引く秦律十八種からもそうした使い分けの存在が窺える。「拜」の目的語が爵か官に限られるのに對して、「賜」は様々な財物・地位の賜與に用いられる語である。「拜」は爵の授與、「賜」は錢や物品の賜與を意味するのだろう。

捕從諸侯來爲閒者一人、擗(拜) 爵一級、有(又) 購二萬錢。不當擗(拜) 爵者、級賜萬錢、有(又) 行其購。…(下略) …

(150 (捕律))

②未拜而有罪耐者

從軍當以勞論及賜、未拜而死、有鼻、法耐畧其後、及法耐畧者、皆不得受其爵及賜。其已拜、賜未受而死及法耐畧者、鼠賜。軍爵律(秦律十八種153~154)

【解說】

爵の授與が決まったものの、實際に拜領するまでの間に耐刑に當たる罪を犯したならば、授與が取り消される、という規定。注②に引いたとおり、秦律にも同様の規定が見える。耐罪以上の罪を犯した者は、爵の後繼になることもできなかった(三九〇簡)。

注①でもふれたとおり、本條文中の「拜」「賜」は使い分けがなされている。兩者の意味の違いは―注①に一案を示したが―はっきりしない。ただし本條末尾の「拜賜」なる語も、使い分けがあることを考慮して「拜・賜」として解釋した。

一方で「拜」「賜」の使い分けに固執せず、「賜」はひろく賜與物、あるいはそれを授與する行爲を指す語ではないか、という案も出た。

※別譯「爵や賜與品を授與されるにあたって、まだ授與されないうちに耐刑に當たる罪を犯した場合は、授與しない。」

《三九三》(C 240)

諸當賜・受(授) 爵、而不當擗(拜) 爵者、級予萬錢。

【譯】

およそ賜與したり爵を授けるに當たって、爵を授與されるのに該

當しない者には、爵一級ごとに萬錢を與える。

【注】

①諸當賜

諸當賜、官母其物者、以平賈予錢。(290(賜律))

②賜授爵

前條で「賜」を錢などの賜與を意味するものと解釋したので、それに沿って譯出した。一方でこの箇所を「爵を賜授す」と訓讀する案も出た。

③不當拜爵者

…(上略)…其斬一人若爵過大夫及不當擽(拜)爵者、皆購之如律。…(下略)…(148(捕律))

④級予萬錢

捕從諸侯來爲閭者一人、擽(拜)爵一級、有(又)購二萬錢。

不當擽(拜)爵者、級賜萬錢、有(又)行其購。…(下略)…

(150(捕律))

各二級、斬捕八級、拜爵各三級、不滿數、賜錢級千、斬首捕虜

母過人三級、拜爵皆母過五大夫、必頗有主以驗、不從法狀。

(散見簡牘合輯258(青海大通上孫家寨115號漢墓))

【解説】

爵を授與されるのに該當しない者としては、たとえば奴婢を擧げることが出来る。そうした者には爵の代わりに錢が支給されることを規定する。

《三九四》(C 239)

諸詐(詐)偽自爵免<sub>二</sub>人<sub>一</sub>者、皆黥爲城旦舂。吏智(知)

而行者、與同罪。

【譯】

およそ偽って爵で自らの罪を免除された者や他人の罪を免除させた者は、いずれも黥城旦とする。吏が知っていながら施行した場合は、與同罪。

【注】

①自爵免<sub>二</sub>人<sub>一</sub>…整理小組は「自爵爵免人」と釋文をつくるが、

重文符號の法則から言えば「自爵免爵免人」と釋すべきである。

…(上略)…其妻子爲收者、皆錮、令母得以爵償・免除及贖。

(38(賊律))

…(上略)…令、吏盜、當刑者刑、毋得以爵減免贖、以此當恢。

…(下略)…〔奏讞書〕<sup>15</sup> 73

②吏知而行者、與同罪

…(上略)…吏智(知)而出之、亦與盜同法。(75(盜律))

…(上略)…將吏智(知)其請(情)、與同罪。…(下略)…(496

(津關令))

【解説】

偽って爵で自らの、あるいは人の罪を免除させた場合の科罰規定。爵を差し出して他人の罪を除いてもらうことは、二〇四〜二〇五簡や睡虎地秦簡の軍爵律(秦律十八種155〜156)に見える。

《三九五》(C 238)

■爵律

【解説】  
睡虎地秦簡秦律十八種に二條の「軍爵律」がある(153~156)。

《三九六~三九七》(F 159・F 166)

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人<sup>①</sup>、獄已具<sup>②</sup>、勿庸論<sup>③</sup>、  
上獄屬所二千石<sup>④</sup>官<sup>⑤</sup>。令毋害<sup>⑥</sup>都吏<sup>⑦</sup>復案<sup>⑧</sup>。問(聞)  
二千石<sup>⑨</sup>官。  
丞謹掾<sup>⑩</sup>、當論、乃告縣道官以從事。徹侯邑<sup>⑪</sup>上在所郡守。

397

396

【譯】

縣・道の官が取り調べた死罪、及び過失・遊戯から人を殺した事  
案は、裁判ですでに罪状が具備しても、それで論断してはならず、裁  
判を所屬する二千石の官に上申する。二千石の官は無害の都吏に復  
案させ、二千石官に報告させる。二千石官の丞は厳正にこれを補佐  
し、論断するに相當するなら、縣・道の官に告げて職務を遂行させ  
る。徹侯の邑では所在するところの郡の守に上申する。

【注】

①過失・戲而殺人…二二簡注②③參照。

賊殺人、鬪而殺人、棄市。其過失及戲而殺人、贖死。傷人、除。

(21) (賊律)

②獄已具

湯掘窟得盜鼠及餘肉、効鼠掠治、傳爰書、訊鞠論報、并取鼠與  
肉、具獄磔堂下。「集解、鄧展曰、罪備具。」(「史記」酷吏傳  
張湯傳)「漢書」張湯傳注は「師古曰、具爲治獄之文、處正其  
罪而磔鼠也。」

東海有孝婦、少寡、亡子、養姑甚謹、姑欲嫁之、終不肯。姑謂  
鄰人曰、孝婦事我勤苦、哀其亡子守寡。我老、久矣丁壯、奈何。  
其後姑自經死、姑女告吏、婦殺我母。吏捕孝婦、孝婦辭不殺  
姑。吏驗治、孝婦自誣服。具獄上府、于公以爲此婦養姑十餘  
年、以孝聞、必不殺也。太守不聽、于公爭之、弗能得、乃抱其  
具獄「師古曰、具獄者、獄案已成、其文備具也」、哭於府上、  
因辭疾去。(「漢書」于定國傳)

罪人獄已決、自以罪不當欲乞鞠者、許之。…(下略)…(114(具  
律))

以乞鞠及爲人乞鞠者、獄已斷乃聽、且未斷猶聽。獄斷乃聽  
之。(法律答問115)

③勿庸論…庸とは用に通じ、「用いる」「以て」の意であろう。

訊獄 凡訊獄、必先盡聽其言而書之、各展其辭、雖智其詭、  
勿庸輒詰。其辭已盡書而毋解、乃以詰者詰之。…(下略)…(封  
診式255)

用其義刑義殺、勿庸以次汝封。「義、宜也。用舊法典刑宜於時  
世者以刑殺、勿用以就汝封之心所安。」(「書」康誥)

④上獄屬所二千石官

興律有上獄之法、…(「晉書」刑法志)

…興律有上獄之事、科有考事報讞、宜別爲篇、故分爲繫訊・斷  
獄律。(同) 魏律序略)

☐☐獄屬所二千石☐☐(居延簡126・31)

囚律告劾毋輕重皆關屬所二千石官（居延簡 EPT. 10: 2A）  
：（上略）：乞鞠者各辭在所縣道、縣道官令、長、丞謹聽、書其  
乞鞠、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。：（下略）：  
（116（具律））

⑤母害：「文無害」とは文吏として問題がない者のこと。ただし具  
體的には、公平であることを言うのか、それとも有能で瑕  
疵がないことを言うのか、解釋が分かれる。

以文無害爲沛主吏掾。〔集解〕漢書音義曰、文無害、有文無所  
枉害也。律有無害都吏、如今言公平吏。一曰、無害者如言無  
比、陳留聞語也。索隱、按、裴注已列數家、今更引二說。應劭  
云、雖爲文吏、而不刻害也。韋昭云、爲有文理、無傷害也。〔  
史記〕蕭相國世家）

服虔曰、爲人解通、無嫉害也。應劭曰、雖爲文吏、而不刻害也。  
蘇林曰、母害、若言無比也。一曰、害、勝也、無能勝害之者。  
晉灼曰、酷吏傳趙禹爲丞相亞夫吏、府中皆稱其廉、然亞夫不  
任、曰、極知禹無害、然文深、不可以居大府。蘇說是也。師古  
曰、害、傷也、無人能傷害之者。蘇・晉兩說皆得其意、服・應  
非也。〔漢書〕蕭何傳）

樹達按、文母害是一事、蓋言能爲文書無疵病。緣官書貴於周  
密、稍有罅隙、即可僨事。王莽傳載莽孫宗刻印三、莽按驗、宗  
自殺。莽下令云、刻銅印三、文意甚書、不知厭足、窺欲非望。  
文意甚書者、正文母害之反、即今言語有疵病之謂。不知厭足、  
窺欲非望、正其文書之所在也。據此文母害乃是一事、或單稱無  
害、則謂其人無疵病耳。以服虔以下諸說解莽傳文、皆不可通、  
故知其未諦矣。（楊樹達『漢書窺管』卷四）

⑥都吏

：（上略）：乞鞠者各辭在所縣道、縣道官令、長、丞謹聽、書其  
乞鞠、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。都吏所覆治、  
廷及郡各移旁近郡、御史、丞相所覆治移廷。（116（具律））  
縣道官令長及官（？）母長而有丞者免、徙、二千石官遣都吏  
效代者。雖不免、送（徙）、居官盈三歲、亦輒遣都吏案效之。  
效案官而不備、其故吏不效新吏、新吏罪之、不盈歲、新吏弗  
坐。（347（效律））

詔曰、：豈稱養老之意哉。具爲令。有司請令縣道、年八十已  
上、賜米人月一石、肉二十斤、酒五斗。其九十已上、又賜帛人  
二疋、絮三斤。賜物及當粟糶米者、長吏闕視、丞若尉致。不滿  
九十、嗇夫、令史致。二千石遣都吏循行〔蘇林曰、取其都吏有  
德也。如淳曰、律說、都吏今督郵是也。閑惠曉事、即爲文無害  
都吏。師古曰、如說是也。行音下孟反。〕、不稱者督之。刑者及  
有罪耐以上、不用此令。〔漢書〕文帝紀 元年三月）

⑦復案：「復」は「一六〇一七簡に見える「覆」のことか。一  
三簡注③「覆治」参照。「案」は「調べる」の意であるが、  
復案と復治が同じことなのかは俟考。

霍謂字叔智、魏郡鄴人也。：有人誣謂舅宋光於大將軍梁商者、  
以爲妄刊章文、坐繫洛陽詔獄、掠考困極。謂時年十五、奏記於  
商曰、：光之所坐、情既可原、守闕連年、而終不見理。呼嗟紫  
宮之門、泣血兩觀之下、傷和致災、爲害滋甚。凡事更赦令、不  
應復案。：〔後漢書〕霍謂傳）

舊制、州牧奏二千石長吏不任位者、事皆先下三公、三公遣掾史  
案驗、然後黜退。帝時用明察、不復委任三府、而權歸刺舉之  
吏。浮復上疏曰、：即位以來、不用舊典、信刺舉之官、黜鼎輔  
之任、至於有所劾奏、便加免退、覆案不關三府、罪譴不蒙澄

察。：〔後漢書〕朱浮傳)

⑧謹掾・整理小組は「掾、佐助、見朱駿聲『說文通訓定聲。』」と注

する。しかし「掾」を「補佐する」と讀むのも難しく、字形

も「掾」かどうか分からない。あるいは「錄」と釋し、「二

千石官と丞はこれを吟味し」と譯すべきかもしれない。

諸州常以八月巡行所部郡國、錄囚徒、考殿最。〔胡廣曰、縣邑

囚徒、皆閱錄視、參考辭狀、實其眞僞。有侵免者、即時平理

也。〕〔續漢書〕百官志五州刺史條)

●淮陽守行縣掾新鄴獄、：〔奏讞書〕案例⑩ 75)

⑨徹侯臣

宅之大方卅步。徹侯受百五宅、：(下略)：(314(戶律))

【解説】

本條は興律の一條として配列されているが、整理小組も指摘する  
とおり、具律とした方が相應しい内容である。にもかかわらず興律  
とされているのは、注④の『晉書』刑法志で「上獄」は興律に屬す、  
とされているためであろう。

内容は死罪案件、及び過失・遊戯からの殺人案件の論斷に際し  
て、二千石官へ報告し、それによる許可を得るべき旨規定したもの。  
二千石官は都吏を派遣して調査させ、その報告を丞とともに吟味し  
て、論斷に相當するか否かを判斷する。従來、漢代には縣が死刑案件  
をも專斷できたと考えられてきたが、再検討の餘地が生まれてき  
た。後代の類例を擧げておく。

犯死罪、若父母、祖父母年老、更無成人子孫、又無期親者、仰案  
後列奏以待報、著之令格。〔魏書〕刑罰志)

獄官令、杖罪以下、縣決之。徒以上、縣斷定、送州覆審訖、徒罪及

流應決杖・答若應贖者、即決配徵贖。〔唐律疏議〕斷獄17疏議)

《三九八》(F163)

當戍、已受令而逋、不行盈七日、若戍盜去署、及亡盈一

日、到七日、贖耐。過七日、耐爲隸臣。過三月、完爲城旦。

【譯】

戍卒に當たり、すでに命令を受けながら逃れて行かぬことが七日  
となったとき、もしくは戍邊して不法に部署から離れる、及び逃亡  
すること一日から七日に到るまでは、贖耐。七日をこえると、耐隸  
臣。三ヶ月をこえると、完城旦。

【注】

①當戍

前書音義曰、更有三品。有卒更、有踐更、有過更。古正卒無常、  
人皆當迭爲之。(有)一月一更、是爲卒更。貧者欲得雇更錢、  
次直者出錢雇之、月二千、是爲踐更。古者天下人皆當戍、邊三  
日、亦名爲更。不可人人自行三日戍、當行者不可往即還、因住  
一歲、次直者出錢三百雇之、謂之過更。〔後漢書〕明帝紀注  
『史記』吳王濞列傳の正義では「直戍邊」)

②受令

：(上略)：興吏徒追盜賊、已受令而逋、以畏粟論之。(143(捕  
律))

③逋のがれる

治敢往、少溫籍、縣無逋事、〔師古曰、逋、亡也、負也、音必  
胡反。〕〔漢書〕酷吏傳 義縱)

可謂通事及之繇。律所謂者、當繇、吏、典已令之、即亡弗會、爲通事、已聞及敦車食若行到繇所乃亡、皆爲之繇。(法律答問

164)

④盜去署・不正に持ち場を離れること。

可謂寶署。寶署即去殿、且非是。是、其論可毆。即去署毆。

(法律答問197)

□□盡戊寅積二未還□倉盜去署亡過一日到二日(居延簡

EPT 59 : 337)

⑤盈一日・圖版を見ると「過一日」と釋すべきように見える。前掲

居延新簡も「過一日」につくる。

⑥過三月・整理小組は「月」を「日」の誤とするが、圖版を見る限

り、はっきりと「月」と書かれている。意味のうえでも「月」がよい。

【解説】

戌役から逃れて持ち場に赴かなかつたり、持ち場から不正に離れた場合の處罰規定。注④に引用した居延簡では「盜去署亡」となっているが、本條文では「盜去署」と「亡」の間に「及」が入り、兩者が區別されている。その違いは判然としないが、どこまで逃げたのかが分かれ目になるのではないか、という意見や、戻す意志を持たずに出て行くことが「亡」であろう、という意見が出た。唐代の類似規定を擧げておく。

諸征人稽留者、一日杖一百、二日加二等、二十日絞、…(唐律疏議)擅興8)

諸征名已定及從軍征討而亡者、一日徒一年、一日加一等、十五日絞、臨對寇賊而亡者、斬。主司故縱、與同罪。(下條準此)軍還

而先歸者、各減五等、其逃亡者、同在家逃亡法。(同捕亡7)

諸防人向防及在防未滿而亡者、(鎮人亦同)一日杖八十、三日加一等。(同捕亡8)

《三九九》(F 154)

當奔命而違不行、完爲城旦。

【譯】

奔命に當たりながら逃げて行かなかつた者は、完城旦。

①奔命・緊急時に特別に動員される兵士のこと。

及發犍爲、蜀郡犍命。「應劭曰、舊時郡國皆有材官騎士以赴急難、今夷反、常兵不足以討之、故權選取精勇、聞命奔走、故謂之奔命。李斐曰、平居發者二十以上至五十爲甲卒、今者五十以上六十以下爲奔命。奔命、言急也。師古曰、應說是也。犍、古

奔字耳。犍音虔、又音鉅言反。」(漢書)昭帝紀)

自擇除關西人爲校尉軍吏、將關東甲卒、發奔命以擊義焉。(漢書)翟義傳)

發吏卒犍命給珠崖軍屯有罪及亡命者赦除其罪詔書到言所下

(居延簡 EPT 56 : 38)

【解説】

前條と同じく、兵役から逃れた場合の科罰規定だが、こちらは逃亡の期間に関わりなく、逃れた時点でただちに完城旦が科されることになっている。「奔命」が緊急時に動員されるものであることから、逃亡した場合の科罰がより重く設定されているのであろう。

《四〇〇》(F 142)

□□□□□□爲城旦。

【解説】

本簡がなにゆえ興律の一つとしてここに配置されているのか、確  
としない。「城旦」で條文が終わっていることからして、前二條と同  
じく、男性のみを科罰の對象とした規定であることは窺える。

《四〇一》(F 185 A)

□繇(徭)及車牛<sup>①</sup>、當繇(徭)而乏之、皆貲日十二錢<sup>②</sup>、  
有(又)償乏繇(徭)日<sup>③</sup>、車<sup>④</sup>

【譯】

徭役および車牛…のとき、徭役に充當されているにもかかわらず  
ず、それに支障をもたらしたときには、いずれも貲として日に十二  
錢、さらに徭役に支障をあたえた日數を償う。車…

【注】

①車牛…

□□爲□□□□及發徭戍不以次、若擅興車牛、及徭不當徭使  
者、罰金各四兩。(415(徭律))

②貲日十二錢…

冗募歸、辭日已備、致未來、不如辭、貲日四月居邊。…(下  
略)…(秦律雜抄35)

③乏徭…乏とは缺損をあたえること。勝手に持ち場を離れるなど  
して、徭役の遂行に支障をもたらすこと。

可謂連事及乏繇。律所謂者、當繇、吏、典已令之、即亡弗會、  
爲連事、已閱及敦車食若行到繇所乃亡、皆爲乏繇。(法律答問  
164)

御中發徵、乏弗行、貲二甲。失期三日到五日、誅、六日到旬、  
貲一盾、過旬、貲一甲…(秦律十八種115(徭律))

律有之興之法、謂官有所興發而輒稽留關乏其事也。(《急就章》  
顏師古注)

興律有擅興徭役、…興律有乏徭稽留、賊律有儲峙不辨、廐律有  
乏車之興。(《晉書》刑法志)

④償之日…缺けた日數分の勞役にもう一度つく。

鞠(鞠)獄故縱、不直、及診、報、辟故弗窮審者、死罪、斬左  
止(趾)爲城旦、它各以其罪論之。其當繫城旦舂、作官府償日  
者、罰金八兩、不盈歲者、罰金四兩。(93~94(具律))  
吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、舂(繫)城旦舂、公士・公士  
妻以上作官府、皆償亡日。其自出殿(也)、答五十。給連事、  
皆籍亡日、耐數盈卒歲而得、亦耐之。(157(亡律))

【解説】

貲とは、秦律では「貲〇甲」といった貲罪の「貲」として頻出する。  
この條文の貲も、財産もしくはそれに類するもので贖う行爲と考え  
られるが、秦律の「貲罪」と同じかどうか、分からない。

《四〇二》(F 殘片)

□□□□□□□□□□□□□□□□

【解説】

整理小組は二字を釋讀しているが、簡の左半を缺き、判讀できない。

《四〇三》(F 186 C)

☑ 罰有日及錢數者。

【注】

① 錢數：

縣道官、勿敢擅用、三月壹上見金・錢數二千石官、二千石官上丞相、御史。…(下略)…(430(金布律))

☑ 具移所付小府候長積□□府錢數□□□(居延簡 8・8)

☑ 腊者人名用錢數會月十一☑(居延簡 EPT 49: 14B)

【解説】

簡の下部の數文字が残るのみで、その意味するところをは判然としない。

《四〇四》(F 186 A)

乘徼、亡人道其署出入、弗覺、罰金□□

【譯】

境界を準備して、逃亡者とその部署を通じて出入したが、気づかなかつたら、罰金…

【注】

① 乘徼…「乘」は見張り臺の上から監視すること。一簡注④参照。「徼」は境。六一簡注①参照。

以城邑亭障反降諸侯、及守乘城亭障、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之若降之、及謀反者、…(下略)…(1(賊律))

師古曰、乘、登其城而備守也。《漢書》韓安國傳注

徼外人來入爲盜者、要(腰)斬。吏所與能捕若斬一人、捧(拜)爵一級。不欲捧(拜)爵及非吏所與、購如律。(61(盜律))

② 道其署出入…「道」はくを通って、通過して、の意。一八二簡注

④も参照のこと。

越邑里、官市院垣、若故壞決道出入、及盜啓門戶、皆贖黥。其垣壞高不盈五尺者、除。(182(雜律))

□、相國、御史請緣關塞縣道群盜、盜賊及亡人越關、垣離(離)、格甄、封刊、出入塞界、吏卒追逐者得隨出入服迹窮追

捕。…(下略)…(494(津關令))

●●北地守讞、奴宜亡越塞、道戍卒官大夫有署出、弗得、疑罪。●廷報、有當贖耐。(奏讞書)⑧ 53)

大決所犯、傷人必多、吾不克救也、不如小決使道。「注、道、通也。」《春秋左氏傳》襄公三十一年)

旋遂之琅邪、道上黨入、「索隱、道猶從也。」《史記》秦始皇本紀)

【解説】

境界線の準備監視の任に就いて、逃亡者が所持の部署を通ったことに気づかなかつた場合の處罰規定。注②に引用した奏讞書の事例がこれとほぼ同じだが、ここでは贖耐とされている。



《四〇五》(F 176)

守燧<sup>之</sup>之<sup>之</sup>、及見寇失不燔燧<sup>之</sup>、而次燧弗私<sup>和</sup>、皆罰金四兩。

【譯】

炬火を擔當していて、それに支障をもたらす、および敵を確認していないながら、過失で炬火を擧げない、炬火を擧げていながら次の炬火が呼應しないならば、いずれも罰金四兩。

【注】

①守燧・燧とは炬火のこと。

幽王爲燧燧、大鼓、有寇至則舉燧火、「正義、晝日燃燧以望火煙、夜舉燧以望火光也、燧土櫓也、燧、炬火也、皆山上安之、有寇擧之。」(『史記』周本紀)

邕別傳曰、邕昔作漢記十意、未及奏上、遭事流離、因上書自陳曰、臣既到徙所、乘塞守烽、職在候望、憂怖焦灼、無心能復操筆成草、致章闕廷。(『後漢書』蔡邕傳所引蔡邕別傳)

燧、塞上亭、守燧火者也。(『說文解字』十四篇下)  
上言變事、以爲變事令、以驚事告急與興律烽燧及科令者、以爲驚事律。(『晉書』刑法志)

●匈奴人晝入并井降虜隧以東舉一燧燧、一積薪夜入燧一積薪舉燧上一首火毋絕至明甲渠殄北塞上和如品(居延簡 E.P.F. 16: 4)

②失不…過失で…しない。

□□□□兩、購、沒入、負債、各以其直(值)數負之。其受賂者、駕(加)其罪二等。所豫臧(贓)罪重、以重者論之、亦駕

(加)二等。其非故也、而失不□□以其贖論之。(95~96(具律))

③燔燧

斥候望烽燧不得臥。「張晏曰、晝舉烽、夜燔燧也。師古曰、張說誤也。晝則燔燧、夜則舉烽。」(『漢書』賈誼傳)

④次燧弗和…次の炬火が呼應しないこと。

●夜即聞匈奴人及馬警若日且入時見匈奴人在塞外各舉部燧次亭、晦不和夜入舉一首火毋絕盡日夜滅火(居延簡 E.P.F. 16: 11)

【解說】

烽火臺等において炬火を擧げる任に就いていて、炬火を擧げること、およびその圓滑な傳達に支障を來した場合の規定。「燧」は烽火臺を指す語でもあるが、本條ではその原義に従い、炬火と譯すのが適當である。

《四〇六》(F 33)

■興律。

【注】

①興律…徭役に關する律

蕭何定律、除參夷連坐之罪、增部主見知之條、益事律興廢戶三篇、合爲九篇。…興律有上獄之事、…興律有擅興徭役、…興律有之徭稽留、…以驚事告急、與興律烽燧及科令者、…(『晉書』刑法志)

【解説】

『晋書』刑法志の語るところに従って、裁判案件の上申、徭役の徵發、烽火臺に關する規定が「興律」として整理されている。ただし肝心の標題簡とその他の簡の出土位置は若干離れている。また整理小組も言及するとおり、三九六〜三九七簡が興律に屬するの否かは、検討の餘地が有ろう。

《四〇七》(F 24)

暁老<sup>①</sup> 冏<sup>②</sup> 冏<sup>③</sup> 冏<sup>④</sup> 冏<sup>⑤</sup> 冏<sup>⑥</sup> 冏<sup>⑦</sup> 冏<sup>⑧</sup> 冏<sup>⑨</sup> 冏<sup>⑩</sup> 冏<sup>⑪</sup> 冏<sup>⑫</sup> 冏<sup>⑬</sup> 冏<sup>⑭</sup> 冏<sup>⑮</sup> 冏<sup>⑯</sup> 冏<sup>⑰</sup> 冏<sup>⑱</sup> 冏<sup>⑲</sup> 冏<sup>⑳</sup> 冏<sup>㉑</sup> 冏<sup>㉒</sup> 冏<sup>㉓</sup> 冏<sup>㉔</sup> 冏<sup>㉕</sup> 冏<sup>㉖</sup> 冏<sup>㉗</sup> 冏<sup>㉘</sup> 冏<sup>㉙</sup> 冏<sup>㉚</sup> 冏<sup>㉛</sup> 冏<sup>㉜</sup> 冏<sup>㉝</sup> 冏<sup>㉞</sup> 冏<sup>㉟</sup> 冏<sup>㊱</sup> 冏<sup>㊲</sup> 冏<sup>㊳</sup> 冏<sup>㊴</sup> 冏<sup>㊵</sup> 冏<sup>㊶</sup> 冏<sup>㊷</sup> 冏<sup>㊸</sup> 冏<sup>㊹</sup> 冏<sup>㊺</sup> 冏<sup>㊻</sup> 冏<sup>㊼</sup> 冏<sup>㊽</sup> 冏<sup>㊾</sup> 冏<sup>㊿</sup> 冏<sup>一</sup> 冏<sup>二</sup> 冏<sup>三</sup> 冏<sup>四</sup> 冏<sup>五</sup> 冏<sup>六</sup> 冏<sup>七</sup> 冏<sup>八</sup> 冏<sup>九</sup> 冏<sup>十</sup> 冏<sup>十一</sup> 冏<sup>十二</sup> 冏<sup>十三</sup> 冏<sup>十四</sup> 冏<sup>十五</sup> 冏<sup>十六</sup> 冏<sup>十七</sup> 冏<sup>十八</sup> 冏<sup>十九</sup> 冏<sup>二十</sup> 冏<sup>二十一</sup> 冏<sup>二十二</sup> 冏<sup>二十三</sup> 冏<sup>二十四</sup> 冏<sup>二十五</sup> 冏<sup>二十六</sup> 冏<sup>二十七</sup> 冏<sup>二十八</sup> 冏<sup>二十九</sup> 冏<sup>三十</sup> 冏<sup>三十一</sup> 冏<sup>三十二</sup> 冏<sup>三十三</sup> 冏<sup>三十四</sup> 冏<sup>三十五</sup> 冏<sup>三十六</sup> 冏<sup>三十七</sup> 冏<sup>三十八</sup> 冏<sup>三十九</sup> 冏<sup>四十</sup> 冏<sup>四十一</sup> 冏<sup>四十二</sup> 冏<sup>四十三</sup> 冏<sup>四十四</sup> 冏<sup>四十五</sup> 冏<sup>四十六</sup> 冏<sup>四十七</sup> 冏<sup>四十八</sup> 冏<sup>四十九</sup> 冏<sup>五十</sup> 冏<sup>五十一</sup> 冏<sup>五十二</sup> 冏<sup>五十三</sup> 冏<sup>五十四</sup> 冏<sup>五十五</sup> 冏<sup>五十六</sup> 冏<sup>五十七</sup> 冏<sup>五十八</sup> 冏<sup>五十九</sup> 冏<sup>六十</sup> 冏<sup>六十一</sup> 冏<sup>六十二</sup> 冏<sup>六十三</sup> 冏<sup>六十四</sup> 冏<sup>六十五</sup> 冏<sup>六十六</sup> 冏<sup>六十七</sup> 冏<sup>六十八</sup> 冏<sup>六十九</sup> 冏<sup>七十</sup> 冏<sup>七十一</sup> 冏<sup>七十二</sup> 冏<sup>七十三</sup> 冏<sup>七十四</sup> 冏<sup>七十五</sup> 冏<sup>七十六</sup> 冏<sup>七十七</sup> 冏<sup>七十八</sup> 冏<sup>七十九</sup> 冏<sup>八十</sup> 冏<sup>八十一</sup> 冏<sup>八十二</sup> 冏<sup>八十三</sup> 冏<sup>八十四</sup> 冏<sup>八十五</sup> 冏<sup>八十六</sup> 冏<sup>八十七</sup> 冏<sup>八十八</sup> 冏<sup>八十九</sup> 冏<sup>九十</sup> 冏<sup>九十一</sup> 冏<sup>九十二</sup> 冏<sup>九十三</sup> 冏<sup>九十四</sup> 冏<sup>九十五</sup> 冏<sup>九十六</sup> 冏<sup>九十七</sup> 冏<sup>九十八</sup> 冏<sup>九十九</sup> 冏<sup>百</sup>

【譯】

暁老、各おのその爵を半分…もっぱら邑中の職務に充當する。徭役・軍役にあたり、病氣が一年以上におよぶ、もしくは拘禁された時には、調整してはならない。

【注】

① 暁老

不更年五十八、簪裹五十九、上造六十、公士六十一、公卒、士五(伍)六十二、皆爲暁老。(397(傳律))

② 各半其爵徭…この五字、確認できない。整理小組の釋讀「暁老各半其爵徭」に従うならば、「暁老は、おのおのその爵に該當する徭役の半分を分擔する」ということになろうか。

③ 獨給

其令祠官加増太室祠、禁無伐其草木、以山下戸三百爲之奉邑、名曰崇高、獨給祠、復亡所與。(『漢書』武帝紀)

④ 徭戍

如淳曰、更有三品、有卒更、有踐更、有過更、古者止卒無常人、皆當迭爲之、一月一更、是謂卒更也、貧者欲得顧更錢者、次直者、出錢顧之、月二千、是謂踐更也、天下人皆直戍邊三日、亦名爲更、律所謂繇戍也、…此漢初因秦法而行之也。後遂改易、有繇乃戍邊一歲耳。(『漢書』昭帝紀注)

⑤ 卒歲…滿一年。一五七簡注①參照。

吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、毆(繫)城旦舂、公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆(也)、笞五十。給逋事、皆籍亡日、耐數盈卒歲而得、亦耐之。(197(亡律))  
年未盈十歲及毆(繫)者・城旦舂・鬼薪白粲告人、皆勿聽。(194(告律))

⑥ 聶…調整する、代わる。

十二歲而聶廣。「安井息軒纂詁、聶、讀爲攝、整飭。」(『管子』侈靡)  
再醮攝酒。「鄭玄注、攝猶整也。」(『儀禮』士冠禮)

【解説】

簡の前半の文字は釋讀が難しい。整理小組の釋文に従うと、爵に應じて課せられる徭役は、「暁老」の場合は半分に減じられる、という意味になる。黒丸以降は長く病床にある者と身柄を拘束されている者に徭役を課す場合の規定であるが、「聶」の意味するところが確としない。整理小組は「拘束する」の意味に取るが、用例が十分でない。ここでは「整える」という訓詁に注目し、徭役を先送りしてやったり錢を代納させたりするような代替措置で調整する、という意味だと解釋した。

《四〇八・四〇九》(F44・C81)

諸當行粟、獨與□父母居<sup>③</sup>、老如眊老<sup>④</sup>、若其父母罷癘

(癘)者<sup>⑤</sup>、皆勿行。金瘡、有□病<sup>⑥</sup>、皆以爲罷癘(癘)。

可事如眊老。其非從

軍戰瘡也、作縣官四更<sup>⑦</sup>、不可事、勿事。勿(?)以□眊

(?) 瘳之令、尉前。

409

【譯】

穀物を運搬するにあたり、ただ□父母と同居する、老であって眊老の部類に入る、もしくははその父母が罷癘である場合には、いづれも運搬には使役してはならない。刃物等の傷、□病を患っている時には、いづれも罷癘と見なす。役務に耐える場合には、眊老の部類に入れる。それが従軍によって傷瘡した場合でなければ、官署で四交代の輪番の役務をする。役務に耐えられないときには、使役してはならない。(以下不明)

【注】

①獨與□父母…整理小組は□を「若」と釋讀するが、この部分は簡の缺損により不明。

民大父母、父母、子、孫、同產、同產子、欲相分予奴婢、馬牛羊、它財物者、皆許之、輒爲定籍。孫爲戶、與大父母居、…(下略)…(337(戶律))

少失父、獨與母居。(後漢書)江革傳)

②老如眊老…

…(上略)…其老當免老、小高五尺以下及…(下略)…(秦律十八種61)

③罷癘…三六三簡、およびその注③参照。

當傳、高不盈六尺二寸以下、及天鳥者、以爲罷癘(癘)。(363(傳律))

若今癘不可事、不算卒、可事者、半之也。「疏、漢時癘病不可給事、不算計以爲士卒、若今廢疾者也。」(周禮)地官大司徒

「寬疾」鄭注)

④金瘡…瘡とは傷をうけること。金瘡とは、刃物等で受けた傷瘡で、跡の残る傷か。一四二簡注①参照。□病の不明字は、金

扁は見える。「錮病」であろうか。下記「漢官儀」に「金瘡痼疾」の句がある。

太常差次有聰明威重者一人爲祭酒、總領綱紀。其舉狀曰、生事愛敬、喪歿如禮。通易、尚書、孝經、論語、兼綜載籍、窮微闡

奧。隱居樂道、不求聞達。身無金瘡痼疾、世六屬不與妖惡交通、王侯賞賜。行應四科、經任博士。(漢官儀)

⑤其非也…そのくでない場合には、

有任人以爲吏、其所任不廉・不勝任以免、亦免任者。其非吏及宦也、罰金四兩、戍邊二歲。(210(置吏律))

⑥四更…更とは輪番の力役。四更とは、四交代の輪番。輪番の一回の服務を一更という。

以當爲更卒、出錢三百文、謂之過更、自行爲卒、謂之踐更。(史記)吳王濞列傳 集解)

如淳曰、更有三品、有卒更、有踐更、有過更。古者止卒無常人、皆當送爲之、一月一更、是謂卒更也。貧者欲得顧更錢者、次直

者出錢顧之、月二千、是謂踐更也。天下人皆直戍邊三日、亦名爲更、律所謂繇戍也。雖丞相子亦在戍邊之調。不可人人自行三日戍、又行者當自戍三日、不可往便還、因便任一歲一更。諸不

行者、出錢三百人官、官以給成者、是謂過更也。律說、卒踐更者、居也、居更縣中、五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。〔漢書〕昭帝紀注  
：(上略)：五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當睨老者、爲十二更、踐更□□。(485) (史律)

【解説】

睨老や父母が「罷癘」である者、あるいは怪我や病氣のため罷癘として扱われる者について、その徭役を規定する。前條に見える通り、睨老はもっぱら「邑中の事」に従事するものとされており、穀物運搬には就けられない。父母が罷癘であるときも同様である。怪我などで罷癘とされている者は、役務に就きうる場合は、睨老と同様に扱われる。その怪我が戦傷でなければ、四更の徭役に就く。役務に就けない者は使役されない。後代の類似規定としては、

若父兄弟、不併遣之、若祖父母父母老疾、無兼丁、免征行及番上。(『大唐六典』兵部尚書郎中)

などが挙げられる。

《四一〇》(C110)

縣道官、敢擅壞更官府寺舍者、罰金四兩、以其費負之。

【譯】

縣や道の官が、勝手に官府や宿舎を取り壊し改築した場合には、罰金四兩。かかった費用を負擔させる。

【注】

①寺舍…役人の宿舎。四(五簡注)④参照。

賊燔城、官府及縣官積取(聚)、棄市。燔寺舍、民室屋廬舍、積取(聚)、黥爲城旦舂。…(下略)：(455) (賊律)

②壞更官府寺舍者

縣母敢擅壞更公舍官府及廷、其有欲壞更殿、必瀆之。(秦律十八種121) 122 徭律)

③負…負擔

效案官及縣料而不備者、負之。(351) (效律)

出實多於律程、及不宜出而出、皆負之。(352) (效律)

【解説】

睡虎地秦簡の徭律に類似規定が見え(注②所引)、本條に見えるような工事を行う際には、事前申請すべきことが規定されている。

《四一一〜四一五》(C71・C83・C97・C98・C107)

發傳送。縣官車牛不足、令夫以下有訾(貲)者、以訾(貲)共出車牛及益、令其母訾(貲)者與共出牛食・約載具。更及臣皇帝者不

與給傳送事。委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七

十里、徒行八十里。免老・小未傅者・女子及諸有除者、縣道勿

敢繇(徭)使。節(卽)載粟、乃發公夫以下子未傅年十五以上者。補繕邑、除道橋、穿波(陂)池、治溝渠、塹奴苑、自公夫以下、

勿以爲繇(徭)。市垣道橋、令市人不敬者爲之。縣

弩春秋射各旬五日、以當繇(徭)④。戍有餘及少者、隲後年⑤興

□□爲□□□□及發繇(徭)戍不以次、若擅興車牛、及繇(徭)不當繇(徭)使者、罰金各四兩。 414 415

【譯】

遞送をおこすさいに、官署の車牛が不足したならば、大夫以下で資産があるものに、資産によって車牛及び補助を共同で出させ、資産が無いものには牛の食料・約載の具を共同で出させる。吏及び皇帝の近臣は遞送の役務にはかかわらない。輸送・遞送にあたっては、荷を積んだ車や荷を背負ったときは一日の行程は五十里、空の車であれば七十里、手ぶらであれば八十里とする。免老・年が若く名籍に登録されていない者・女子及びもろもろの復除されている者は、縣道はあえて使役してはならない。粟を運送する際に限って、公大夫以下の子で名籍に登録されていない十五歳以上の者を徵發する。邑の□を補修したり、道橋を整備したり、池を浚渫したり、溝を整備したり、ぬかるみや苑の排水をおこなう際には、公大夫以下のもの：徭としてはならない。市の垣・道橋は、市人の不敬の者に行わせる。縣弩の春秋の射それぞれ十五日は徭役のうちにいれる。軍役日數に超過及び不足があれば、次年に繰り越す。興：爲：及び徭役・軍役の徵發が順序通りではない、若しくは勝手に車牛を動員した、及び使役してはならない者を徭役にあてたら、それぞれ罰金四兩。

【注】

①發傳送：

發致及有傳送、若諸有期會而失期、乏事、罰金二兩。非之事也、及書具、留弗行、行書而留過旬、皆盈一日罰金二兩。(269) 270 (行書律)

②縣官車牛不足：車牛に關しては四〇一簡(興律)を參照。

官府段公車牛者□□□□段人所。或私用公車牛、及段人食牛不善、牛訾、不攻閑車、車空失、大車帖紘、及不芥車、車蕃蓋強折列、其主車牛者及吏・官長皆有辜。司空(秦律十八種126) 127)

③令大夫以下有賞者：この賞は罰金ではなく、資産を意味する。

今訾算十以上乃得宦、「服虔曰、訾萬錢、算百二十七也。應劭曰、古者疾吏之貪、衣食足知榮辱、限訾十算乃得爲吏。十算、十萬也。賈人有財不得爲吏、廉士無訾又不得宦、故減訾四算得宦矣。師古曰、訾讀與贊同。他皆類此。」(漢書景帝紀)

入粟大石二十五石 始建國五年六月令史 輸甲溝候官 受訾家當遂里王護

所受適吏訾家部吏卒所輸穀車兩(居延簡 EPTF 22: 364) (居延簡 16・2)

④以賞共出車牛及益：整理小組は「益、疑意爲助」とする。暫くこれに従う。あるいは「蓋」の誤か。

彈中其有訾次當給爲里父老者、共以客田借與、得收田上毛物穀實自給。(侍廷里父老彈約束石券) 於是出私金以益公賞。「姚宏注、益、助也。」(戰國策秦策二甘茂攻宜陽) 今有大夫、不更、簪裹、上造、公士、凡五人、共出百錢。(九

章算術(哀分)

⑤令其母嘗者與共出牛食、約載具。「約」は二年律令ではこの條のみに見える。「約載具」でロープなどの荷造り道具を意味するものか。

公孫揮命其徒曰、人尋約、吳髮短。「杜預注、約、繩也。八尺爲尋。」(『春秋左氏傳』哀公十一年)

鄭穆公使視客館、則束載、厲兵、秣馬矣。(『春秋左氏傳』僖公三三年)

⑥吏及宦皇帝者不與給傳送事：

：(上略)：有(又)復告者一人身、母有所與。調告吏、吏捕得之、賞如律。(205)(錢律)

皖老各半其爵繇(徭)、□入獨給邑中事。●當繇(徭)戍而病盈卒歲及輟(擊)、勿轟(攝)。(407)(徭律)

⑦委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里：上節發委輸、百姓或之縣就及移輸者、以律論之。(效律49)

置平準于京師、都受天下委輸。(『史記』平準書)

船車有輸・傳送出津關、而有傳僇夫・吏、僇夫・吏與敦長・方長各□□而□□□發□出□置皆如關□。(225)(均輸律)

輸、委輸也。(『說文解字』十四篇上)

六人共車、車載二十五斛、重車日行五十里、空車日行七十里、載輸之間各一日。(『九章算術』均輸)

後數歲、買臣隨上計吏爲卒、將重車至長安、詣闕上書、書久不報。「師古曰、買臣身自充卒、而與計吏將重車也。載衣食具曰重車。重音直用反。」(『漢書』朱買臣傳)

昭公出奔、民如釋重負。(『春秋穀梁傳』昭公十九年)

⑧女子及諸有除者：整理小組は「除、免」とする。

⑨徭使・吏や民が役務のために派遣されること。

諸侯吏卒異時故繇使屯戍過秦中、秦中吏卒遇之多無狀。(『史記』項羽本紀)

公卿貴戚及郡國吏繇使至長安。「師古曰、繇讀與徭同、供徭役及爲使而來者。」(『漢書』蓋寬饒傳)

高祖以吏繇咸陽、吏皆送奉錢三、何獨以五。(『史記』蕭相國世家)

⑩乃發公大夫以下子未傳年十五以上者：整理小組は「夫」字下脫合文號」とする。「公大夫以下子」と「未傳年十五以上」は

並置されているのではなく、粟の輸送に關しては大夫より上の公大夫(の息子)まで徵發對象になる、というのである。

不更以下子年廿歲、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歲、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歲、皆傳之。公士・公卒及士五(伍)・司寇・隱官子、皆爲士五(伍)。疇官各

從其父疇、有學師者學之。(364)365(傳律)

⑪補繕邑：整理小組は「缺字左從「阜」旁」とする。

御中發徵、乏弗行、賞二甲。失期三日到五日、誅。六日到旬、賞一盾。過旬、賞一甲。其得殿、及詣、水雨、除興。興徒以爲

邑中之紅者、令結堵卒歲。未卒堵壞、司空將紅及君子主堵者有辜、令其徒復垣之、勿計爲繇。●縣葆禁苑、公馬牛苑、興徒以

斬垣離散及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。未卒歲或壞陝、令縣復興徒爲之、而勿計爲繇。卒歲而或陝壞、過三堵以上、縣葆

者補繕之、三堵以下、及雖未盈卒歲而或盜陝道出入、令苑輒自補繕之。：(下略)：(秦律十八種115)124(徭律)

⑫除道橋、穿陂池、治溝渠、塹奴苑：奴は「ぬかるみ」。前掲秦律

十八種・徭律115、124も参照のこと。

或云、水黒曰盧、不流曰奴、故此城藉水以取名矣。〔《水經注》卷十一 澠水〕

奴、段借爲澤。〔《說文通訓定聲》〕

澤、漸溼也。〔《說文解字》十一篇上〕

會稽聞太守且至、發民除道。〔《漢書》朱賈臣傳〕

令尹鬬祁・莫敖屈重除道梁澆、營軍臨隨。隨人懼行成。〔《春秋左氏傳》莊公四年〕

既得寶鼎、立后土・太一祠、公卿議封禪事、而天下郡國皆豫治道橋、繕故宮、及當馳道縣、縣治官儲、設供具、而望以待幸。

〔《史記》平準書〕

於是郡國各除道、繕治宮館名山神祠所、以望幸矣。〔《漢書》郊祀志上〕

是月也、毋竭川澤、毋漉陂池、毋焚山林。〔《禮記》月令〕

穿地通水曰池。〔《禮記》月令〕

門閭溝渠必步。〔《禮記》曲禮上〕

養鳥獸曰苑、苑有垣曰園、所以種植謂之園。〔《漢書》高帝紀上師古注〕

⑬自公大夫以下、勿以爲徭・整理小組は「下、疑爲「上」字之誤」

とする。徭役を免除されるのが公大夫「以下」とは考えられないためであろう。だが四一四簡は上が缺けており、「自公大夫以下」が「勿以爲徭」に直接は繋がらない。よって整理

小組の見解には従わなかった。

⑭市垣道橋、令市人不敬者爲之・整理小組は「不敬、《晉書》刑法志》引張斐律表・「虧禮廢節、謂之不敬」と注す。二年律令

中、市人・不敬に關する條文はこのみである。

向書奏、倫探知密事、激以求直、坐不敬、結鬼薪。〔《後漢書》儒林傳上 楊倫〕

越邑里、官市院垣、若故壞決道出入、及盜啓門戶、皆贖鍰。其垣壞高不盈五尺者、除。〔182 (雜律)〕

捕罪人及以縣官事徵召人、所徵召、捕越邑里、官市院垣、追捕、徵者得隱迹出入。〔183 (雜律)〕

將上不仁邑里者而縱之、可論。當數作如其所縱、以須其得、有爵、作官府。〔法律答問63〕

⑮縣弩春秋射各旬五日、以當徭・整理小組は「縣弩、縣中弩箭射手」とする。秩律および奏讞書に見える發弩がそれか。「秋射」、すなわち秋に行われる弓の試験については、居延漢簡に關連史料が多く見える。

中發弩・枸(勾)指發弩、中司空・輕車・郡發弩、司空・輕車、秩各八百石、有丞者三百石。●卒長五百石。〔445 (秩律)〕

縣・道傅馬・候・廐有乘車者、秩各百六十石。毋乘車者、及倉・庫・少內・校長・掾長・發弩・衛(衛)將軍・衛(衛)尉士吏、都市亭尉有秩者及毋乘車之鄉部、秩各百廿石。李公主・申徒公主・榮公主・傅公【主】家丞、秩各三百石。〔411、412 (秩律)〕

十一年八月甲申朔己丑、夷道价・丞嘉敢讞之。六月戊子發弩九詣男子毋憂、告爲都尉屯、已受致書、行未到、去亡。〔奏讞書〕① 1、2)

南郡：戶十二萬五千五百七十九、口七十一萬八千五百四十。有發弩官。〔師古曰、主教放弩也。〕〔《漢書》地理志上。〕

任法官者爲吏、貲二甲。●有興、除守衛夫、段佐居守者、上造以上不從令、貲二甲。●除士吏・發弩衛夫不如律、及發弩、射不

中、尉賞二甲。●發弩、番夫射不中、賞二甲、免、番夫任之。●駕騶除四歲、不能駕御、賞教者一盾。免、償四歲騶。除吏律。(秦律雜抄133)

●功令第卅五士吏候長蓬際常以令秋射發矢十二(居延簡 EPT 53: 34)

⑩ 戌有餘及少者、隕後年・整理小組は「隕、《廣雅・釋詁一》:「下也」。隕後年、下推到次年計算」とする。戌に關しては、個人が一年のうちで軍役に服すべき總日數を言っているのか、それとも縣全體で一年に動員すべき戌卒の總數を言っているのか、二つの解釋が可能である。ここでは徵發の對象となる個人を對象とした文章と判斷し、軍役の日數と譯した。

樂隕心其如忘、哀緣情而來宅。「李善注、隕、猶遺也」(《文選》卷十六 陸機「歎逝賦」)

新工初工事、一歲半紅、其後歲賦紅與故等。工師善教之、故工一歲而成、新工二歲而成。能先期成學者調上、上且有以賞之。盈期不成學者、籍書而上內史。均工(秦律十八種111)112)

⑪ 擅興車牛・「興」は徵發する、動員する。

徵外人來入爲盜者、要(腰)斬。吏所興能捕若斬一人、擽(拜)爵一級。不欲擽(拜)爵及非吏所興、購如律。(61)(盜律) 五鳳元年四月乙未封。十三年、初元五年、坐擅興繇賦、削爵一級、爲關內侯、九百二十戶。(《漢書》王子侯表下 祚陽侯劉仁)

【解説】

徭役負擔にかんする様々な規定が列記される。まず物資の遞送に

さして官の車や牛が不足したならば、資産に應じて大夫以下の者に車牛や牛の飼料を出させる旨、規定される。貴家に物資運搬を負擔させることは、注③に引いた通り、居延簡にも見える措置である。續いて役人や皇帝の近臣は遞送の役務に與らないこと、および輸送の際に一日に進むべき距離について規定される。運搬距離のノルマは「重車」か「空車」か、あるいは「重負」か「徒行」か、で異なっていた。

「免老」以下は特定の役務に與らない者について再び規定する。免老・未傅籍者・女子は徭役の對象とならないものの、粟を運搬する際に限って、未傅籍者でも十五歳以上の者は動員された。續いて道路整備等の役務に言及されるが、その負擔者に關する箇所は「自公大夫以下」(43)「勿以爲徭」(44)となっており、四一四簡の簡頭が折れているため、「公大夫以下」が「勿以爲徭」に直接繋がるのか、定かでない。「公大夫以下」に負擔義務がないのは不自然だとして、整理小組はこれを「公大夫以上」に改めるが、採らなかつた。徭役の對象から外される者についての、唐代の規定を挙げておく。

諸孝子順孫、義夫節婦、志行聞於鄉閭者、州縣申尚書省奏聞、表其門閭、同籍悉免課役、有精誠致應者、則加優賞。(《唐令拾遺》賦役令十九)

諸皇宗、籍屬宗正者、及太皇太后皇太后皇后總麻以上親、內命婦一品以上親、文武職事官三品以上、若郡王周親、及同居大功親五品以上、及國公同居周親、並免課役。(同右賦役令二十) 諸内外六品以下官、及京司諸色職掌人、合免課役。(同右賦役令二十一)

續いて市の維持管理は市人の「不敬者」に行わせること、「縣弩」の射の訓練・試験は徭役日數に含めること、軍役に服した日數に過



不足があった場合、翌年の日数で調節すること、そして不明部分を  
挟み、不法な徭役徵發に對する科罰に言及される。不法な徭役徵發  
への科罰については、次のような規定が唐代のそれとして挙げられ  
る。

諸差科賦役違法及不均平、杖六十。若非法而擅賦斂、及以法賦斂  
而擅加益、贓重入官者、計所擅坐贓論。入私者、以枉法論、至死  
者加役流。〔唐律疏議〕戶婚24)

諸應差丁夫、而差遣不平及缺剩者、一人答四十、五人加一等、罪  
止徒一年。即丁夫在役、日滿不放者、一日答四十、一日加一等、  
罪止杖一百。(各坐其所由)〔疏議曰、差遣之法、謂先富強、後  
貧弱。先多丁、後少丁。凡丁分番上役者、家有兼丁、要月。家貧  
單身、閑月之類。違此不平均及令人數缺剩者、一人答四十、五人加  
一等、罪止徒一年。即丁夫在役、謂在役之人、日滿不放者、一日  
答四十、一日加一等、罪止杖一百。注云各坐其所由、謂止坐不放  
者所由之人、明無連坐之法。〕〔同擅興22〕

《四一六》(C101)

都吏<sup>①</sup>及令・丞時案不如律者論之、而歲上繇(徭)員<sup>②</sup>及  
行繇(徭)數二千石官。

【譯】

都吏及び令・丞は律に従わない者をしかるべき時期ごとに調べて  
論斷し、年ごとに徭役に徵發すべき人數、及び徭役を行った人數を  
二千石の官に報告する。

【注】

①都吏…一一六簡注⑤參照。

②歲上徭員…整理小組は「員、《漢書・尹翁歸傳》注…「數也」。此  
指人數」という。本條において、「員」は見積もりされた徭  
役人員の定員數、下文の「數」は實際に従事した人數、と解  
釋した。

豪彊有論罪、輸掌畜官、使斫莖、責以員程、不得取代。〔師古  
曰、員、數也。計其人及日數爲功程。〕〔漢書〕尹翁歸傳〕  
…(上略)…縣爲恆事及濫有爲毆、吏程攻、贏員及減員自二日  
以上、爲不察。上之所興、其程攻而不當者、如縣然。度攻必令  
司空與匠度之、毋獨令匠。其不審、以律論度者、而以其實爲繇  
徒計。徭律(秦律十八種122~124 徭律)

【解說】

二千石の派遣する都吏や縣道の令丞は、律に従わぬ者を取り裁  
き、徭役に徵發する人間の豫定數と實數とを二千石に報告せねばな  
らない。注②に引いた睡虎地秦簡では、吏が必要とされる人員の數  
を見積もっており、過不足があれば「不察」「不審」とされている。  
正史には「事國人過員(律)」なる罪名も見え、規定の定員を超えて  
人員を徵發したことが咎められている。

孝文三年、侯告嗣、十二年、十六年、坐事國人過員、免。〔師古  
曰、…事謂役使之。員、數也。〕〔漢書〕高惠高后文功臣表 東  
茅侯劉告)

《四一七》(C102A)

繇(徭)律

【譯】  
徭律

【解説】  
徭律は睡虎地秦簡の秦律十八種115〜124に見える。ただし一條のみ。

《四一八〜四二〇》(F 57・C 159・C 164)

諸冗作縣官<sup>①</sup>及徒隸<sup>②</sup>、大男<sup>③</sup>、冬粟布袍<sup>④</sup>表裏七丈、絡絮四斤、袴(袴)二丈、絮二斤。大女及使小男、冬袍五丈六尺、絮三斤、袴(袴)丈八尺、絮二斤。未使小男及使小女、冬袍二丈八尺、絮一斤半斤。未使小女、冬袍二丈、絮一斤。夏皆粟禪<sup>⑤</sup>、各半其丈數而勿粟袴(袴)。夏以四月盡六月、冬以九月盡十一月粟之。布皆八稷。七稷。以裘皮袴(袴)當袍袴(袴)、可。

420

419

418

【譯】

およそ官署で冗作するもの及び徒隸について、大男は、冬に布のわたいたれ表裏七丈、絡絮四斤、袴二丈、中綿二斤を受給する。大女及び使小男は、冬にわたいたれ五丈六尺、中綿三斤、袴一丈八尺、絮二斤。未使小男及び使小女は、冬にわたいたれ二丈八尺、中綿一斤半斤。未使小女は、冬にわたいたれ二丈、中綿一斤。夏はいずれも單衣を受給し、おのおの冬の丈數の半分とし袴は受給してはならない。夏は四月から六月まで、冬は九月から十一月までの間に受給する。布はいずれも八稷、七稷とする。皮製の袴を綿入れの袴にあててもかまわ

ない。

【注】

①冗作縣官…冗(冗)は整理小組は「内」と釋す。ただ四七九簡では同じ字形を「冗」と釋讀しており、判別が難しいが、ここでは冗とした。冗とは、限定された役務につかないこと。四七九簡注參照。

其不能出布者、冗作縣官、衣食之。「師古曰、冗、散也。」(漢書「食貨志下」)

以祝十四章試祝學童、能誦七千言以上者、乃得爲祝五更。大祝試祝、善祝・明祠事者、以爲冗祝、冗之。(479(史律))

較(繫)不盈三歲、贖耐・贖畧(遷)、及不盈一斤以下罪、購・沒入・負債・償日作縣官罪、罰金一兩。(97〜98(具律))

②徒隸…二九一〜二九三簡を參照。

③大男…「大男」以下、本條文に見える「大女」「使小男」「使小女」について、整理小組は居延漢簡にみえる年齢呼稱、すなわち「未使男」「未使女」(六歲以下)、「使男」「使女」(七歲至十四歲)、「大男」「大女」(十五歲以上)、および使男・使女と未使男・未使女の總稱「小男」「小女」を類例に擧げる。居延漢簡には使小男・使小女、未使小男・未使小女という呼稱は見えない。

第十五隊卒陳齊 子大男、恭年十五 三石六日取口(居延簡 EPT 40: 27)

第四隊卒伍尊 妻大女女足年十五 見署用穀二石九升少(居延簡 25・20)

妻大女待年廿七

□子未使男偃年三 省爰用穀五石三斗一升少

子小男霸年一 (居延簡 203・23)

□妻大女憲年廿一

子小女貞年二 (居延簡 EPT.44: 1)

□妻大女止年廿一用穀二石一斗六升大

凡用穀四石三斗三升少

弟使男陵年十二用穀二石一斗六升大 (居延簡 27・3)

賀子使男嘉 六月食麥一石八斗八升半升 (敦煌簡 D.0349)

妻大女止氏年廿六用穀二石一斗六升大

制虜墜卒周賢 子使女捐之年八用穀一石六斗六升大

子使男并年七用穀二石一斗六升大

凡用穀六石 (居延簡 27・4)

妻大女商弟年廿八用穀二石一斗六升大

□驚虜墜卒徐□ 子未使男益有年四用穀一石六斗六升大

子□□年一用穀一斗

●凡用穀四石八斗 (居延簡 317・2)

制虜墜卒張孝 妻大女弟年卅四用穀二石一斗六升大

子未使女解事年六用穀一石一斗六升大 ●凡

用穀三石三斗三升少 (居延簡 55・25)

妾未使而衣食公、百姓有欲段者、段之、令就衣食焉、吏輒被事之。倉律 (秦律十八種 48 倉律)

④冬粟布袍

袍、講也、从衣包聲。論語曰、衣敝緼袍。〔說文解字〕八篇上、受衣者、夏衣以四月盡六月裏之、冬衣以九月盡十一月裏之、過時者勿裏。後計冬衣來年。囚有寒者爲褐衣。爲幪布一、用桌三斤。爲褐以裏衣。大褐一、用桌十八斤、直六十錢。中褐一、用

桌十四斤、直卅六錢。小褐一、用桌十一斤、直卅六錢。已裏衣、

有餘褐十以上、輸大內、與計偕。都官有用□□□其官、隸臣

妾・春城旦毋用。在咸陽者致其衣大內、在它縣者致衣從事之

縣。縣、大內皆聽其官致、以律裏衣。金布 (秦律十八種 90)

93

裏衣者、隸臣・府隸之母妻者及城旦、冬人百一十錢、夏五十五

錢。其小者冬七十七錢、夏卅四錢。春冬人五十五錢、夏卅四

錢。其小者冬卅四錢、夏卅三錢。隸臣妾之老及小不能自衣者、

如春衣。●亡・不仁其主及官者、衣如隸臣妾。金布 (秦律十

八種 94~96)

⑤絡絮四斤：整理小組は「絡、《說文》：「絮也」、與簡文合。段玉裁

注改爲「絮爲「紵」、未必正確」と注する。絡絮は不明。

ふるいわた、あるいは未精製の麻を綿の代わりにしたもの

か。

絡、絮也。一曰、麻未漚也。〔說文解字〕十三篇上)

絡絮一斤直百卅 (居延簡 EPT.59: 21)

⑥夏皆粟禪：「禪」は裏地のない上着。前注④に引いた睡虎地秦律

の金布律も参照。

禪、衣不重。从衣單聲。〔說文解字〕八篇上)

禪衣、言無裏也。〔釋名〕釋衣服)

⑦布皆八稷

稷、布之八十縷爲稷。〔說文解字〕七篇上)

令徒隸衣七稷布。〔索隱〕七稷、蓋今七升布、言其粗、故令衣

之也。正義：稷、祖工反。稷、八十縷也。與布相似。七升布用

五百六十縷。〔史記〕孝景本紀)

【解説】

官署で勞役に就く者、および徒隸に支給する衣服について規定する。冒頭の「冗作」を整理小組は「内作」と釋す。「内作」の用例は《奏議書》に見えるが、そこでは家内勞働の意味に用いられていると思しく、本條の文脈に合わない。字形も鑑みてひとまず「冗作」と釋したが、問題があることは注①に觸れた通りである。

春衣每歲一給、冬衣二歲一給、丁奴春頭巾一、布衫袴各二、牛皮鞞一量并氈、官婢春給裙衫各一、絹禪一、鞵二量、冬給襦複袴各一、牛皮鞞一量并氈、十歲已下、男春給布衫一、鞞一量、女給布衫一、布裙一、鞵一量、冬男女各給布襦一、鞵一量、官戶長上者准此。〔唐令拾遺〕雜令二五)

《四二一》《四二三》(C 157・C 162・F 003)

馬牛當食縣官者、慘<sup>①</sup>以上牛日芻二鈞八斤<sup>②</sup>、馬日二鈞□斤。食一石十六斤、□□粟□<sup>③</sup>。乘輿馬芻二粟一<sup>④</sup>。柿<sup>⑤</sup>・𦉳<sup>⑥</sup>・𦉳<sup>⑦</sup>・𦉳<sup>⑧</sup>。

各半其馬牛食。𦉳牛日芻三鈞六斤、犢半之<sup>⑨</sup>。以冬十一月粟之、盡三月止。其有縣官事不得芻牧者<sup>⑩</sup>、夏粟之如冬、422 各半之。 423

【譯】

馬牛が官署で飼料を支給される場合は、三歳以上の牛は日ごとに芻二鈞八斤、馬は日ごとに二鈞□斤、一石十六斤を飼料として支給し、□□粟□。乘輿の馬は、芻は二、粟は一。二歳の牛・一歳の馬でこれに飼料を支給するには、それぞれその馬牛の飼料を半分にする。僕牛は日ごとに芻三鈞六斤、子牛はこれを半分にする。冬十一月

をもってこれに支給し、三月いっぱいでもめる。その官署の用務があつて牧養できなかったものは、夏にこれを支給すること冬と同様にし、おのおのこれを半分にする。

【注】

①慘

慘、三歳牛。〔說文解字〕二篇上)

②鈞・一鈞は三〇斤(七六八〇g)。四鈞は一石。

③乘輿馬芻二粟一

頗省乘輿馬及(苑)(苑)馬、以補邊郡三輔傳馬。〔漢書〕昭帝紀(元鳳二年六月)

入頃芻粟、頃入芻三石、上郡地惡、頃入二石。粟皆二石。令各入其歲所有、毋入陳。不從令者罰黃金四兩。收入芻粟、縣各度一歲用、芻粟足其縣用、其餘令頃入五十五錢以當芻粟。芻一石當十五錢、粟一石當五錢。(240~241(田律))

傳馬 傳馬日二(三)匹共芻粟二石、令芻三而粟二。今馬一匹前到、問予芻粟各幾何。曰、予芻四斗・粟二斗大半斗。術曰、置芻三粟二并之、以三馬乘之爲法、以二石乘所置各自爲實。〔算數書〕傳馬52~53)

④柿・𦉳・整理小組は「玄」の左半が缺けている、という。柿、二歳牛。〔說文解字〕二篇上) 駝、馬一歳名也。〔集韻〕卷三)

⑤僕牛・整理小組は「僕」と釋して、「僕、駕車的牛。『山海經・大荒東經』:「王亥託于有易・河伯僕牛。有易殺王亥、取僕牛」とする。王國維『殷卜辭中所見先公先王考』(『觀堂集林』卷九)は僕牛=服牛とする。しかし「人」は見えず、むしろ僕

をもつてこれに支給し、三月いっぱいでもめる。その官署の用務があつて牧養できなかったものは、夏にこれを支給すること冬と同様にし、おのおのこれを半分にする。

（「朴」であるかもしれない。）

六畜以養之、服牛乘馬、圜豹檻虎、是其得天之靈、貴於物也。  
〔漢書〕董仲舒傳

恆秉季德、焉得夫朴牛。〔王逸注、朴、大也。〕〔楚辭〕天問  
犢、牛子也。〔說文解字〕二篇上

⑥芻牧・芻などを與えて牧養すること。

兵至罕地、令軍毋燔聚落芻牧田中。〔師古注、不得燔燒人居及  
於田畝之中刈芻放牧也。〕〔漢書〕趙充國傳  
曾無所芻牧。〔史記〕蘇秦列傳

【解説】

官の牛馬への飼料支給について規定する。牛馬の年齢によって支  
給量が異なり、また乘輿の馬についてはまぐさと藁の配合比率まで  
定められていた。こうした支給は十一月から三月までの期間に限ら  
れており、夏期には牛馬は牧草地に放たれ、特別に飼料が支給され  
ることはなかったのであろう。

四二二簡の「□斤」以下は判讀できない文字が多く、文意が定か  
でない。「二十斤八斤」とは、ちょうど「二鈞八斤」を二倍にした分量  
だが、この数字が上文の「牛日芻二鈞八斤」と「馬日二鈞□斤」を足  
したもののなか、それとも芻二鈞八斤と藁二鈞八斤とを合計したも  
のなか、幾つかの試案は出たものの、結論は下せなかった。

また最後に四二三簡が配置されているが、それがこの位置につな  
がる根拠はない。

《四二四》(C152)

□□□芻一鈞十六斤。

【譯】

……芻一鈞十六斤。

《四二五》(C170)

□□□馬日匹二斗粟・一斗耐(?)<sup>①</sup>。傳馬<sup>②</sup>・使馬<sup>③</sup>・都  
廐馬<sup>④</sup>日匹耐(?)一斗半斗。

【譯】

…馬は日ごとに一匹あたり二斗の粟・一斗の豆を…する。傳馬・  
使馬・都廐の馬は、日ごとに一匹あたり豆一斗半斗。

【注】

①耐…整理小組は「耐」字不清、疑從「叔」、即菽、豆とする。

②傳馬

頗省乘輿馬及(苑)(苑)馬、以補邊郡三輔傳馬。〔張晏曰、驛

馬也。〕〔漢書〕昭帝紀 元鳳二年八月)

③使馬

□送所使馬□□(敦煌簡 D476A)

④都廐…

都廐、天子車馬所在。中廐、皇后車馬所在。〔三輔黃圖〕卷六)

秋七月、都廐災。〔漢書〕惠帝紀 惠帝三年)

【解説】

上半は不明だが、下半には傳馬・使馬・都廐の馬への飼料支給量  
が記される。時代は降るものの、懸泉置簡に傳馬等への支給量を規  
定した制詔がある。参考までに挙げておく。

制曰、下大司徒大司空、臣謹案、令曰、未央廐・騎馬・大廐馬日食粟斗一升、叔(菽)一升。置傳馬粟斗一升、叔(菽)一升。其當空道日益粟、粟斗一升。長安・新豐・鄭・華陰・渭成(城)・扶風廐傳馬加食、匹日粟斗一升。車騎馬、匹日用粟叔(菽)各一升。建始元年、丞相衛御史大夫譚。(懸泉置簡II 0214 ②: 556 粹五)

《四二六》(C 153)

□: 告官<sup>①</sup>及歸任<sup>②</sup>行縣道官<sup>③</sup>、稗官有印者<sup>④</sup>、聽券書<sup>⑤</sup>上其廷、移居縣道<sup>⑥</sup>、皆封臧(臧)。

【譯】

…官に申告する、及び任務を返上し縣道官に行き□稗官で印をもっている者は、券書はその廷に提出することを受理する。現在居住している縣道に送り、居住している縣道は、すべて封をして收藏する。

【注】

①告官

疾死者、告其□□之。其非疾死者、以其診書告官論之。…(下略)…(秦律十八種17)

少律者、令其人備之而告官、官告馬牛縣出之。…(下略)…(秦律十八種19)

行傳書・受書、必書其起及到日月夙莫、以輒相報殿。書有亡者、亟告官。…(後略)…(秦律十八種185)

儻陽爲縛其奴、從少年之廷、欲調殺奴。「服虔曰、古殺奴婢、

皆當告官、儻欲殺令、故詐縛奴以謁也。」(漢書田儻傳)

②歸任: 「歸任」は責任を某に歸す、といった用例が見られるものの、本條の文脈に適合する例が見あたらない。任務を返上する、と解釋しておく。

③行縣道官: 「整理小組は不明字を「若」に釋し、その上に「者」字があるとするが、見えない。

神爵二年三月丙午朔甲戌敦煌太守快長史布施丞德謂縣郡庫太守行縣道傳車被貝多敝坐爲論易□□□□到遣吏迎受輸敝被貝郡庫相與校計如律令 (I 0309 ③: 236 A 粹九六)

④稗官有印

皆令監臨庫(卑)官、而勿令坐官(103(具律))

都官之稗官及馬苑有乘車者、秩各百六十石、有秩毋乘車者、各百廿石。(40(秩律))

官畜夫免、復爲畜夫、而坐其故官以償債及有它債、貧窶毋以償者、稍減其秩、月食以償之、弗得居、其免殿、令以律居之。官畜夫免、效其官而有不備者、令與其稗官分、如其事。吏坐官以負債、未而死、及有辜以收、扶出其分。其已分而死、及恆作官府以負債、牧將公畜生而殺、亡之、未償及居之未備而死、皆出之、毋責妻、同居。金布律(秦律十八種82~85)

取傳書鄉部稗官。其「田」(?)及「作」務□□(龍崗秦簡10)

小説家者流、蓋出於稗官。「師古曰: 稗官、小官。漢名臣奏唐林請省置吏、公卿大夫至都官稗官各減什三、是也。」(漢書藝文志)

小官毋畜夫者、以此鼠僕・車牛。(秦律十八種74)

「小官印」については一〇簡の注①参照。

⑤券書・一四〇一五簡注①參照。

⑥移居縣道・二八二簡注⑭參照。「居縣」は現在居住している縣のこと。

宦者、都官吏、都官人有事上爲將、令縣貢之、輒移其粟縣、粟縣以減其粟。已粟者、移居縣責之。倉。(秦律十八種44)

⑦封藏

民宅園戶籍・年細籍・田比地籍・田命籍・田租籍、謹副上縣廷、皆以篋若匣匱盛、緘閉、以令若丞・官嗇夫印封、獨別爲府、封府戶。節(即)有當治爲者、令史・史主者完封奏令若丞印、嗇夫發、即襍治爲。臧(藏)□已、輒復緘閉封藏(藏)、不從律者罰金各四兩。…(下略)…(331~336(戶律))

【解説】

上半を缺き、何に關する規定なのかすら、判然としない。あるいは縣道を巡視する際の通行證明に關わるものであろうか。

《四二七~四二八》(C158・C163)

有罰・贖・責(債)①、當入金、欲以平賈(價)入錢②、及當受購・償而毋金③、及當出金・錢縣官而欲以除其罰・贖・責(債)、及爲人除者④、皆許之。各以其二千石  
官治所縣十月金平賈(價)予錢⑤、爲除。  
428 427

【譯】

罰・贖・債務があり、金を納入するのに該當するが、標準價格で錢を納入したい、及び賞金・補償を受けるのに該當するが金がない、及び金・錢を官署に出してそれでその罰・贖・債務を免除され

ようと欲する、及び他人を免除するものは、いずれもこれを許可する。おのおのその二千石官の治所の縣の十月における金の標準價格で錢を支拂い、免除する。

【注】

①有罰・贖・責

金布律、有罰贖入責以呈黃金爲價、科有平庸坐贓事、以爲償贖律。(晉書)刑法志)

②平價：標準價格として評價された額。四三三簡注④參照。

③受購・償：二四四簡注②參照。「受償」は補償を受け取ること。

王黃・曼丘臣其麾下受購賞之、皆生得、以故陳豨軍遂敗。(史記)韓信盧綰列傳 陳豨)

④及爲人除者

…(上略)…有能捕若誦吏、吏捕得一人、爲除、成二歲。欲除、乞人者、許之。(260~262(□市律))

⑤十月金平賈予錢

諸當賜、官毋其物者、以平賈(價)予錢。(290(賜律))

二月戊寅張掖太守福庫丞承熹兼行丞事敢告張掖農都尉護田校尉府卒人謂縣律曰藏它物非錢者以十月平賈計案成田卒受官袍衣物貪利貴賈賈豫貧困民吏不禁止浸益多又不以時驗問(居延簡4・1)

【解説】

官に金を納める、あるいは官から金を受け取るべき際に、もしも金があれば、錢に換算して納入・受領することを許可した規定であろう。換算には十月時點での金の標準價格が用いられた。ただし

條文には規定として意を盡くさない箇所もある。たとえば「當受購・償而母金、皆許之」とは直譯すれば「賞金・補償を受けとるに當たるが金がないときは、いづれもこれを許可する」となり、一體何を許可するのか、明記されていない。「當出金・錢縣官・皆許之」という部分だけを讀めば、金錢を差し出して罰の免除を望むことが許されている、と解釋することもできる。それゆえに、條文中に省略や脱文があるのではないか、という意見も出た。

《四一九〜四三三》(C 160・C 167・C 166・F 73)

官爲作務・市及受租・質錢、皆爲餉、封以令・丞印、

而人與參辨券之、輒入錢餉中、上中辨其廷。質者勿與券。

租・質・戶賦・園池入錢、

縣道官勿敢擅用、三月壹上見金・錢數二千石官、上丞

相・御史。不幸流、或能產拯一人、購金二兩、拯死者、

購一兩、不智(知)何人、廁狸而

□之。流者可拯、同食・將吏及津喬夫・吏弗拯、罰金

一兩。拯亡船可用者、購金二兩。不盈七丈以下、丈購五

十錢。有識者、予而令

自購之。

【譯】

官が製造・交易する、及び租・抵當錢を受ける際には、いづれも壺をつくり、令・丞の印を以て封じ、人ごとに參辨券を與えてこれに【書き】、そのたびごとに錢を壺の中に入れ、中辨をその廷に上申する。抵當に入れた者には券を與えてはならない。租・抵當・戶賦・園池の入錢は、縣道官は勝手に用いてはならず、三ヶ月に一度

現在の金・錢の數量を二千石官に上申し、二千石官は丞相・御史に上申する。不幸にして流されたとき、生きながら一人を救出できた者がいれば、賞金二兩を與える。死者を引きあげれば、賞金一兩を與える。誰であるが分からない者は、埋葬してこれを□する。流された者を引きあげることができたのに、同食・將吏および津喬夫・吏が引きあげなければ、罰金一兩。流された船で使用可能のものを引きあげたら、賞金二兩を與える。船が七丈に満たなかったら、丈ごとに五十錢の賞金を與え、所有者が識別できた場合には、與えて所有者自身に賞金を支拂わせる。

【注】

①爲作務・市・整理小組は尹賞傳補註所引周壽昌說を引いて、作務Ⅱ手工業という。

雜學長安中輕薄少年惡子、無市籍商販作務、而鮮衣凶服被鎧、扞持刀兵者、悉籍記之、得數百人。〔周壽昌曰、作務、作業工技之流。見貨殖傳。〕〔漢書〕酷吏傳 尹賞

馬蹏噉干、牛千足、羊屍千雙、童手指千。〔孟康曰、童、奴婢也。古者無空手游口、皆有作務、作務須手指、故曰手指、以別馬牛蹏角也。〕〔漢書〕貨殖傳

桓譚新論曰、漢定以來、百姓賦歛、一歲爲四十餘萬萬、吏俸用其半、餘二十萬萬、藏于都內、爲禁錢。少府所領園地作務之八十三萬萬、以給宮室供養諸賞賜。〔太平御覽〕卷六二七

貪於飲食、惰於作務、陷於飢寒、危於凍餒、無以違之。〔墨子〕非儒下  
爲作務及官府市、受錢必輒入其錢餉中、令市者見其入、不從令者賞一甲。關市〔秦律十八種 97〕



姦吏因緣爲市。「師古曰、弄法而受財、若市買之交易。」〔漢書〕刑法志)

出錢四千五百八月乙丑給令史張卿爲市。(居延簡 258・4)

②質錢・質については一八七簡注①参照。

時有尹嘉者、家貧、母熊自以身貼錢、爲嘉償責。坐不孝當死。承天議曰、被府宣令、普議尹嘉大辟事、稱法吏葛騰籤、母告子不孝、欲殺者許之。法云、謂違犯教令、敬恭有虧、父母欲殺皆許之。其所告惟取信於所求而許之。謹尋事原心、嘉母辭自求質錢、爲子還責。嘉雖虧犯教義、而熊無請殺之辭。〔宋書〕卷六四(何承天傳)

③匭・錢を入れる壺、箱の類。注①に引いた睡虎地秦簡關市律も参照のこと。

匭、受錢器也、……古以瓦、今以竹。〔說文解字〕五篇下) 又敎吏爲匭箛、及得投書、削其主名、而託以爲豪桀大姓子弟所言。〔蘇林曰、匭音項、如瓶、可受投書。師古曰、匭、若今盛錢臧瓶、爲小孔、可入而不可出。或匭或(筒)〔箛〕、皆爲此制、而用受書、令投於其中也。〕〔漢書〕趙廣漢傳)

④人與參辨券之「參辨券」については三〇五〜三〇六簡注②、三三四簡注⑦参照。整理小組は「之」の上に「書」字を脱すという。且つ「人」字を「入」字に作る。しかし寫眞を見る限り明らかに「人」字であるし、次の用例も「人」字と釋すべき證左となる。

縣・都官坐效・計以負責者、已論、喬夫即以其直錢分負其官長及冗吏、而人與參辨券、以效少內、少內以收責之。其入贏者、亦官與辨券、入之。其責毋敢險歲、險歲而弗入及不如令者、皆以律論之。(秦律十八種 80〜81)

⑤戶賦・二五五簡注③参照。

可謂匿戶及赦重弗傳。匿戶弗繇使、弗令出戶賦之謂殿。(法律答問 165)

⑥園池・注①に引いた『太平御覽』引『新論』も参照のこと。

屬屋涂鸞、苑園池、畜產肥羜、朱珠丹青。(爲吏之道 3—33 3—36)

而山川園池市井租稅之入、自天子以至于封君湯沐邑、皆各爲私奉養焉、不領於天下之經費。〔史記〕平準書)

⑦廁狸・整理小組は、特に證據を示さず廁狸Ⅱ掩埋(埋葬する)とする。狸が「埋める」の意味になることは、左に擧げる例からも分かる。睡虎地秦簡封診式「賊死」條には「剝狸」という字體もみえる。

或自殺、其室人弗言吏、即葬狸之、問死者有妻・子當收、弗言而葬、當實一甲。(法律答問 77)

⑧□之・□は「謾」と釋されるが、文字はみえない。整理小組も述べる通り、謾Ⅱ求〔廣雅〕釋詁三) という訓詁があり、用例からは不特定の者に廣く尋ねるといふ意味合いが窺える。

其頭所不齊賤賤然。以書謾首曰、有失伍及函(遲)不來者、遣來識戲次。(封診式 39)

⑨同食・將吏・同食とは同僚、仲間。謾等、曰、毋此券。謾求其左、弗得。〔秦讞書〕② 205)

初、護有故人呂公、無子、歸護。護身與呂公・妻與呂嫗同食。〔漢書〕游俠傳 樓護)

戎具少酒 謹請邑大夫官仄中功仄君都謝赦等三人同食五大夫幸臨 (居延

簡 EPT 51 : 224 A)

…(上略)…●軍人買(賣)粟粟所及過縣、賞戍二歲、同車食・敦長・僕射弗告、成一歲、…(下略)…(秦律雜抄 11~15)

□、相國上内史書言、請諸詐(詐)襲人符傳出入塞之津關、未出入而得、皆贖城旦舂、將吏智(知)其誦(情)、與同罪。●御史以聞、●制可、以□論之。(496~497(津關令))

⑩亡船

不能禁此四者、猶亡舟楫、絕江河、不可得也。(尉繚子)制談) ⑪有識者…津關令にみえる「識物」とは、馬を識別するためのもの。里耶秦簡からは船に名前がつけられていたことが知られる。

十二、相國議、關外郡買計獻馬者、守各以匹數告買所内史・郡守、内史・郡守謹籍馬職(識)物・齒・高、移其守、及爲致告津關、津關案閱、津關謹以傳案出入之。詐僞出馬、馬當復入不復入、皆以馬賈(價)訛過平令論、及賞捕告者。津關吏卒・吏卒乘塞者智(知)、弗告劾、與同罪。弗智(知)、皆贖耐。●御史以聞、制曰可。(509~511(津關令)) 競陵蓋陰狼、假遷陵公船一、表三丈三尺、名曰柂(?)、以求故荆積瓦。(里耶秦簡 J1⑧ 134 表)

【解説】

四簡で一線を形成するものとされているが、四三〇簡の途中から前後で内容が食い違っており、整理小組は「不幸流」以下は別の條文で、六〇八簡と關連するものである、との見解を示す。

四二九簡と四三〇簡は繋げて讀みにくく、ここでは「園池の入錢は、縣道官は敢えて擅に用いるなかれ」と訓讀しておいた。その一

方で「園池は錢を縣道官に入れ、敢えて擅に用いるなかれ」と讀む案、あるいは二つの簡は繋がらないと見る案も出た。繋げて讀まないならば、「不幸流」以下とその前文とを一連の條文として理解することもできる。

四二九簡は、官が手工業や交易によって得た錢、あるいは租錢等は、箱に收めて封印し、かつその際に辨券を作成すべきこと、規定する。市や作務、園池よりの収入は帝室財政に納められるが、それらの扱いが他とは區別されていたのかは判然としない。また四三〇簡に繋げて讀む立場をとるなら、納められた金・錢の現在高は三ヶ月に一度二千石、さらには丞相・御史大夫に報告されたことになる。

「不幸流」以下は溺れた者、あるいは漂流船に關する規定。溺れた者や漂流船をすくい上げた者には賞金が與えられ、逆に救うべきであったのに救えなかった者には罰金が科せられた。

《四三三》(C 168)

亡・殺・傷縣官畜産、不可復以爲畜産、及牧之而疾死。其肉・革腐敗母用、皆令以平賈(價)償。入死・傷縣官、賈(價)以減償。

【譯】

國家の畜産を逃がしたり殺したり傷つたりして、再び畜産とすることができない、及びこれを牧養して病死させて、その肉・革が腐敗して用途がなければ、いずれも評價額によって償わせる。死傷したものを國家に戻せば、價格については減損分を償う。

【注】

①畜産

賊殺傷人畜産、與盜同法。畜産爲人牧而殺傷 $\square$  (49 (賊律))  
犬殺傷人畜産、犬主賈(價)之、它 $\square$  (50 (賊律))

募民欲守縣邑門者、令以時開閉門、及止畜産放出者、令民共  
(供)食之、月三戶。 (308 (戶律))

②疾死

疾死置後者、徹侯後子爲徹侯、其母適(嫡)子、以孺子 $\square$  $\square$  $\square$   
子。 … (下略) … (367 (置後律))

③肉・革

將牧公馬牛、馬【牛】死者、亟謁死所縣、縣亟診而入之、其入  
之其弗亟而令敗者、令以其未敗直償之。其小隸臣疾死者、告其  
 $\square$  $\square$ 之、其非疾死者、以其診書告官論之。其大廐・中廐・宮廐  
馬牛毆、以其筋・革・角及其價錢效、其人詣其官。其乘服公馬  
牛亡馬者而死縣、縣診而雜賣其肉、卽入其筋・革・角、及索入  
其價錢。錢少律者、令其人備之而告官、官告馬牛縣出之。令課  
縣、都官公服牛各一課、卒歲、十牛以上而三分一死、不盈十牛  
以下、及受服牛者卒歲死牛三以上、吏主者、徒食牛者及令、丞  
皆有辜。內史課縣、大倉課都官及受服者。  $\square$  $\square$

(秦律十八種16~20)

春二月、… (中略) …百姓大入禁苑中而不迫獸及捕獸者、勿敢  
殺、其迫獸及捕獸者、殺之。河禁所殺犬、皆完入公、其它禁苑  
殺者、食其肉而入皮。 田律 (秦律十八種4~7)

$\square$  $\square$ 爲買牛革一賈錢三百其 $\square$  (居延簡 EPT 51 : 321)

$\square$

革一直百五十 (敦煌簡 D 635)

④平價

諸盜 $\square$ 、皆以罪(?)所平賈(價)直(值)論之。(80 (盜律))  
芻藁節貴於律、以入芻藁時平賈(價)入錢。(242 (田律))

「平」は「評」に通じ、評價・評定すること。物價を評定し  
てはじき出された標準價格が「平價」である。

⑤價以減償

整理小組注には「加以估價而減少賠償數額」とある。  
疏議曰、…「減價」、謂畜産直絹十疋、殺訖、唯直絹兩疋、卽  
減八疋價。或傷止直九疋、是減一疋價。殺減八疋價八疋、傷減  
一疋價一疋之類、其罪各準盜八疋及一疋而斷。『唐律疏議』廐  
庫 8)

【解説】

國家所有の畜産に損害を與えた場合の賠償について規定する。注  
①に引用した通り、私人の畜産を賊殺傷した場合は、盗と同じとさ  
れているが、本條には殺傷等の罪を犯した者への科罰規定がない。  
賠償額のみに焦點が絞られた條文なのであろう。

本條末尾の「價以減償」とは、死傷した家畜を官に入れ、その肉・  
革などがまだ利用可能であった場合は、それらの價格を家畜の價格  
から差し引き、残りの金額を賠償させる、との謂であるが、その正  
確な解釋をめぐって意見が分かれた。ひとまず「價は減を以て償う」  
と訓讀し、差し引かれた額(實際に減損した分)だけを償う、という  
方向で譯出しておいた。その一方で、「減」を「減額する」と動詞と  
して讀む案、すなわち「價は以て價を減ず」と訓讀し、死傷した家畜  
の賣價は賠償額を減らすのに充當する、と譯す意見や「賈」を賣る、  
値踏みする、と讀む案も出た。

唐代の類似條文を擧げておく。

諸官畜在牧而亡失者、給訪限百日、不獲準失處當時估價徵納、牧子及長、各知其半、若戶奴無財者、準銅依加杖例、如有闕及身死、唯徵見在人分、其在廐失者、主帥準牧長、飼丁準牧子、其非理死損、準本畜徵納。〔唐令拾遺〕廐牧令八）  
諸故殺官私馬牛者、徒一年半。贓重及殺餘畜產、若傷者、計減價、準盜論、各償所減價。價不減者、笞三十。見血踴跌即爲傷。若傷重五日內致死者、從殺罪。其誤殺傷者、不坐、但償其減價。主自殺馬牛者、徒一年。〔唐律疏議〕廐庫八）

《四三四》(C172)

亡<sup>①</sup>・毀・傷縣官器財物<sup>②</sup>、令以平賈(價)償。入毀傷縣官、賈(價)以減償。

【譯】

國家の器物・財物を亡失したり毀したり傷つけたりすれば、評價額によって償わせる。毀れたもの傷ついたものを國家に戻せば、價格については減損分を償う。

【注】

①亡・「亡」字は編綴の紐によって見えないが、整理小組の釋文に従って補う。

②器財物

…(上略)…吏有縣官事而無僕者、郵爲炊。有僕者、段(假)器、皆給水漿。(267)(行書律)  
縣官器敝不可繕者、賣之。諸收人、皆入以爲隸臣妾。(435)(金

布律)

□諸詐(詐)增減券書、及爲書故詐(詐)弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐贓(贓)爲盜。…(下略)…(14)(賊律)  
盜出財物于邊關徼、及吏部主智(知)而出者、皆與盜同法。…(下略)…(74)(盜律)

【解說】

前條と類似するが、ここでは官有の器物・財物の賠償について規定される。『晉書』刑法志に、

賊律有賊拔樹木・殺傷人畜產及諸亡印、金布律有毀傷亡失縣官財物、故分爲毀亡律。

とあり、縣官の財物毀傷に關する規定が金布律に置かれていたことが窺える。公の器物の毀傷に賠償を命じた規定は秦律にも見える。

…(上略)…毀傷公器及□者令賞。(秦律十八種106、107 工律)  
唐律に見える關連條文も擧げておく。

諸棄毀官私器物及毀拔樹木・稼穡者、準盜論。即亡失及誤毀官物者、各減三等。〔唐律疏議〕雜律54)

諸棄毀・亡失及誤毀官私器物者、各備償。(謂非在倉庫而別持守者。若被強盜者、各不坐・不償。即雖在倉庫、故棄毀者、徵償如法。其非可憤者、坐而不備。(謂符・印・門鑰・官文書之類。)

〔唐律疏議〕雜律57)

《四三五》(C171)

縣官器敝不可繕者、賣之。諸收人、皆入以爲隸臣妾。

【譯】  
國家の器物が古くなり修繕できなければ、これを賣却する。およそ收人は、いずれも入れて隸臣妾となす。

【注】  
①收人  
…(上略)…隸臣妾及收人有耐罪、毆(繫)城旦舂六歲。…(下略)…(90(具律))

隸臣妾、收人亡、盈卒歲、毆(繫)城旦舂六歲。不盈卒歲、毆(繫)三歲。自出毆、□□。其去毆(繫)三歲亡、毆(繫)六歲。去毆(繫)六歲亡、完爲城旦舂。(166(亡律))  
捕盜鑄錢及佐者死罪一人、予爵一級。其欲以免除罪人者、許之。捕一人、免除死罪一人、若城旦舂、鬼薪白粲一人、隸臣妾、收人、司空三人以爲庶人。…(下略)…(204~205(錢律))

【解説】  
前半は、古くなった公の器物は賣却する旨規定する。類似の規定が睡虎地秦律の金布律にも見え、その處理方法が詳しく述べられている。

縣・都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡蚩之。其金及鐵器入以爲銅。都官輸大內、內受買之、盡七月而賣。都官遠大內者輸縣、縣受買之。糞其有物不可以須時、求先買、以書時謁其狀內史。凡糞其不可買而可以爲薪及蓋糞者、用之、毋用、乃燔之。金布(秦律十八種86~88)  
公器官□久、久之。不可久者、以髡久之。其或段公器、歸之、久必乃受之。敝而糞者、靡蚩其久。官輒告段(假)器者曰、器敝久

恐靡者、還其未靡、謁更其久。其久靡不可智者、令贖賞。段器者、其事已及免、官輒收其段、弗亟收者有罪。●其段者死亡・有罪毋責段、吏代賞。毋擅段公器、者擅段公器者有罪、毀傷公器及□者令賞。(秦律十八種104~107)  
後半、「諸收人」以下は上とは續かず、獨立した規定のようだが、意味するところは不明である。二年律令において收人は隸臣妾と並べられることが多く、その處遇に共通点があったらしいことは窺える。ただし「入爲隸臣妾」が具體的に何を意味するのか、定かでない。

《四三六~四三八》(F 75・F 68・F 67)

有贖買其親者、以爲庶人、勿得奴婢。諸私爲鹵(鹵)鹽、煮濟・漢、及有私鹽井煮者、稅之、縣官取一、主取五。采銀租之、縣官給粟(粟)、  
436  
□十三斗爲一石、□石縣官稅□□三斤。其□也、牢粟、石三錢。租其出金、稅二錢。租賣穴者、十錢稅一。采鐵者五稅一。其鼓銷以  
437  
爲成器、有(又)五稅一。采鉛者十稅一。采金者租之、人日五分銖二。民私采丹者租之、男子月六斤九兩、女子四斤六兩。  
438

【譯】  
その親族を贖買する者があれば、以て庶人とし、奴婢とすることできない。およそ私的に鹵鹽を製造する、濟水・漢水一帯において煮鹽する、および私有の鹽井で煮鹽すれば、これに稅を課し、國家は一を取り、所有主は五を取る。銀を採掘すれば、これに租を課し、

國家はふいごを給し、…十三斗を一石となし、…石ごとに國家は：三斤を税とする。その…は、堅牢なふいごは、石ごとに三錢。その金を産出したものには租を課し、二錢を税とする。鑛山を賣る者に租を課すること、十錢ごとに一を税とする。鐵を採掘する者には、五分の一を税とする。その溶鑛して器物を製造すれば、また五分の一を税とする。鉛を採掘する者は、十分の一を税とする。金を採掘する者には、租を課すること、人ごとに一日あたり十五分の二銖。民が私的に丹砂を採掘すれば、これに租を課すること、男子は月ごとに六斤九兩、女子は四斤六兩とする。

【注】

①贖買其親者…用例は見あたらない。「親者」の二字は字跡が不鮮明。

②勿得奴婢…整理小組の注には「奴婢、以爲奴婢」とある。また同じく整理小組が「此條係錯抄於此」というように、ここまでの部分は、後段の製鹽・採鑛についての規定との關連が無く、別の條文が紛れ込んだ可能性がある。なお、「親を庶人と爲す」に關連したものは、左の秦律がある。

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵（秦律十八種156～157）

③鹵鹽

數上下諸陵、周徧三輔、常困於蓮勺鹵中。「如淳曰、爲人所困辱也。蓮勺縣有鹽池、縱廣十餘里、其鄉人名爲鹵中。蓮勺鹽勺音灼。師古曰、如說是也。鹵者、鹹地也、今在櫟陽縣東。其

鄉人謂此中爲鹵鹽池也。」（『漢書』宣帝紀）

第一之丹名曰丹華。當先作玄黃、用雄黃水・礬石水・戎鹽・鹵鹽・礬石・牡蠣・赤石脂・滑石・胡粉各數十斤、以爲六一泥、火之三十六日成、服七之日仙。（『抱朴子』內篇・金丹）  
山東食海鹽、山西食鹽鹵、「正義、謂西方鹹池也。堅且鹹、卽出石鹽及池鹽。」、嶺南・沙北固往往出鹽、大體如此矣。（『史記』貨殖列傳）

④煮濟・漢…整理小組は「濟・漢、水名」とする。漢水上流、四川盆地の鹽井での製鹽や濟水河口の海鹽を指すものであろうか。

冶鑄鬻鹽、財或累萬金、而不佐公家之急、黎民重困。（『漢書』食貨志下）

⑤鹽井

擅鹽井之利、期年所得自倍、遂殖其貨。（『漢書』貨殖傳）

⑥縣官給囊…整理小組の注には「囊、排囊、《淮南子・本經》注「囊、冶爐排囊也」と。ふいこの火をおこすための革袋である。

鼓囊吹埴、以銷銅鐵。「高誘注、囊、冶爐排囊也。」（『淮南子』本經訓）

⑦牢囊

大農上鹽鐵丞孔僅・咸陽言、山海、天地之臧、宜屬少府、陛下弗私、以屬大農佐賦。願募民自給費、因官器作鬻鹽、官與牢盆。（『漢書』食貨志下）

右に挙げた「牢盆」の「牢」は、傳統的な解釋では食糧支給や賃金の意であるとされるが、論者によっては「堅牢な」の意と解釋される。ここでは後者に從った。『天工開物』卷上

「作賊」の圖に海水を煮詰める器具として「牢盆」が見える。

⑧六

二十年、中山王輔復徙封沛王、后爲沛太后。況遷大鴻臚。帝數幸其第、會公卿諸侯親家飲燕、賞賜金錢繡帛、豐盛莫比、京師號況家爲金穴。(『後漢書』皇后紀上)

有錫、春秋時曰錫穴。(『續漢書』郡國志五 漢中郡錫縣)

有銀穴三十四、銅穴四十八、在覆金・三錐・五岡・分雲等山。

(『新唐書』卷三八地理志二 陝州平陸縣)

⑨其鼓銷以爲成器・注⑥に引いた「淮南子」参照。

銅錫未採、在衆石之間、工師鑿掘、鑪囊鑄鑠、乃成器。(『論衡』量知)

【解説】

注②に述べた通り、冒頭に脈絡無く贖身にかんする一文が見え、その文意も確としない。

「諸私爲」以下では、民間での製鹽、鑛物の採取、鑄造、鑛山の賣買に對して課せられる租税の割合が規定される。ただし赤字もあり、解釋できない部分が多い。採掘者に定額の租税が課された場合と、生産量・賣上高のうち一定の割合が徴収された場合と、二通りあったことが窺える。『史記』平準書の算緡錢を規定したくだりには「諸作有租及鑄、率緡錢四千一算」とある。

『鹽鐵論』錯幣には、「文帝之時、縱民得鑄錢・冶鐵・煮鹽。」とあり、民間での製鹽・製鐵が文帝以前には禁止されていたとするが、『史記』『漢書』は民間での鑄錢を許したことに言及するのみである。同じく『鹽鐵論』水旱には「故民得占租鼓鑄・煮鹽之時、鹽與五穀同買、器和利而中用。」として、いには占租すれば鑄鐵・製鹽でき

た、と述べる。

《四三九》(F70)

■金布律

【譯】

■金布律

【解説】

「金布」という稱謂は『漢書』蕭望之傳に見え、「金布令甲曰、邊郡數被兵、離飢寒、天絕天年、父子相失、令天下共給其費」として「金布令甲」が引かれている。その他、『漢書』『後漢書』の注に、

金布令曰、不幸死、死所爲積、傳歸所居縣、賜以衣棺。(『漢書』

高帝紀下臣瓚注)

漢律金布令曰、皇帝齋宿、親帥羣臣承祠宗廟、羣臣宜分奉請。諸侯・列侯各以民口數、率千口奉金四兩、奇不滿千口至五百口亦四兩、皆會耐、少府受。又大鴻臚食邑九眞・交趾・日南者、用犀角長九寸以上若瑇瑁甲一、鬱林用象牙長三尺以上若翡翠各二十、準以當金。(『續漢書』禮儀志上注)

として逸文がみえる。『晉書』刑法志の魏律序略には、賊律有賊拔樹木・殺傷人畜產及諸亡印、金布律有毀傷亡失縣官財物、故分爲毀亡律。…金布律有罰贖入責以呈黃金爲價、…以爲償贖律。(『晉書』刑法志)

と、その内容が紹介されている。以上によって、金布律・令なる、官有財物の管理出納に關する規定があったことは、かねてより知られていた。睡虎地秦簡の發見によって、十五條の金布律逸文が更に知

られ、その内容は貨幣流通、市場での賣買、官有物の貸出、衣服の支給等々、多岐にわたる。二年律令の金布律とされた諸條は、これらを参考にしてまとめられたものであろう。C群中央右よりから出たものがその大半を占めるが、F群から出土したものも含まれる。

《四四〇—四四一》(F105・F20)

●御史大夫<sup>①</sup>、廷尉<sup>②</sup>、内史<sup>③</sup>、典客<sup>④</sup>、中尉<sup>⑤</sup>、車騎尉<sup>⑥</sup>、大僕<sup>⑦</sup>、長信詹事<sup>⑧</sup>、少府令<sup>⑨</sup>、備塞都尉<sup>⑩</sup>、郡守・尉<sup>⑪</sup>、衛<sup>⑫</sup>、衛將軍<sup>⑬</sup>、衛<sup>⑭</sup>尉<sup>⑮</sup>、漢中大夫<sup>⑯</sup>、漢郎中<sup>⑰</sup>、奉常<sup>⑱</sup>、秩各二千石。御史・丞相<sup>⑲</sup>、國長史、秩各千石<sup>⑳</sup>。

【譯】

御史大夫、廷尉、内史、典客、中尉、車騎都尉、太僕、長信詹事、少府令、備塞都尉、郡守、郡尉、衛將軍、衛尉、漢の中大夫令、漢の郎中令、奉常は、秩はそれぞれ二千石。御史の長史、丞相の長史は、秩はそれぞれ千石。

【注】

- ①御史大夫…百官表の注には「臣瓚曰、茂陵書御史大夫秩中二千石」とある。
- ②廷尉…百官表では秩は中二千石。
- ③内史…百官表での秩祿は二千石。

内史、周官、秦因之、掌治京師。景帝二年分置左右内史。右内史武帝太初元年更名京兆尹、…左内史更名左馮翊。〔漢書〕百官公卿表)

④典客…百官表では秩は中二千石。

典客、秦官、掌諸歸義蠻夷、有丞。景帝中六年更名大行令、武帝太初元年更名大鴻臚。〔漢書〕百官公卿表)

⑤中尉…百官表では秩は中二千石。

中尉、秦官、掌徼循京師、…武帝太初元年更名執金吾。〔漢書〕百官公卿表)

⑥車騎尉…用例が見あたらない。整理小組は「車騎尉、應即車騎都尉」という。車騎都尉の例は擧げることができる。

⑦太僕…百官表では秩は中二千石。

太僕、秦官、掌輿馬。〔漢書〕百官公卿表)

⑧長信詹事…百官表での秩祿は二千石。

長信宮は皇太后の居所で、長信詹事はこの皇太后宮を統括する。秩律には「長信」を冠する官職名が多く、ここに列擧しておく。長信□卿、長信謁者令(以上442、千石)、長信掌衣(461、六百石)、長信詹事丞、長信祠祀、長信倉、長信尚浴、長信謁者(以上462、六百石)、長信私官、長信永巷(以上463、六百石)、長信宦者中監(466)、長信食□(467)。詹事、秦官、掌皇后・太子家、…長信詹事掌皇太后宮、景帝中六年更名長信少府、平帝元始四年更名長樂少府。〔張晏曰、以太后所居宮爲名也。居長信宮則曰長信少府、居長樂宮則曰長樂少府也。〕〔漢書〕百官公卿表)

長信宮、漢太后常居之。〔三輔黃圖〕長樂宮)



⑨少府令：百官表では秩は中二千石。

少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養。〔漢書〕百官公卿表

⑩備塞都尉  
 ……(上略)……縣邑傳塞、及備塞都尉、關吏、官屬、……(下略)……  
 (490)〔津關令〕

廿三、丞相上備塞都尉書、請爲夾谿河置關、諸漕上下河中者、皆發傳、及令河北縣爲亭、與夾谿關相直。……(523)〔津關令〕

⑪郡守・尉：本條文では、郡守・郡尉ともに官秩は二千石だが、百官表では郡尉は比二千石である。

郡守、秦官、掌治其郡、秩二千石。……景帝中二年更名太守。郡尉、秦官、掌佐守典武職甲卒、秩比二千石。……景帝中二年更名都尉。〔漢書〕百官公卿表

⑫衛將軍：秩律中には衛將軍の長史・候・士吏が見える。

將軍、不常置。本注曰、掌征伐背叛。比公者四、第一大將軍、次驃騎將軍、次車騎將軍、次衛將軍。又有前・後・左・右將軍。〔蔡質漢儀曰、漢興、置大將軍・驃騎、位次丞相、車騎・衛將軍・左・右・前・後、皆金紫、位次上卿。典京師兵衛、四夷屯警。〕〔續漢書〕百官志一)

⑬衛尉・漢中大夫令：秩律中には衛尉の司馬・候・士吏が見える。

衛尉、秦官、掌宮門衛屯兵、有丞。景帝初更名中大夫令、後元年復爲衛尉。屬官有公車司馬、衛士、旅賁三令丞。衛士三丞。又諸屯衛候、司馬二十二官皆屬焉。長樂、建章、甘泉衛尉皆掌其官、職略同、不常置。〔漢書〕百官公卿表

百官表での秩は中二千石。また百官表では衛尉が後に中大夫令へと改名され、ついで元の衛尉へと改名されている

が、本條文によると両者は同時に存在していたことになる。ただし「衛尉竭・內史肆・佐弋竭・中大夫令齊等二十人皆梟首。」〔史記〕秦始皇本紀」と、秦代には両者が併置されていたことを窺わせる記事もある。さらに「漢の中大夫令」とあるのは、長安の中央政府とは別に、諸侯王國にも中大夫令が置かれていたため、これと區別したのだと推測される。諸侯王國の中大夫令の事例は見出せないが、「元王既至楚、以穆生・白生・申公爲中大夫。」〔漢書〕楚元王傳」と、諸侯王國に中大夫が置かれていたことは知られる。「二年律令」には「魯中大夫謁者」(521)が見える。

⑭漢郎中・郎中令の「令」字が誤脱しているのであろう。

郎中令、秦官、掌宮殿掖門戶、有丞。武帝太初元年更名光祿勳。〔漢書〕百官公卿表

百官表には「自太常至執金吾、秩皆中二千石」とあり、本條文とは官秩が異なる。また、「漢の郎中(令)」とあるのは、「景帝中五年令諸侯王不得復治國、天子爲置吏、改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官、大夫・謁者・郎諸官長丞皆損其員。武帝改漢內史爲京兆尹、中尉爲執金吾、郎中令爲光祿勳、故王國如故。損其郎中令、秩千石。」〔漢書〕百官表」とあるように、長安の中央政府とは別に諸侯王國にも郎中令が置かれていたため、これと區別したのであろう。「二年律令」には「魯郎中」(522)が見える。

⑮奉常・百官表では秩は中二千石。

奉常、秦官、掌宗廟禮儀、有丞。景帝中六年更名太常。〔漢書〕百官公卿表

⑯御史・丞相・相國長史、秩各千石

御史大夫、秦官、位上卿、銀印青綬、掌副丞相。有兩丞、秩千石。一曰中丞、在殿中蘭臺、掌圖籍祕書、外督部刺史、內領侍御史員十五人、受公卿奏事、舉劾按章。成帝綏和元年更名大司空、置長史如中丞、官職如故。哀帝建平二年復爲御史大夫、元壽二年復爲大司空、御史中丞更名御史長史。〔漢書〕百官公卿表

相國・丞相、皆秦官、金印紫綬、掌丞天子助理萬機。秦有左右、高帝即位、置一丞相、十一年更名相國、綠綬。孝惠・高后置左右丞相、文帝二年復置一丞相。有兩長史、秩千石。〔漢書〕百官公卿表

百官表には「御史中丞」(千石)が「御史長史」に改められたとある。ひとまずこの箇所は御史長史・丞相長史・相國長史の三者を列挙したものと解釋した。だが「御史長史」が見えるのは前漢末のことであり、漢初に存在したことを示す資料は見出せない。また三者の並列であれば、それぞれの上司の官位から考えて原文は「御史・丞相・相國長史」ではなく「相國・丞相・御史長史」となるべきである。したがってこの部分を「御史と丞相長史と相國長史」と解釋する意見も出た。だがこう解釋すると、御史の官秩は二年律令では「御史比六百石、相」(296)ともされており、本條で千石とあるのと矛盾する。

【解説】  
以下、秩律の諸條に見える官名、地名については末尾に附した別表を参照されたい。

《四四二》(F 46)

□君、長信□卿、□傳、長信謁者令、□大僕、秩各千石、有丞、尉者半之。

【譯】

□君、長信□卿、□傳、長信謁者令、□大僕は秩はそれぞれ千石、尉がいれば半分とする。

【注】

①長信

詹事、秦官。…長信詹事掌皇太后宮。景帝中六年更名長信少府。〔張晏曰、以太后所居宮爲名也。居長信宮則曰長信少府、居長樂宮則曰長樂少府也。〕〔漢書〕百官公卿表

帝祖母稱長信宮、帝母稱長樂宮。故有長信少府、長樂少府及職吏。皆宦者爲之。〔後漢書〕皇后紀下注引『漢官儀』

②長信謁者令…四六二簡には「長信謁者」(六百石)が見える。中宮謁者令一人、六百石。本注曰、宦者。中宮謁者三人、四百石。本注曰、宦者。主報中章。〔續漢書〕百官志四 大長秋

③□大僕…整理小組は「中大僕」である可能性を指摘する。太僕、秦官、掌輿馬。…中大僕掌皇太后輿馬、不常置也。〔漢書〕百官公卿表  
成帝初即位、遷顯爲長信中太僕、秩中二千石。〔漢書〕佞幸傳 石顯

《四四三》《四四四》(F 111・F 52)

櫟陽、長安、頻陽、臨晉、成都、□雒、雒陽、鄠、雲中、

……新豐、槐里、睢、好時、沛、郃陽、郎中 443

司馬<sup>①</sup>、衛尉司馬<sup>②</sup>、秩各千石、丞四百石。●丞相、長史  
正・監<sup>③</sup>、衛將軍長史<sup>④</sup>、秩各八百石。一千石□丞六百石。

444

【譯】

櫟陽、長安、頻陽、臨晉、成都、□雒、雒陽、鄠、雲中、……新豐、槐里、睢、好時、沛、郃陽の令、郎中司馬、衛尉司馬は秩それぞれ千石、丞は四百石。●丞相長史正、丞相長史監、衛將軍長史は秩それぞれ八百石。二千石□丞は六百石。

【注】

①郎中司馬：整理小組は郎中令の屬官とする。史書には「中司馬」が見える。  
郎中令、秦官、掌宮殿掖門戶、有丞。〔漢書〕百官公卿表

嘗爲中司馬、中尉郵都不敢不加禮。〔史記〕季布列傳

②衛尉司馬：衛尉の屬官。衛尉（二千石）については四〇〇〜四〇一簡注⑬参照。

衛尉、秦官、掌宮門衛屯兵、有丞。…屬官有公車司馬、衛士旅賁三令丞。衛士三丞。又諸屯衛候、司馬二十二官皆屬焉。…

〔漢書〕百官公卿表

③丞相長史正、監：整理小組は丞相長史の屬官とする。百官表では、廷尉のもとに正と左右監が置かれている。圖版を見ると、「丞相」の下に「」があるが、ここでは文章は切れなはずである。あるいはこれは重文符號で、その下に「國」字が抜けている―すなわち「丞相・相國長史…」のである

ろうか。丞相長史は四〇〇〜四〇一簡注⑬参照。

□長史監□（居延簡 EPT48: 127）

④衛將軍長史：衛將軍の屬官。衛將軍（二千石）は四四〇簡に見える。四四〇〜四四一簡注⑭参照。

將軍、不常置。…長史、司馬皆一人、千石。本注曰、司馬主兵、如大尉。…〔續漢書〕百官志一）

⑤二千石□丞秩各八百石…この部分は文字がはっきり見えない。體例も全體のそれとは異なる。

陽朔二年條夏五月、除吏八百石、五百石秩。〔漢書〕成帝紀）亡新時有五百石、八百石。〔漢舊儀〕下）

《四四五》（F 29）

中發弩<sup>①</sup>、枸（勾）指發弩<sup>②</sup>、中司空<sup>③</sup>、輕車<sup>④</sup>、郡發弩<sup>⑤</sup>、司空<sup>⑥</sup>、輕車<sup>⑦</sup>、秩各八百石、有丞者三百石。●卒長<sup>⑧</sup>五百石。

【譯】

中發弩、勾指發弩、中司空、中輕車、郡發弩、郡司空、郡輕車は秩それぞれ八百石、丞がいれば三百石。●卒長は五百石。

【注】

①中發弩：整理小組は「中發弩、中央政府所設主教放弩官」と推測する。「發弩」については、下文に「枸（勾）指發弩」「郡發弩」が、四七一簡には「發弩」（百二十石）が見える。睡虎地秦簡には「發弩嗇夫」なる官が弩射に関わる者として現れ、「奏讞書」①では「發弩」が徭役逃れの男子をつれて官に出頭している。これら發弩を統率するのが郡發弩、ある

いは中發弩なのであらう。

若盧「如淳曰、若盧、官名也、藏兵器。品令曰若盧郎中二十人、主弩射。漢儀注有若盧獄令、主治庫兵將相大臣。」〔漢書〕百官公卿表 少府)

●除士吏・發弩番夫不如律、及發弩射不中、尉貲二甲。●發弩番夫射不中、貲二甲、免。…(秦律雜抄1)3)

…六月戊子發弩九詣男子毋憂、告…(奏讞書)① 1)

②勾指發弩…「中發弩」「郡發弩」と同じく、「發弩」を管掌する官職であらうが、それらとの關係は不明である。

③中司空…整理小組は「中央政府所設主罪人作役官」とする。百官公卿表では宗止の屬官として都司空、少府に左右司空、水衡都尉に水司空が見える。その他にも「某司空」なる官職名が史書に見え、秦封泥にも官司司空、左右司空が見える。二年律令秩律から、中央・地方の、さらに多くの官府に司空の置かれていたことが判明した。睡虎地秦律には「司空律」があり、刑徒勞働のみならず、徭役勞働の管理に關わる規程も含まれる。司空が勞働力の管理・作業の運営に廣く關與していたことが窺える。

起家復爲南陽太守。所居以殺伐立威、豪猾吏及大姓犯法、輒論輸府、以律程作司空、爲地白木杵、舂不中程、或私解脫鉗鈇、衣服不如法、輒加罪笞。督作劇、不勝痛、自殺死、歲數百千人。〔師古曰、司空、主行役之官。〕〔漢書〕陳咸傳)

屬官有都司空令丞。〔如淳曰、律、司空主水及罪人。賈誼曰、輸之司空、編之徒官。〕〔漢書〕百官公卿表 宗止)

④輕車…整理小組は中司空の「中」は「輕車」にも係るものとし、「中輕車」とは「中央政府統轄輕車之官」と推測する。「輕車

將軍」は史書に見える。戰車としての「輕車」は尹灣漢簡の「武庫永始四年兵器集簿」に見える。

虎賁校尉掌輕車。凡八校尉、皆武帝初置、有丞、司馬。〔漢書〕百官公卿表 城門校尉)

●故大夫斬首者、零。●分甲以爲二甲蒐者、耐。●縣毋敢包卒爲弟子、尉貲二甲、免、令、二甲。●輕車、趯張、引強、中卒所載傳到軍、縣勿奪。奪中卒傳、令、尉貲各二甲。(秦律雜抄7)9)

三月丁酉、詔曰、今國有衆軍、並多精勇、宜且罷輕車、騎士、材官、樓船士及軍假吏、令還復民伍。〔漢官儀曰、高祖命天下郡國選能引關蹶張、材力武猛者、以爲輕車、騎士、材官、樓船、常以立秋後講肄課試、各有員數。平地用車騎、山阻用材官、水泉用樓船。軍假吏謂軍中權置吏也。今悉罷之。〕〔後漢書〕光武帝紀下 建武七年)

⑤郡發弩…「發弩」については注①参照。郡に置かれた發弩としては「封泥考略」に「南郡發弩」、「秦封泥集」に「衡山發弩」「淮陽弩丞」などの秦封泥が見える。

南郡、秦置。…有發弩官。〔師古曰、主教放弩。〕〔漢書〕地理志上)

⑥司空…郡發弩の「郡」はこれにも係り、郡司空のことと考えられる。「秦封泥集」に「南郡司空」が見える。「司空」については注③参照。

七月癸亥宗正丹郡司空大司農丞書從事下當用者以道次傳別書相報不報者  
重追之書到言(居延簡EPT 50: 48)

⑦輕車…この輕車とは「郡輕車」であらう。『秦文字集證』に見え

る「四(泗)川輕車」を郡の輕車の例として擧げることができ  
る。「輕車」については注④参照。

⑧卒長・整理小組は「上列軍官之佐」とする。

犯令者一人拜爵一級其官吏卒長五百將當百以下及同(『散見  
簡牘合輯』273(上孫家寨一一五號漢墓木簡))

兵法曰、弗令弗聞、君將之罪也。已令已申、卒長之罪也。(銀  
雀山漢墓竹簡 孫子兵法) 207 35

《四四六》(C116)

中候<sup>①</sup>、郡候<sup>②</sup>、騎千人<sup>③</sup>、衛將軍候<sup>④</sup>、衛尉候<sup>⑤</sup>、秩各六百  
石、有丞者二百石。

【譯】

中候、郡候、騎千人、衛將軍候、衛尉候は秩それぞれ六百石、丞が  
いれば二百石。

【注】

①中候・整理小組は「中尉の候」の簡稱とする。確かに百官公卿表  
の中尉條に「候」が見えるものの、將作大匠の屬官にも「中  
候」があった。「候」は軍事・軍政系統中の官名で、百官表  
では屬國都尉や西域都護の屬官に「候」や後出の「千人」が  
見える。『續漢書』百官志によると將軍配下の「曲」には軍  
候が置かれ、その秩祿は比六百石であった。

中尉、秦官、掌徼循京師、有兩丞、候、司馬、千人。武帝太初  
元年更名執金吾。屬官有中壘、寺互、武庫、都船四令丞。都船  
武庫有三丞、中壘兩尉。又式道左右中候、候丞及左右京輔都

尉、尉丞兵卒皆屬焉。〔師古曰、候及司馬及千人皆官名也。屬  
國都尉云有丞・候・千人。西域都護云司馬・候・千人各二  
人。凡此千人、皆官名也。〕(『漢書』百官公卿表)

將作少府、秦官、掌治宮室、有兩丞、左右中候。景帝中六年更  
名將作大匠。屬官有石庫、東園主章、左右前後中校七令丞、又  
主章長丞。武帝太初元年更名東園主章爲木工。成帝陽朔三年  
省中候及左右前後中校五丞。(『漢書』百官公卿表)

其領軍皆有部曲。大將軍營五部、部校尉一人、比二千石。軍司  
馬一人、比千石。部下有曲、曲有軍候一人、比六百石。(『續漢  
書』百官志一 將軍條)

②郡候・郡に置かれた候。整理小組は郡尉に屬したものとす  
る。『秦封泥集』に南郡候印、上郡候丞、『封泥考略』に豫章候印  
が見える。

③騎千人・『漢書』百官公卿表では中尉の屬官に「千人」があり、  
屬國都尉や西域都護條にも見える。注①を参照のこと。「騎  
千人」は漢印にも多い。

汾陽嚴侯壘疆以郎中騎千人前三年從起櫟陽、擊項羽、以中尉  
破鍾離昧軍、功侯。(『漢書』高惠高后文功臣表)

月甲申敦煌太守快長史布施騎千人定舜行丞事敢告部都尉卒人  
謂縣：(下略)。(懸泉置簡 II 0314⑨：315 粹110)

④衛將軍候・衛將軍所屬の候。衛將軍は四四〇～四四一簡注⑫參  
照。將軍の候については注①所引の『續漢書』百官志も參照  
のこと。

⑤衛尉候・衛尉所屬の候。衛尉は四〇〇～四〇一簡注⑬參照。

衛尉、秦官、掌宮門衛屯兵、有丞。又諸屯衛候、司馬二十二  
官皆屬焉。(『漢書』百官公卿表)

《四四七、四五〇》(C 69・C 104・C 95・C 105)

胡、夏陽、彭陽、胸忍、□□□□□□臨邛、新都、武陽、梓潼(潼)、涪、南鄭、宛、穰、溫、脩武、軹、楊、臨汾、九原、咸陽

原陽、北興(興)、旗(?)、陵、西安陽、下邳、濳、鄭、雲陽、重泉、華陰、慎、衙、藍(藍)田、新野、宜成、蒲反、成固、圜陽、巫、沂陽

長子、江州、上邳、陽翟、西成、江陵、高奴、平陽、降(絳)、鄭、贊、城父、公車司馬、大(太)倉治粟、大(太)倉中廐、未央廐、外樂、池、陽、長陵、漢(漢)陽、秩各八百石、有丞、尉者半之、司空、田・鄉部二百石。

【譯】

胡、夏陽、彭陽、胸忍、□□□□□□臨邛、新都、武陽、梓潼、涪、南鄭、宛、穰、溫、脩武、軹、楊、臨汾、九原、咸陽、原陽、北興、旗(?)、陵、西安陽、下邳、濳、鄭、雲陽、重泉、華陰、慎、衙、藍田、新野、宜成、蒲反、成固、圜陽、巫、沂陽、長子、江州、上邳、陽翟、西成、江陵、高奴、平陽、絳、鄭、贊、城父の令、公車司馬、太倉治粟、太倉中廐、未央廐、外樂、池陽、長陵、漢陽の令は秩それぞれ八百石、丞・尉がいれば半分。司空、田・鄉部は二百石。

【注】

①公車司馬：『秦封泥集』にも「公車司馬」「公車司馬丞」が見える。衛尉、秦官、掌宮門衛屯兵：屬官有公車司馬・衛士・旅賁三令丞。『師古曰』、漢官儀云、公車司馬掌殿司馬門、夜徹宮中、

天下上事及闕下凡所徵召皆總領之、令秩六百石。』(『漢書』百官公卿表)

②太倉治粟：整理小組は「大倉治粟・大倉中廐」と句讀するが、「大倉・治粟大倉・中廐」と讀むべきであろう。ただし「治粟」を冠した官名としては、他に「治粟都尉」があるが、「太倉」を冠したものは見えない。『秦封泥集』に「泰倉」「泰倉丞印」がある。

治粟内史、秦官、掌穀貨、有兩丞。景帝後元年更名大農令、武帝太初元年更名大司農。屬官有太倉・均輸・平準・都内・籍田五令丞。(『漢書』百官公卿表) 韓信爲治粟都尉。(『漢書』高帝紀上) …(上略)…内史課縣、大倉課都官及受服者。□□(秦律十八種 20)

縣上食者籍及它費大倉、與計偕。都官以計時讎食者籍。倉律(秦律十八種 37)

③太倉中廐：整理小組はこれを治粟内史の屬官とし、中廐は皇后車馬の在る所の處、とするが、前注に述べたとおり、別の句讀も考えられる。『秦封泥集』には「中廐」「中廐丞印」「中廐將馬」「中廐馬府」が見える。

征和二年七月壬午：太子使舍人無且持節夜入未央宮殿長秋門、因長御倚華具白皇后、發中廐車載射士、出武庫兵、發長樂宮。『師古曰』、中廐、皇后車馬所在也。(『漢書』武五子傳 辰太子劉據)

④未央廐：太僕、秦官、掌輿馬、有兩丞。屬官有大廐、未央、家馬三令、各五丞一尉。(『漢書』百官公卿表)

天子六廐、未央・承華・駒駘・騎馬・輅輪・大廐也、馬皆萬匹。〔漢書〕百官公卿表 水衡都尉條注引〔漢舊儀〕

未央廐令一人、六百石。本注曰：主乘輿及廐中諸馬。〔漢官

曰、員吏七十人、卒騶二十人。〕〔續漢書〕百官志二 太僕

二月戊戌、詔有司省減內外廐及涼州諸苑馬。〔漢官儀曰、未央

大廐、長樂、承華等廐令、皆秩六百石。〕〔後漢書〕孝和孝殤

帝紀 永元五年

路軫廐在未央宮中、掌宮中輿馬、亦曰未央廐。〔三輔黃圖〕

制曰下大司徒大司空臣謹案令曰未央廐騎馬大廐馬日食粟斗一

升叔一升：〔下略〕：〔懸泉置簡 II 0214 ③：566 粹五〕

⑤外樂：整理小組は奉常の屬官で樂人を掌ったものと推測する。

『秦封泥集』には「外樂」「左樂丞印」とある封泥が見える。

四月丙辰黥城旦講乞鞫、曰、故樂人。：今講曰、踐十一月更、

外樂、月不盡一日下總咸陽、不見毛。：〔秦讞書〕⑩99①06

⑥司空：司空については四四五簡注③参照。前文に列記された

縣・官署に司空が置かれている場合について言うのである

う。ここでは二百石とされるが、秩律には他に百六十石の

司空（四六四簡）、二百五十石の司空（四六八簡）が見える。

縣に置かれた司空は、次の睡虎地秦簡にも現れる。

：〔上略〕：●軍人買粟粟所及過縣、貲戍二歲、同車食、敦長、

僕射弗告、戍一歲、縣司空、司空佐史、士吏將者弗得貲一甲、

邦司空一盾。：〔下略〕：〔秦律雜抄12①4〕

戍者城及補城、令姑堵一歲、所城有壞者、縣司空署君子將者、

貲各一甲、縣司空佐主將者、貲一盾。令戍者勉補繕城、署勿令

爲它事、已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻及所爲、敢令爲

它事、使者貲一甲。〔秦律雜抄40①42〕

⑦田・鄉部：前文に列記された縣の田・鄉部のことであろう。

田・鄉部にはともに畜夫が置かれていた。秩律には他にも

田・鄉部が見え、二百石とされるものが多い（四六四簡、四

六八簡）。ただし百六十石の鄉部（四六六簡）もあり、毋乘

車之鄉部（四七二簡）は百一十石とされる。

：〔上略〕：九月大除道〔阪險、十月爲橋、脩波（陂）堤、利津

梁。雖非除道之時而有陷敗不可行、輒爲之。鄉部主邑、中道、田

主田道。道有陷敗不可行者、罰其畜夫、吏主者黃金各二兩。□

□□□□及□士、罰金二兩。（246①248（田律））

盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正・典・田典・伍人不

告、罰金四兩。或頗告、皆相除。尉・尉史・鄉部・官畜夫・士

吏・部主者弗得、罰金四兩。（201①202（錢律））

代戶、買賣田宅、鄉部、田畜夫、吏留弗爲定籍、盈一日、罰金

各二兩。（322（戶律））

《四五一①四六四》（C 殘 7 + C 117・C 118・C 119・C 225・C 224・C

223・C 殘 12 + C 222・C 221・C 220・C 219・F 119・F 113・F 114・F 115）

汾陰、汧、杜陽、沫、上雒、商、武城、翟道、烏氏、朝那、

陰密、郁郅、鹵（鹵）、褐（枸）邑、歸德、胸（胸）衍、

義渠道、略畔道、胸衍

道、雕陰、洛都、襄城、漆垣、定陽、平陸、饒、陽周、原

都、平都、平周、武都、安陵、徒涅、西都、中陽、

廣衍、高望、

□平樂、狄道、戎邑、□□陵道、江陽、臨江、涪陵、安

漢、宕渠、枳、沮、旬陽、安

陽、長利、錫、上庸、武陵、房陵、陽平、垣、灌（獲）

澤、襄陵、蒲子、皮氏、北屈、隄、潞、涉〔沙〕、余吾、

屯留、武安、端氏、阿氏、壺關 454

泫氏、高都、銅鞮、涅、襄垣、成安、河陽、汲、蕩陰、朝

歌、鄭〔鄴〕、野王、山陽、內廣〔黃〕、繁〔繁〕陽、陝、

盧氏、新安、新城〔成〕、宜陽 455

平陰、河南、緱氏、成皋、滎〔滎〕陽、卷、岐、陽武、陳

留、梁、圍、姊〔姊〕歸、臨沮、夷陵、醴陵、房陵、

銷、竟陵、安陸、州陵、沙歙〔羨〕 456

西陵、夷道、下雋、析、鄆、鄧、南陵、比陽、平

氏、胡陽、祭〔蔡〕陽、隋、西平、葉、陽成〔城〕、

雒、陽安、魯陽、朗陵、犇〔犇〕、酸棗 457

密、長安西市、陽城、苑陵、襄城、偃、邲、尉氏、潁

〔潁〕陽、長社、解陵、武泉、沙陵、南輿、蔓〔蔓〕柏、

莫顰、河陰、博陵、許 458

辨道、武都道、予道、氏道、薄道、下辨、獠道、略陽、縣

〔縣〕諸、方渠、除道、雕陰道、青衣道、嚴道、●鄆〔鄆〕、

美陽、壤〔壤〕德、共、館陰、隆慮 459

□□、中牟、潁陰、定陵、舞陽、啓封、閑陽、女陰、索、

鄆陵、東阿、聊城、□、觀、白馬、東武陽、荏平、甄〔甄〕

城、頓丘、大行走士、未 460

央走士、大〔太〕卜、大〔太〕史、大〔太〕祝、宦者、

中調者、大〔太〕官、寺工、右工室、都水、武庫、

御府、鹽〔監〕、和〔私〕府鹽〔監〕、詔事、長信掌

衣、長安市、雲夢、 461

長信詹事丞、家馬、長信祠祀、長信倉、大匠、官〔宮〕

司空、長秋中調者、長信尚浴、長信謁者、祠祀、大

〔太〕宰、居室、西織〔織〕、長信 462

私官、內者、長信永巷、詹事丞、詹事將行、長秋謁

者令、右殿〔殿〕、靈州、樂府、寺車府、內官、園陰、

東園主章、上林騎、秩 463

各六百石、有丞、尉者半之、田、鄉部二百石、司空及衛

〔衛〕官、校長百六十石。詹事、和〔私〕府長、秩各五

百石、丞三百石。 464

【譯】

汾陰、汧、杜陽、沫、上雋、商、武城、霍道、烏氏、朝那、陰密、郁

郅、藺、桐邑、歸德、胸衍、義渠道、略畔道、胸衍道、雕陰、洛都、

襄城、漆垣、定陽、平陸、饒、陽周、原都、平都、平周、武都、安陵、

徒涅、西都、中陽、廣衍、高望、平樂、狄道、戎邑、□□陵道、江

陽、臨江、涪陵、安漢、宕渠、枳、沮、旬陽、安陽、長利、錫、上庸

武陵、房陵、陽平、垣、獲澤、襄陵、蒲子、皮氏、北屈、隄、潞、沙

余吾、屯留、武安、端氏、阿氏、壺關、泫氏、高都、銅鞮、涅、襄垣、

成安、河陽、汲、蕩陰、朝歌、鄴、野王、山陽、內黃、繁陽、陝、盧

氏、新安、新成、宜陽、平陰、河南、緱氏、成皋、滎陽、卷、岐、陽

武、陳留、梁、圍、姊歸、臨沮、夷陵、醴陵、房陵、銷、竟陵、安陸、

州陵、沙羨、西陵、夷道、下雋、析、鄆、鄧、南陵、比陽、平氏、胡

陽、蔡陽、隋、西平、葉、陽城、雒、陽安、魯陽、朗陵、犇、酸棗、

密、長安西市、陽城、苑陵、襄城、偃、邲、尉氏、潁陽、長社、解陵、

武泉、沙陵、南輿、蔓柏、莫顰、河陰、博陵、許、辨道、武都道、予

道、氏道、薄道、下辨、獠道、略陽、縣諸、方渠、除道、雕陰道、青

衣道、嚴道、●鄆、美陽、襄德、共、館陰、隆慮、□□、中牟、潁陰、

定陵、舞陽、啓封、閑陽、女陰、索、鄆陵、東阿、聊城、□、觀、白



馬、東武陽、荏平、鄆城、頓丘、大行走士、未央走士、太卜、太史、太祝、宦者、中謁者、太官、寺工、右工室、都水、武庫、御府、御府監、私府監、詔事、長信掌衣、長安市、雲夢、長信詹事丞、家馬、長信祠祀、長信倉、大匠、宮司空、長秋中謁者、長信尚浴、長信謁者、祠祀、太宰、居室、西織、東織、長信私官、內者、長信永巷、永巷詹事丞、詹事將行、長秋謁者令、右廡、靈州、樂府、寺車府、內官、園陰、東園主章、上林騎是、秩それぞれ六百石。丞・尉についてはこの半分とする。田・郷部は二百石、司空および衛官・校長は百六十石。詹事、私府長は、秩それぞれ五百石。丞は三百石。

【注】

①長安市市…後文には長安市(461)も見える。

内史、周官、秦因之、掌治京師。…屬官有長安市、廚兩令丞、  
…〔漢書〕百官公卿表

起長安市市、修敖倉。〔漢書〕惠帝紀 惠帝六年)

廟記云、長安市有九、各方二百六十六步、六市在道西、三市在道東、凡四里爲一市。…西市在醴泉坊。〔三輔黃圖〕長安九市)

②大行走士…「大行」は典客の屬官である行人が武帝時に改稱されて以降の名稱として見える。「走士」とは「秦讞書」に見えるような「走士」をたばねる者であろう。『秦封泥集』に「走士丞印」がある。整理小組は「大行走士」で一つの官職名とするが、「大行」(典客の屬官)と「走士」が並置されているとも解釋できる。なお典客は四四〇簡に既出。孔曰、爲走士、未嘗佩(佩)鞞刀、盜傷人、毋坐也。…走馬僕詣白革鞞係(係)網、曰…〔秦讞書〕22 214(215)

典客、秦官、掌諸歸義蠻夷、有丞。景帝中六年更名大行令、武帝太初元年更名大鴻臚。屬官有行人：武帝太初元年更名行人爲大行令。〔漢書〕百官公卿表)

大行設九賓、臚傳。〔韋昭〕云、大行人掌賓客之禮、今謂之鴻臚也。九賓、則周禮九儀也。謂公侯伯子男孤卿大夫士也。〔史記〕叔孫通列傳)

③未央走士…この「未央」を冠した官職・官署名が他にも見える(未央宦者(466)、未央永巷(同)、未央食官(467))。未央については四四七、四五〇簡注④も参照のこと。「走士」は前注参照。

孝惠至平帝皆居未央宮。〔三輔黃圖〕宮)

太僕、秦官、掌輿馬、有兩丞。屬官有大廄・未央・家馬三令、各五丞一尉。又車府、路輪・騎馬・駿馬四令丞。又龍馬・閑駒・橐泉・駒駉・承華五監長丞。又邊郡六牧師苑令、各三丞。又牧橐・昆躡令丞皆屬焉。中太僕掌皇太后輿馬、不常置也。武帝太初元年更名家馬爲桐馬、初置路輪。〔漢書〕百官公卿表)

④太卜・太祝…いずれも奉常の屬官。

奉常、秦官、掌宗廟禮儀、有丞。景帝中六年更名太常。屬官有大樂・太祝・太宰・太史・太卜・太醫六令丞、又均官・都水兩長丞、又諸廟寢園食官令長丞、有離太宰・太祝令丞、五時各一尉。又博士及諸陵縣皆屬焉。景帝中六年、更名太祝爲祠祀、武帝太初元年、更曰廟祀、初置太卜。博士、秦官、掌通古今、秩比六百石、員多至數十人。武帝建元五年、初置五經博士、宣帝黃龍元年、稍增員十二人。元帝永光元年、分諸陵邑屬三輔。王莽改太常曰秩宗。〔漢書〕百官公卿表)

⑤宦者…少府の屬官。

少府、秦官。掌山海池澤之稅、以給共養。有六丞。屬官有尚書・符節・太醫・太官・湯官・導官・樂府・若盧・考工室・左弋・居室・甘泉居室・左右司空・東織・西織・東園匠十(一)(二)官令丞、又胞人・都水・均官三長丞、又上林中十池監、又中書謁者・黃門・鈎盾・尚方・御府・永巷・內者・宦者(七)(八)官令丞。諸僕射・署長・中黃門皆屬焉。武帝太初元年、更名考工室爲考工、左弋爲秋飛、居室爲保宮、甘泉居室爲昆臺、永巷爲掖廷。秋飛掌弋射、有九丞兩尉、太官七丞、昆臺五丞、樂府三丞、掖廷八丞、宦者七丞、鈎盾五丞兩尉。成帝建始四年、更名中書謁者令爲中謁者令、初置尚書、員五人、有四丞。河平元年、省東織、更名西織爲織室。綏和二年、哀帝省樂府。王莽改少府曰共工。〔漢書〕百官公卿表)

⑥中謁者・少府の屬官。本條注⑤に引く百官表参照。武帝時に中書謁者とされ、成帝時に再び中謁者とされた。八年春、封中謁者張釋卿爲列侯。「如淳曰、百官表謁者掌實寶受事。灌嬰爲中謁者、後常以閹人爲之。諸官加中者、多閹人也。」〔漢書〕高后紀)

漢初中人有中謁者令。孝武加中謁者令爲中書謁者令、置僕射。〔漢書〕成帝紀 臣瓚注) ⑦太官・少府の屬官。本條注⑤に引く百官表参照。『秦漢南北朝官印徵存』に「大官丞印」「大官監丞」といった前漢印が見える。

太官主膳食。〔漢書〕百官公卿表 少府條師古注) 上以朔口諧辭給、好作問之。嘗問朔曰、先生視朕何如主也。朔對曰、自唐虞之隆、成康之際、未足以諭當世。臣伏觀陛下功德、陳五帝之上、在三王之右。…譬若以周邵爲丞相、孔丘爲御

史大夫、…伊尹爲少府〔應劭曰、伊尹善烹割、大官屬少府、故令作之也〕、…〔漢書〕東方朔傳)

⑧寺工・中尉の屬官である「寺互」のこと。『秦封泥集』に「寺工丞印」なる封泥があり、戈銘文にも「寺工」として現れる。百官表によると、漢初は少府に屬した。

中尉、秦官、掌徼循京師、有兩丞・候・司馬・千人。武帝太初元年更名執金吾。屬官有中壘・寺互・武庫・都船四令丞。都船・武庫有三丞、中壘兩尉。又式道左右中候・候丞及左右京輔都尉・尉丞兵卒皆屬焉。初、寺互屬少府、中屬主爵、後屬中尉。

⑨右工室・少府の屬官。本條注⑤に引く百官表参照。『秦封泥集』には「櫟陽右工室丞」なる官名が見える。三工官、謂少府之屬官、考工室也、右工室也、東園匠也。〔漢書〕貢禹傳師古注)

⑩都水・都水は中央のいくつかの官府や郡國に置かれ、郡國の都水は大司農に屬していたようである。『秦封泥集』には「都水丞印」とあるものが見える。

奉常、…又均官・都水兩長丞。「如淳曰、律、都水治渠隄水門。三輔黃圖云三輔皆有都水也。」〔漢書〕百官公卿表)

少府、…屬官有…又胞人・都水…〔同〕 治粟內史、秦官、掌穀貨、有兩丞。…武帝太初元年更名大司農。…又郡國諸倉農監・都水六十五官長丞皆屬焉。〔同〕

內史、…右內史武帝太初元年更名京兆尹、屬官有…又都水、鐵官兩長丞。左內史更名左馮翊、屬官有…又左都水…〔同〕

主爵中尉、…武帝太初元年更名右扶風、治內史右地。屬官有

…又右都水…(同)

督郵史四人都水一人請治所(尹灣漢簡 YN6 D5 反)

①武庫・中尉の屬官。本條注⑧所引百官公卿表參照。整理小組は少府の屬官とする。秦の兵器銘文には少府の武庫で作成されたものも見え、また武庫自體は中央・地方の各所に置かれていた。『秦封泥集』には「武庫丞印」がある。

武庫在未央宮。蕭何造以藏兵器。(『三輔黃圖』庫)

②御府・御府監・御府は少府の屬官。本條注⑤に引く百官表參照。ただし「御府監」なる官名は見えない。

御府主天子衣服也。(『漢書』百官公卿表 師古注)

③私府監・私府は詹事の屬官として百官表には見えない。錢藏のことであり、諸侯や長公主の下にも置かれていた。

詹事、秦官。掌皇后・太子家、有丞。屬官有太子率更・家令丞・僕・中盾・衛率・厨廩長丞、又中長秋・私府・永巷・倉・廄・祠祀・食官令長丞。諸官皆屬焉。成帝鴻嘉三年、省詹事官、并屬大長秋。長信詹事、掌皇太后宮。景帝中六年、更名長信少府、平帝元始四年、更名長樂少府。(『漢書』百官公卿表)

上善其言、遷廣陽私府長。師古曰、藏錢之府、天子曰少府、諸侯曰私府。長者、其官之長也。(『漢書』路溫舒傳)

長公主官屬、傳一人、員吏五人、騶僕射五人、私府長、食官長、永巷令、家令各一人。(『後漢書』鄧晨傳注引『漢官儀』)

④詔事・整理小組は「隸屬不詳」とする。『秦封泥集』に「詔事之印」「詔事丞印」が見える。

⑤長信掌衣・「掌衣」は「尚衣」に同じ。

太子即皇帝位、尊皇后曰皇太后、賜民爵一級、…宦官尚食比郎

中。「應劭曰、宦官、闕寺也。尚、主也、舊有五尚、尚冠・尚帳・尚衣・尚席亦是。如淳曰、主天子物曰尚、主文書曰尚書、又有尚符璽郎也、漢儀注省中有五尚、而內官婦人有諸尚也。」

⑥長安市・本條注①「長安西市」參照。

⑦雲夢・雲夢官

南郡 編「有雲夢官。莽曰南順」。…江夏郡 西陵「有雲夢官。莽曰江陽」。(『漢書』地理志)

⑧家馬・太僕の屬官。本條注③に引く百官表參照。

家馬者、主供天子私用、非大祀戎事軍國所須、故謂之家馬也。(『漢書』百官公卿表師古注)

太原郡、秦置。…有家馬官。「臣瓚曰、漢有家馬廄、一廄萬匹、時以邊表有事、故分來在此。」(『漢書』地理志上)

⑨長信祠祀・「祠祀」は詹事の屬官。下文に長信を冠しない「祠祀」も見えない。注④參照。

⑩長信倉・詹事の屬官に「倉」がある。本條注⑩參照。

⑪大匠・官(宮)司空・整理小組の句點は「大匠官司空」。だが「秦代陶文」に「大匠」の印文が見え、一方で「秦封泥集」などに「宮司空」という官名も見えるので、それにより改めた。

將作少府、秦官、掌治宮室、有兩丞・左右中候。景帝中六年更名將作大匠。屬官有石庫・東園主章・左右前後中校七令丞、又主章長丞。武帝太初元年更名東園主章爲木工。成帝陽朔三年省中候及左右前後中校五丞。(『漢書』百官公卿表)

⑫長秋中調者・「長秋」は皇后の官に冠せられる。時代は降るが、「長秋宮」は皇后宮として史書に見える。中調者は注⑬參照。

將行、秦官「應劭曰、皇后卿也。」景帝中六年更名大長秋「師古曰、秋者收成之時、長者恆久之義、故以爲皇后官名。」或用人、或用士人。〔漢書〕百官公卿表

葬既尊重、欲以女配帝爲皇后、以固其權、奏言、皇帝即位三年、長秋宮未建、液廷媵未充。〔漢書〕王莽傳上

太子使舍人無且持節夜入未央宮殿長秋門、因長御倚華具白皇后、〔漢書〕武五子傳 戾太子劉據

②③長信尙浴：『秦封泥集』に「尙浴府印」などが見える。

漢初有尙冠・尙衣・尙食・尙浴・尙席・尙書、謂之六尙。

〔宋書〕百官志上

②④祠祀：詹事の屬官。本條注⑬の百官表參照。『秦封泥集』に「祠祀」なる封泥も見える。

②⑤太宰：奉常の屬官。本條注④の『漢書』百官公卿表參照。

大宰卽是具食之官。〔漢書〕百官公卿表 師古注

②⑥居室：西織・東織・いづれも少府の屬官。本條注⑤に引く百官表參照。『秦封泥集』に「居室丞印」「居室寺從」「右織」「左織纒丞」といった官名が見える。

諸天下官下法皆詣蠶室、與婦人從事、故舊有東西織室作治。〔續漢書〕禮儀志上注引『漢舊儀』

②⑦長信私官：「私官」は皇后の官とされるが、ここでは「長信」を冠し、皇太后の官である。『秦封泥集』に「私官丞印」がある。

鴻嘉中、上欲遵武帝故事、與近臣游宴、放以公主子開敏得幸。放取皇后弟平恩侯許嘉女、上爲放供張、賜甲第、充以乘輿服飾、號爲天子取婦、皇后嫁女。大官・私官並供（具）〔其〕第「服虔曰、私官、皇后之官也」、兩宮使者冠蓋不絕、賞賜以千萬

數。〔漢書〕張湯傳

太官尙食、用黃金鉈器、中官・私官尙食、用白銀鉈器、如祠廟器云。〔漢舊儀〕卷上。

②⑧内者：少府の屬官。本條注⑤に引く百官表參照。『秦封泥集』に「内者」「内者府印」が見える。

②⑨長信永巷：永巷詹事丞・永巷は百官公卿表では少府・詹事の屬官として現れる。本條注⑤⑬に引く百官表參照。もとは宮中の長い通路のことをいい、宮中の獄として機能している例が史書には散見する。四六六簡には「未央永巷」が見え、「長信永巷」も再見する。『秦封泥集』には「永巷丞印」がある。

四年夏、少帝自知非皇后子、出怨言、皇太后幽之永巷「如淳曰、列女傳、周宣姜后脫簪珥、待罪永巷、後改爲掖庭。師古曰、永、長也、本謂宮中之長巷也」。〔漢書〕高后紀

永巷令一人、六百石。本注曰、宦者。典官婢侍使。丞一人。本注曰、宦者。〔續漢書〕百官志三 少府

③⑩詹事將行：「將行」は皇后の事を掌る官。景帝時に大長秋と改名される。本條注②に引く百官表參照。

③⑪右廡：『秦封泥集』には「右廡丞印」がある。

③⑫樂府：少府の屬官。本條注⑤に引く百官表參照。『秦封泥集』に「樂府丞印」「樂府鐘官」が見える。

至武帝定郊祀之禮、祠太一於甘泉、就乾位也。祭后土於汾陰、澤中方丘也。乃立樂府、采詩夜誦有趙・代・秦・楚之謳。〔漢書〕禮樂志

③⑬寺車府：整理小組は「寺、車府」と句斷するが、『秦封泥集』に「寺車丞印」、『考古學報』二〇〇一年第四期に公表された相

家巷秦封泥にも「寺車府印」という封泥が見える。「車府」は太僕の屬官。本條注③に引く百官表參照。

③内官・百官表では宗正の屬官とされるが、漢初は少府に屬した。『秦封泥集』には「内官丞印」がある。

宗正、秦官、掌親屬、有丞。平帝元始四年更名宗伯。屬官有都司空令丞、内官長丞。又諸公主家令・門尉皆屬焉。王莽并其官於秩宗。初、内官屬少府、中屬主爵、後屬宗正。〔漢書〕百官公卿表)

③東園主章・將作大匠の屬官。本條注②に引く百官表參照。

如淳曰、章謂大材也。舊將作大匠主材吏名章曹掾。師古曰、今所謂木鍾者、蓋章聲之轉耳。東園主章掌大材、以供東園大匠也。〔漢書〕百官公卿表注)

③上林騎・整理小組は「少府令の屬官か」とする。

③司空及衛官・校長・司空は四四五簡注③參照。この場合は縣の屬吏か。校長も下級官吏の一。警察業務にあたった。衛官については不詳。

羣盜 爰書、某亭校長甲、求盜才(在)某里曰乙、丙縛詣男子丁、斬首一、具弩二、矢廿。(封診式28)

…(上略)…乃五月庚戌、校長池曰、士伍軍告池曰、大奴武亡、見池亭西、西行。池以告、與求盜視追捕武。…(下略)…〔奏讞書〕⑤ 36-37)

先帝陵、每陵園令各一人、六百石。本注曰、掌守陵園、案行掃除。丞及校長各一人。本注曰、校長、主兵戎盜賊事。〔續漢書〕百官志二)

諸陵校長秩二百石。〔續漢書〕輿服志下注引『東觀漢記』

③詹事・私府長・下に「各」とあるので、ここは二つの官名が並べ

られているとらざるを得ないが、長信詹事が二千石であるのに對し、詹事がわずか五百石というのは不釣り合いである。私府は本條注③を參照。

《四六五-四六六》(F 116・F 117)

陰平道、蜀(甸)氐道、縣(縣)遞道、湍氏道長、秩各五百石、丞・尉三百石。太醫、祝長及它都官長、黃鄉

長、萬年邑長、安尉

長、秩各三百石、有丞・尉者二百石、鄉部百六十石。未

央宦者、監・僕射、未央光(永)巷、監、長信宦者中監、長信光(永)巷。

【譯】

陰平道、甸氐道、縣遞道、湍氏道長は、秩それぞれ五百石、丞・尉は三百石。太醫、祝長およびその他の都官長、黃鄉長、萬年邑長、長安尉長は、秩それぞれ三百石、丞・尉については二百石、鄉部は百六十石。未央宦者、宦者監、宦者僕射、未央永巷、永巷監、長信宦者中監、長信永巷、永巷…

【注釋】

①太醫・奉常、少府の屬官として百官表に見える。

奉常、秦官、…屬官有太樂・太祝・太宰・太史・太卜・太醫六令丞。〔漢書〕百官公卿表)

少府、秦官、…屬官有尚書・符節・太醫…(同)

②祝長・所屬不詳。『秦漢南北朝官印徵存』に「長沙祝長」が見える。

③都官長…都官は中央直屬の官署、秦律ではしばしば縣と並稱される。一〇四〜一〇六簡注⑤參照。

事當治論者、其令・長・丞或行鄉官視它事不存、及病而非出縣道界也、及諸都官令・長・丞行離官有它事、而皆其官之事也、及病非之官在所縣道界也、其守丞及令・長若眞丞存者所獨斷治論有不當者、令眞令・長・丞不存及病者皆共坐之、如身斷治論及存者之罪。唯謁屬所二千石官者、乃勿令坐。(104) 106 (具律)

④黃鄉長…整理小組は「廣鄉」に讀み替えるが、ここでは「黃鄉」のままで釋しておく。黃鄉には高祖の母の陵墓がある。

廣平國。廣平國、武帝征和二年置爲平千國、宣帝五鳳二年復故。：縣十六。：廣鄉。：。〔漢書〕地理志下)

(建武)二十年東巡、路過小黃、高帝母昭靈后園陵在焉〔小黃、縣、屬陳留郡、故城在今汴州陳留縣東北。漢官儀注曰、高帝母起兵時死小黃北、後爲作陵廟於小黃。陳留風俗傳云、沛公起兵野戰、喪皇妣于黃鄉。天下平、乃使使者梓宮招魂幽野、有丹蛇在水、自洗濯、入于梓宮、其浴處仍有遺髮、故諡曰昭靈夫人。因作園陵・寢殿・司馬門・鐘簾・衛守。小黃有祭器籩豆鼎俎之屬十四種、廟基尚存焉〕、時延爲都督郵、詔呼引見、問園陵之事。延進止從容、占拜可觀、其陵樹株葉、皆諳其數、俎豆犧牲、頗曉其禮。(〔後漢書〕虞延傳)

⑤萬年邑長

秋七月癸卯、太上皇崩、葬萬年〔師古曰、三輔黃圖云、高祖初居櫟陽、故太上皇因在櫟陽。十年太上皇崩、葬其北原、起萬年邑、置長・丞也〕。(〔漢書〕高帝紀 十年)

⑥長安廚長…內史の屬官

都城十二門。長安城北第二門曰廚城門。長安廚在門內、因爲門名。王莽更名建子門廣世亭。(〔三輔黃圖〕)

內史、周官、秦因之、掌治京師。：屬官有長安市・廚兩令丞、又都水・鐵官兩長丞。(〔漢書〕百官公卿表)

⑦未央宦者、宦者監・僕射…「宦者監僕射」は宦者監と宦者署の僕射とみる。僕射は百官表では郎中令の屬官として現れるが、他にも様々な部署に見え、二年律令中にも「室僕射」(467)がある。また四六一簡にはすでに「宦者」が見える。

郎中令、秦官、掌宮殿掖門戶、有丞。武帝太初元年、更名光祿勳。：僕射、秦官。自侍中・尙書・博士・郎皆有。古者重武官、有主射以督課之、軍屯吏・騶・宰・永巷宮人皆有、取其領事之號。孟康曰、皆有僕射、隨所領之事以爲號也。若軍屯吏則曰軍屯僕射、永巷則曰永巷僕射。(〔漢書〕百官公卿表)

徒卒不上宿、署君子・敦長・僕射不告、賞各一盾。：(下略)：(秦律雜抄 34)

諸中官・宦者令丞皆賜爵關內侯・食邑〔師古曰、諸中官、凡闖人給事於中者皆是也。宦者令丞、宦者署之令丞〕。(〔漢書〕高后紀八年)

金馬門宦者署。武帝時大宛馬以銅鑄像、立於署門、因以爲名。東方朔・主父偃・嚴安・徐樂皆待詔金馬門、即此。(〔三輔黃圖〕未央宮)

⑧未央永巷、永巷監、長信宦者中監、長信永巷、永巷…長信永巷は

四六三簡に既出する。前條注⑨參照。

移中監蘇武前使匈奴。〔應劭曰、移、地名。監、其官也、掌鞍馬鷹犬射獵之具。如淳曰、移、爾雅、唐棣、移也。移園之中有馬廐也。〕(〔漢書〕昭帝紀)

《四六七》(F 50 A + F 50 B)

□室僕射、大官、未央食官、食監、長信□□□□右  
三楊關、長信詹事和(私)官長、詹事祠祀長、詹事廡長、  
月氏。

【譯】

…室僕射…室僕射大官、未央食官、食監、長信…右三楊關、長信詹  
事私官長、詹事祠祀長、詹事廡長、月氏…

【注釋】

①…室僕射大官…大官は少府の屬官として見える。四六一簡に既  
出。四五一〜四六四簡注の參照。

②未央食官、食監…「長信祠祀・長信倉」(462)の如く、官名は省略  
されずに繰り返されているので、これも「未央食官」と「食  
監」と解釋した。

詹事、秦官、掌皇后・太子家、有丞。屬官有太子率更・家令  
丞、僕・中盾・衛率・廚廡長丞、又中長秋・私府・永巷・  
倉・廡・祠祀・食官令長丞。…〔漢書〕百官公卿表)

奉常、秦官、掌宗廟禮儀、有丞。…屬官…又諸廟寢園食官令  
長丞、…(同)

詔太官上乘輿食如故。食監奏未釋服未可御故食、復詔太官趣  
具、無關食監。〔漢書〕霍光傳)

先帝陵每陵食監一人、秩六百石。監丞一人、三百石。中黃門八  
人、從官二人。〔漢官〕)

③長信□…整理小組は「長信倉」とするが、圖版からは判讀できな  
い。

④長信詹事私官長…整理小組は「長信詹事・私官長」と句點をふ  
るが、長信詹事は二千石の官であり、ここで私官長等と並  
列されるのはおかしい。「長信私官長」と「詹事私官長」の  
並列、あるいは既出した「長信私官」(463、六百石)とは「長  
信詹事私官長」の略である、など様々な可能性が考えられ  
る。

⑤詹事祠祀長、詹事廡長…長信祠祀・祠祀(六百石)は四六二簡に  
既出。中廡・未央廡(八百石)が四四九簡に、右廡(六百石)  
が四六三簡に見える。

⑥月氏…接續する簡がなく、いかなる官名か定かでない。安定郡  
所屬の道に「月氏道」がある。  
安定郡…月氏道。莽曰月順。〔漢書〕地理志下)

④長信詹事私官長…整理小組は「長信詹事・私官長」と句點をふ  
るが、長信詹事は二千石の官であり、ここで私官長等と並  
列されるのはおかしい。「長信私官長」と「詹事私官長」の  
並列、あるいは既出した「長信私官」(463、六百石)とは「長  
信詹事私官長」の略である、など様々な可能性が考えられ  
る。

《四六八》(F 44)

田・郷部二百石、司空二百五十石。中司馬、郡司馬、騎  
司馬、中輕車司馬、備盜賊、…

【譯】

田・郷部は二百石、司空は二百五十石。中司馬、郡司馬、騎司馬、  
中輕車司馬、備盜賊、…

【注釋】

①中司馬…「秦文字集證」に「中司馬印」がある。

布弟季心氣蓋關中、遇人恭謹、爲任俠、方數千里、士爭爲死。  
嘗殺人、亡吳、從爰絲匿、長事爰絲、弟畜灌夫・籍福之屬。嘗  
爲中司馬、〔如淳曰、中尉之司馬〕、中尉都都不敢加。〔漢書〕

季布傳)

②郡司馬：『秦封泥集』には「東郡司馬」が見える。

十一月丁卯張掖太守秦世守郡司馬行長史事庫令行丞事下居延都尉□□酒泉太守□(居延簡505・3)

五鳳元年四月癸卯□□郡司馬專行都尉丞事掾敢言之今甲午

□武通望候長生鄭□□詣府言(敦煌簡D1604)

③騎司馬：『秦漢南北朝官印徵存』に「騎司馬印」(前漢官印)が見える。

項王身亦被十餘創。顧見漢騎司馬呂馬童、曰、若非吾故人乎。

〔史記〕項羽本紀)

□騎司馬順以秩次行都尉

□私屬奴壽王諫殺人已□□(居延簡EPT3:10)

④備盜賊

丞相臣張倉・典客臣馮敬・行御史大夫事宗正臣逸・廷尉臣

賀・備盜賊中尉臣福昧死言、淮南王長廢先帝法、不聽天子詔、

居處無度、爲黃屋蓋乘輿、出入擬於天子、擅爲法令、不用漢

法。：〔史記〕淮南衡山列傳)

⑤整理小組は「關中司馬□□關中□」と釋讀するが、圖版からは確かめられない。

《四六九～四七〇》(F53・C80)

縣有塞・城尉者、秩各減其□……□秩百廿石。□ 469

都官之裨官、及馬苑有乘車者、秩各百六十石、有秩母乘

車者、各百廿石。

470

【譯】

縣のうち塞・城尉の有る者は、秩をそれぞれその：減らす。：□秩は百廿石。□都官の位の低い官および馬苑で乘車があれば、秩をそれぞれ百六十石とし、有秩で乘車がなければそれぞれ百廿石。

【注釋】

①塞尉

凡中二千石、丞比千石。眞二千石、丞・長史六百石。比二千石、丞比六百石。令・相千石、丞・尉四百石。其六百石、丞・尉三百石。長・相四百石及三百石、丞・尉皆二百石。諸侯・公主家丞、秩皆比百石。諸邊郡塞尉・諸陵校尉長、皆二百石。有常例者不署秩。(『續漢書』百官志四)

邊縣有障塞尉。本注曰、掌禁備羌夷犯塞。(『續漢書』百官志五)

律、近塞郡皆置尉、百里一人、士史・尉史各二人也。(『史記』

匈奴列傳索隱引如淳注)

十二月戊辰甲渠候長湯以私印行候事告塞尉謂士吏輔候長段賢

等(居延簡82・38)

陽朔三年九月癸亥朔壬午甲渠鄯守候塞尉順敢言之府書移賦錢

出入簿與計偕謹

移應書一編敢言之(居延簡35・8A)

②城尉

閏月丁巳張掖肩水城尉誼以近次兼行都尉事下候城尉承書從事

下當用者如詔書/守卒史義(居延簡10・29)

③整理小組は以下を「郡尉百石。道尉秩二百石。□□□秩□□□

□□秩□□□□秩百廿石。□」と釋讀するが、簡は左側



の大半を抜き、字の跡すら判然としない部分がある。

④稗官…位の低い官。四二六簡注④参照。

⑤乗車…車に乗る資格。

大夫以下比二百石、吏皆以實從者食之。諸吏乘車以上及宦皇  
帝者、歸休若罷官而有傳者、縣舍食人、馬如令。(287(傳食律))  
天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重租稅以困辱之。(史  
記「平準書」)

⑥有秩…四六簡注②、二九一～二九三簡注③参照。

⑦母乘車

郡守二千石官、縣道官言邊變事急者、及吏遷徙、新爲官、屬  
尉、佐以上母乘馬者、皆得爲駕傳。…(下略)…(213～214(置吏  
律))

《四七一～四七二》(C 113・C 114)

縣・道傳馬<sup>①</sup>、候<sup>②</sup>廐<sup>③</sup>有乘車<sup>④</sup>者、秩各百六十石。母乘車  
者、及倉、庫<sup>⑤</sup>、少内<sup>⑥</sup>、校長、鬻長、發弩、衛<sup>⑦</sup>(衛)  
將軍・衛<sup>⑧</sup>(衛)尉士吏<sup>⑨</sup>、都市亭尉<sup>⑩</sup>有  
秩<sup>⑪</sup>者及母乘車之鄉部<sup>⑫</sup>、秩各百廿石。李公主、申徒公  
主、榮公主、傅公【主】家丞<sup>⑬</sup>、秩各三百石。 472

【譯】

縣道の傳馬や候の廐で乗車があるものは、秩はそれぞれ百六十  
石。乗車なきもの、および倉、庫、少内、校長、鬻長、發弩、衛將軍・  
衛尉の士吏、都市の亭・尉で有秩のもの、および乗車なき郷部は、秩  
それぞれ百二十石。李公主、申徒公主、榮公主、傅公主の家丞は、秩  
それぞれ三百石。

【注】

①傳馬…四二五簡注②参照。二年律令や居延漢簡、睡虎地秦簡等  
にはウマとしての用例が見えるが、ここでは例えば「傳馬  
畜夫」などの官名の略稱と解すべきであろう。類例として、  
居延漢簡には傳舍畜夫なる官名が見える。

居延傳舍畜夫始至里公乘薛(居延簡 77・16)

②候…四四六簡の譯注を参照のこと。候は漢制では通常、中央・  
地方を問わず秩六百石程度の官であり、従ってここではそ  
の屬官を指すと見るのが妥當であろう。そうであれば、候  
は次の廐にかかる可能性が高い。

③廐…廐畜夫であろうと思われるが、暫く譯文には反映させな  
い。居延簡では爰得縣、屋蘭縣の廐畜夫として例が見える  
(212・65, EPT 51: 329)。二年律令では廐の上に部署・  
機關名の冠される例として、「都廐」(四三五簡)、「未央廐」  
(四四九簡)がある。

爰得廐畜夫爰子恩所賞賈

● 回

甲渠鉞庭燧卒爰科毋尊布一匹(居延簡 EPT 51: 329)

④關廐畜夫千秋里馬敵年卅七(居延簡 212・65)

④乗車…四六九～四七〇簡注④を参照のこと。

⑤縣道傳馬候廐有乘車者…どの語とどの語が並置され、どの語に  
かかるかについては、いくつかの可能性がある。たとえば  
「縣道の傳馬」と「候の廐」や、「縣道の傳馬と候」の廐、な  
ど。確定する根據を缺くため、譯文では試譯を掲げておい  
た。

⑥倉・庫…居延漢簡には倉畜夫、庫畜夫が見え、また「周禮」天官

冢宰・職内上士の疏に引く胡廣『漢官解詁』にも「案王氏漢官解云、小官嗇夫各擅其職、謂倉庫少内嗇夫之屬、各自擅其條理所職主」とある。

□居攝二年正月甲午倉嗇夫戎付警家平□里□ (居延簡 EPT 43: 65)

□補肩水城官庫嗇夫□ (居延簡 214・96)

⑦少内：漢代の少内は官衙の附屬施設の一つで、ここにも嗇夫の置かれたことが知られている。前注参照。

天子之私財物曰少内。少内屬大内也。〔史記〕孝景本紀索隱) 府中公金錢私費用之、與盜同法。●可謂府中。●唯縣少内爲府中、其它不爲。(法律答問<sup>32</sup>)

入閏月四月御錢萬陽朔二年四月壬申縣(懸)泉置嗇夫尊受少内嗇夫壽(懸泉置簡 0210①: 96 粹八八)

⑧校長：二年律令では、四六四簡にも校長が中央官署の屬官として見え、そこでは秩百六十石とされる。四五二〜四六四簡注⑨参照。

⑨髡長：『奏讞書』案例⑩にも見え、そこで整理小組は説文解字繫傳より「髡、羌地名也、髡地之長也」との説を引く。

…(上略)…●復之。武出時、與髡長倉□(『奏讞書』⑩ 78 79)

⑩發弩：四四五注①参照。『奏讞書』①には道の屬官として發弩が見える。睡虎地秦簡・雜律に發弩嗇夫の官名が見えるが、これとの異同は不明である。なお四四五簡の中發弩・勾指發弩・郡發弩は秩八百石とされ、ここでの百二十石と大きな懸隔がある。

⑪衛將軍・衛尉士吏：衛將軍・衛尉は四四〇〜四四一簡注⑫⑬を

参照のこと。士吏については一〇一簡参照。

⑫都市亭尉：「都市亭の尉」、つまり都市亭に附屬する尉(嗇夫)の意とも考えられる。尉には嗇夫の置かれたことが懸泉置漢簡から知られる。都市亭は、①都市の亭、②市を統べる亭、の二通りの可能性がある。②については、『太平御覽』卷八二七に引く三輔黃圖佚文に「都商亭」の語の見えるのが参考になる。

入鶏一隻(雙) 十月甲子尉嗇夫時受母窮亭卒□(懸泉置簡 0112⑤ 123 粹九五)

⑬有秩：四六簡注②を参照のこと。

⑭郷部：郷部嗇夫を指す。二四六〜二四八簡注⑥、四四七〜四五〇簡注⑦参照。

⑮李公主傳公【主】家丞：傳公主家丞の「主」の字はもとの簡にはなく、整理小組が意を以て補っている。整理小組はこれらを呂后の娘であろうか、とするが、定かでない。尹灣漢簡「東海郡吏員簿」でも侯の家丞(國相の丞とは別)の秩は比三百石とされる。

諸侯・公主家丞、秩皆比百石。〔續漢書〕百官志四)、諸公主、每主家令一人、六百石、丞一人、三百石。(同三宗正條)

《四七三》(C 115)

秩律

【譯】

秩律

【解説】

秩律とされる諸條は、官名・縣名が羅列される特殊な體裁を手がかりに、ほぼ漏れなく集められているのであろうが、失われた簡もあるため、全體としてどのようなスタイルであったのか、官名などの配置順に如何なる意味があったのか、十分には把握しきれない。出土位置はC、F群のほぼ中段、津關令の外側あたりに集中している。「史記」「漢書」の注には「漢秩祿令」の引用が見られる（『史記』呂太后本紀注、『漢書』文帝紀注）。

《四七四》（C残8+C108）

史・ト子年十七歲學<sup>①</sup>。史・ト・祝學童學三歲、學俚<sup>②</sup>將詣大史・大卜・大祝<sup>③</sup>、郡史學童詣其守、皆會八月朔日試之。

【譯】

史・トの子は十七歳で就學する。史・ト・祝の學童は學ぶこと三年で、學俚が引き連れて大史・大卜・大祝のもとに赴き、郡の史の學童はその郡守のもとに赴き、いずれも八月一日を期日としてこれを試験する。

【注】

①十七歲學

學僮十七已上、始試諷籀書九千字、乃得爲史、又以八體試之、郡移太史并課、最者以爲尙書史、書或不正、輒舉劾之。（『說文解字』敘引尉律）  
漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學童、能諷書九千字以

上、乃得爲史、又以六體試之、課最者以爲尙書御史書令史、吏民上書、字或不正、輒舉劾。（『漢書』藝文志）

②學俚・整理小組は「俚、爾雅・釋言」：「俚、貳也」。學俚、輔導者」とする。他に四八〇、四八四簡にも見える。

③大史・大卜・大祝・奉常の屬官。四五一～四六四簡注④も参照のこと。『續漢書』百官志「太常條にも太史令丞・太祝令丞・太卜令についての解説がある。

奉常、秦官、…景帝中六年更名太常。屬官有太樂、太祝、太宰、太史、太卜、太醫、六令丞、…（『漢書』百官公卿表）

【解説】

史・ト・祝の子の就學年齢、および三年後の試験がいつ、どこで行われるのかを定めた規定。具體的な試験方法は次條以下に規定される。史の子が父の職務を繼ぐべく史として養成されたことは、次の睡虎地秦律から知られていた。

令教史毋從事官府。非史子毆、毋敢學學室、犯令者有辜。內史雜律（秦律十八種191）

二年律令三六四～三六五簡には、世業を持つ家の子は傅籍の年になると父の仕事を繼いで職責を負い始めることが規定されている。

《四七五～四七六》（C109・C111）

闕史學童以十五篇、能風（諷）書五千字以上、乃得爲史。有（又）以八體（體）試之、郡移其八體（體）課大史<sup>④</sup>、誦課、取取（最）一人以爲其縣令史、殿者勿以爲史。三歲壹并課、取取（最）一人以爲尙書卒史。

【譯】

史の學童に對しては十五篇の試験を行い、五千字以上を讀み書きできて、はじめて史とすることが出来る。さらに八體でもってこれに試験を行い、郡はその八體を送つて、大史のもとで審査する。大史は暗誦でもって審査し、最優秀の者一人を採用してその縣の令史とし、最下等の者は史としてはならない。三年に一度、あわせて審査を行い、最優秀の者一人を採用して尙書卒史とする。

【注】

①十五篇…整理小組は「十五篇、指《史籀篇》。《漢書・藝文志》：「《史籀》十五篇。」と注す。

史籀十五篇 周宣王太史作大篆十五篇、建武時亡六篇矣。《漢書》藝文志)

②諷書…「諷」は讀むこと、「書」は筆記すること。「五千字以上を諷書す」と讀んだ。

③八體…四七四簡注①に引く、説文敘所引尉律も参照のこと。『漢書』藝文志所引の漢律では六體となっているが、漢初では八體とすべきことが説文段注などによって指摘されている。

八體六技「章昭曰、八體、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書。」(『漢書』藝文志)

六體者、古文・奇字・篆書・隸書・繆篆・蟲書、皆所以通知古今文字、摹印章、書幡信也。「師古曰、古文謂孔子壁中書。奇字即古文而異者也。篆書謂小篆、蓋秦始皇使程邈所作也。隸書亦程邈所獻、主於徒隸、從簡易也。繆篆謂其文屈曲纏繞、所

以摹印章也。蟲書謂爲蟲鳥之形、所以書幡信也。」(同)

④郡移其八體課太史…四七四簡注①引尉律では「…郡移太史并課…」とされる。「移八體」とは、八體の試験結果を太史に送ることと解釋した。「課」とは成績や仕事ぶりを審査し、判定すること。居延簡などにみえる「郵書課」の「課」もそうした用法の一例とならう。その點において「試」とはニュアンスが異なる。

⑤誦課…暗誦でもって審査すること。別に「審査結果を口頭で發表する」という解釋も出たが、本條文では「課」は「審査する」の意で使われており、かつ「誦」もただ單に讀み上げることではあるまいから、採らなかつた。

⑥并課…十五篇と八體の試験を併せて行うことか。別案として、受験者を一堂に會して行われた試験、という解釋も出た。并課者、合而試之也。上文試以諷籀書九千字、謂試其記誦文理。試以八體、謂試其字迹。縣移之郡、郡移之大史、大史合試此二者。…(『説文解字』段玉裁注)

【解説】

史の資格を與える際の試験方法を規定する。

まず史籀篇の文字を暗唱・筆記させる試験が行われ、これに合格すれば「史」の資格が與えられる。そのうえで八體の試験が行われ、この試験で優秀な成績を収めれば縣令史とされ、最下等の者は史の資格を奪われた。この八體の試験をめぐるのは、具體的なポストを得るための試験と見る案と、史の資格を持つ者を對象に、その實力を測るべく繼續して行われた試験とする意見とが出た。

三年に一度「并課」が行われ、最優秀の者は尙書卒史とされた。

本條は前條注①に引いた律と類似するが、相違する箇所も多い。主な異同を挙げておく。

說文解字所引尉律

本條

始試諷籀書九千字

以十五篇能諷書五千字以上

郡移太史并課

郡移其八體課太史。三歲壹并課

并課、最者以爲尙書史

三歲壹并課、取最一人以爲尙書卒史

書或不正、輒舉劾之

なし

藝文志引漢律

能諷書九千字以上

以十五篇能諷書五千字以上

又以六體試、課最者

又以八體試之、郡移其八體…

三歲壹并課、取最…

《四七七～四七八》(C 102 B + C 120・C 232)

□童能風(諷)書史書三千字、徵卜書三千字、卜九發

中七以上、乃得爲卜、以爲官處(?)。其能誦三萬以上者、

以爲

卜上計⑥六更⑥。缺、試脩法⑥、以六發中三以上者補之。

478

【譯】

卜の學童は史書三千字を読み書きでき、卜書三千字を表示でき、九回の卜占を行って七回以上の中すれば、はじめて卜とし、官につける(?)ことができる。そのうち、三萬字以上を暗誦できる者は、卜のうちの、上計六更とする。缺員が出れば、修法を試験して、六回の卜占を行って三回以上の中しした者によって補充する。

【注】

①史書…『說文解字』段注は隸書を指すものとする。

云史書令史者、能史書之令史也。漢人謂隸書爲史書。(『說文解字』序 段玉裁注)

尊竊學問、能史書、年十三、求爲獄小史。(『漢書』王尊傳)

②徵…整理小組は「引用」と釋すが、ここは字體のことを言っており、むしろ表現する、明らかにする、などと譯した方がよいであろう。

③卜書…恐らく卜占に用いる書體であろうが、詳しくは不明である。

④上計…二年律令では四八四簡に「謁任史・卜、上計脩法」と見える。一般に上計とは、例えば『續漢書』百官志五、郡國條本注に「歲盡遣吏上計」とあるように、郡國から中央への年度末會計報告を指す。だが四八四簡の「上計」を會計報告として理解するのは難しい。そこで「上計」を「脩法」と同じような、卜の地位を示す呼稱と見、六交代制の卜上計とする、と解釋した。

⑤六更…更は任期の單位で、輪番の務めに一度従事することを言う。六更とは六交代制の輪番。史律では他に四七九、四八五、四八六簡に「五更」「八更」「十二更」が見え、また四〇九簡に「作縣官四更」とある。四八五簡では五十六歳で八更、六十歳で十二更となっており、更數が多いほど優遇されていると考えられる。四〇八、四〇九簡注⑥も参照のこと。

⑥脩法…整理小組は「據簡文係管理占卜的人员」とする。その場合は、「脩法において試す」と讀まねばなるまい。だが用例か

らして、「試」の下にはその対象者が置かれるので、ひとまず脩法を試験される対象と解しておく。

【解説】

トの資格を與える際の試験方法を規定する。史書と卜書の能力が測られ、同時に實際に占卜を行って、それが一定以上の確率で的中するかも試験された。これに合格すると「卜」とされ、官職を得ることができた。「其能誦三萬」以下は、さらに特別な卜を選抜する際の試験であるのだが、「上計」「脩法」の意味するところが定かでない。上計をあくまで會計報告の意とし、選抜の際に試験結果なども上申された、と解釋する意見もあった。また、そもそも四七七と四七八が出土位置・内容からして繋がらないのでは、という指摘もあった。

※別譯：「三萬字以上を暗誦できる者は、トとしたうえで上計して六交代とする。缺員が出れば、脩法のもとで試験して、…」

《四七九〜四八〇》(C 231・C 230)

以祝十四章。試祝學童、能誦七千言以上者、乃得爲祝五更。

大祝試祝、善祝・明祠事者、以爲冗祝、冗之。

不入史・卜・祝者、罰金四兩、學侷二兩。

480

479

【譯】

祝十四章によって祝の學童に試験を行い、七千言以上を暗誦できれば、はじめて祝の五更とすることができる。太祝は祝に試験を課し、祝の技術に練達し祭祀のことに詳しい者であれば、冗祝として

無任所とする。

史・卜・祝とならない者には罰金四兩、その學侷には二兩を課す。

【注】

①祝十四章・祝詞に関する書籍の類と思われるが、未詳。

②冗：整理小組は「冗、散。《睡虎地秦墓秦簡》有冗吏、《周禮・槁人》賈疏：「冗、散也。外内朝上直諸吏、謂之冗吏、亦曰散吏、可參考」とする。睡虎地秦簡に冗隸妾が見え、「冗」には「更」の二倍の労働が見込めたことが分かる。同様に「冗祝」は「祝某更」より上位に位置し、恐らく役割を固定されていない役職と考えられる。「冗」の譯語として現代日本語で最も近いものは「無任所」であろう。

冗隸妾二人當工一人、更隸妾四人當工【二】人、小隸臣妾可使者五人當工一人。工人程律（秦律十八種109）

更隸妾節有急事、總冗、以律粟食、不急勿總。倉律（秦律十八種54）

【解説】

祝の資格を與える際の試験方法を規定する。「祝十四章」を暗誦する能力が測られ、合格者は「祝五更」とされた。さらに太祝が祝の資格を持つ者を試験し、特に有能な者は「冗祝」とされた。

四七九簡の簡末には空白部分があり、内容からしても四七九簡と四八〇簡は繋がらなかった可能性が高い。四八〇簡の言うところは不詳。

《四八一》(C 229)

□□<sup>①</sup>、大史<sup>②</sup>官之<sup>③</sup>、郡、守官之。ト、大ト官之。史・人  
〈ト〉不足、乃除佐<sup>④</sup>。

【譯】

…太史がこれを官につけ、郡では郡守がこれを官につける。トは、  
太トが官につける。史・トが足りなくなったら、佐から除す。

【注】

①□□…實際は簡頭が缺けている。確かに二字分ありそうだが、  
そのうち一つは史が入るのであろう。

②太史・太ト…四六一簡に既出。奉常の屬官で六百石。

③官…任官を認可すること。

叔孫通因進曰 諸弟子儒生隨臣久矣、與臣共爲儀、願陛下官  
之、高帝悉以爲郎。〔史記〕叔孫通)

④佐…不明。睡虎地秦簡にいくつかみえる「官佐・史」の佐か。

上造以下到官佐、史毋爵者、及ト、史、司御、寺、府、糲米一  
斗、有采羹、鹽廿二分升二。傳食律(秦律十八種183)

【解説】

史・トの任官を認める権限がどこにあるのかを規定したものの。  
史・トの資格を持つ者に、具體的なポストをあたえる主體が誰なの  
かを示しているのであろう。

《四八二》(C 228・C 227)

大史・大ト謹以吏員<sup>①</sup>調<sup>②</sup>官史・ト。縣道官<sup>③</sup>受除事、勿環<sup>④</sup>。

吏備(德)罷、佐勞少者、毋敢置(擅)史・ト<sup>⑤</sup>。受調  
書<sup>⑥</sup>大史・大ト而連<sup>⑦</sup>。

留、及置(擅)不視事盈三月、斥<sup>⑧</sup>勿以爲史・ト。吏壹弗  
除事者、與同罪。其非吏也、奪爵一級。史・人〈ト〉屬郡  
者、亦以從事。

【譯】

太史・太トは嚴正に吏の定員に基いて官府の史・トを選考し、縣  
道官は受理して任務につけ、差し戻してはならない。德罷の吏や勤  
務日數の少ない佐については、勝手に史・トとしてはならない。  
史・トが太史・太トから調書を受け取ったにもかかわらず、逃げた  
り、留まっていたり、勝手に仕事に就かないのが三ヶ月に達すれば、  
斥けて史・トにはしてはならない。吏が一度でも任務につけなければ  
與同罪。もし吏でなければ爵一級を取り上げる。史・トの郡に屬す  
る者も、同様に行う。

【注】

①吏員

大守吏員廿七人大守一人秩□□□大守丞一人秩六百石卒史  
九人屬五人書佐九人用筭佐一人小府嗇夫一人凡廿七人(尹灣  
漢簡YM6D2A)

②調

舊制、令六百石以上、尙書調。拜遷四百石長相至二百石、丞相  
調。除中都官百石、大鴻臚調。郡國百石、二千石調。〔漢舊  
儀〕

第二隊長史臨 今調守候長眞官到若有代罷(居延簡B2A)

22: 248)

然袁盎亦以數直諫、不得久居中、調爲隴西都尉。「如淳曰、調、選。」〔史記〕袁盎列傳)

十二月吏除遣及

調書□□(居延簡 EPT 50: 180 B)

監遮要置史張禹罷(241簡)

守屬解敞今監遮要置(242簡)

建昭二年三月癸巳朔丁酉敦煌太守彊長史章守部候脩仁行丞事

告史敞謂效穀今調史監置如牒書到聽與從事如律令(243簡)

三月戊戌效穀守長建丞謂縣泉置喬夫寫移書到如律令/掾武卒

史光佐輔(244簡)

(懸泉置簡 II 0216 ②: 241-244 粹七七八)

③縣道官：釋文では官字に重文符號があるとし、「…官史・卜縣道官、官受除事、勿環」と句斷する。圖版にもぼんやりとそれらしい墨跡はみえるが、もしそれが重文符號だとすれば、ここは「官の史・卜を縣道官に調す。官は…」と釋さねばなるまい。だが、「調」は任命することではなく、選考することに重きをおいた語であり、「官の史・卜を縣道官に選考する」との譯はいささか不自然であろう。従って重文符號でない可能性、あるいは誤って重文符號をうった可能性があると考へ、「調官史卜」で句點をうった。

④環：還。差し戻す。

年七十以上告子不孝、必三環之。三環之各不同日而尚告、乃聽之。(36 (賊律))

⑤吏德罷、佐勞少者、毋敢擅史・卜：德罷は、軟弱・貧寒など、吏

の考課に關わる語と同じカテゴリーの語であろう。また、史となる條件が、單に一定以上の文字が書けることだけになかったのは、左の秦律からも窺える。

七月□□除署除四部士吏□匡軟弱不任吏職以令斥免(居延簡 EPT 68: 6)

貧急軟弱不任職請斥免可補 者名如牒書□(居延簡 231・29)

下吏能書者、毋敢從史之事。內史雜律(秦律十八種 192)

⑥調書：選考に關する文書。注②所引の居延簡參照。

⑦連

可謂連事及乏繇。律所謂者、當繇、吏、典已令之、即亡弗會、爲連事、已闕及敦車食若行到繇所乃亡、皆爲乏繇。(法律答問 164)

⑧斥

●甲渠言鉞庭士吏李奉隊長陳安國等年老病請斥免言府●一事集封□(居延簡 EPT 51: 319)

⑨除事：本條の「弗除事」は二一簡に見える「弗致事」と對になる表現であり、「致事—職を解く—」に對して「除事」とは任務につけること、と解釋した。

【解説】

史・卜のなかから適任者を選考し、ポストを與える手続き、およびその間に生じ得る不正行爲への科罰について規定する。まず太史・太卜に屬する史・卜については太史・太卜が適任者の選考を行い、縣道官はその人選を拒絶できなかった。「德罷」なる者、あるいは佐のなかでも勤務日數が少ない者は選考の對象とはならなかつ



た。

史・卜は選考の通知を受けたなら、ただちに任地に赴いて仕事を始めねばならず、任地に行かなかつたり、職務に就かなかつた場合は斥免された。彼任の手續きを執行しなかつた者も同じく罪せられた。

郡所屬の史・卜についても同様の手續きが行われた。前條からすると、郡守が太史・太卜の役割を果たしたのである。

《四八四〜四八六》(C 226・F 112・F 109)

調任<sup>①</sup>史・卜、上計・脩法<sup>②</sup>。調任卜學童、令外學者、許之。

□□學俱敢擅繇<sup>③</sup>(徭)使史・卜・祝學童者、罰金四兩。

史・卜年五十六、

佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更<sup>④</sup>。六十、爲十二更<sup>⑤</sup>。

五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當暄老者、爲十二更、踐

更<sup>⑥</sup>□□。

疇戶<sup>⑦</sup>・茜御<sup>⑧</sup>・杜主樂<sup>⑨</sup>皆五更、屬大祝。年盈六十者、十

二更、踐更大祝。

【譯】

史・卜を推薦したいと願ひ出る際は、上計・脩法から選ぶ。卜の學童で、外學させた者を推薦したいと願ひ出た場合は、これを許可する。□□學俱があえて史・卜・祝の學童を勝手に使役した場合は、罰金四兩。史・卜で五十六歳の者、佐で史となつて滿二十年に達した者あるいは五十六歳の者は、いずれも八更とする。六十歳の者は十二更とする。五百石以下有秩に至るまでの、吏となつて滿十年に達した者、あるいは暄老の年齢に當たる者は十二更とし、…踐更

する。

疇戶・茜御・杜主樂はいずれも五更とし、大祝に屬す。祝で滿六十歳に達した者は十二更とし、大祝で踐更する。

【注】

①調任…「任」は推薦すること。二二〇簡注①参照。

故曰、法古之法也。世無請調任舉之人「任、保也。以法取人、

則無請調之保舉」、無聞識博學辨說之士、…(「管子」任法)

②上計・脩法…四七七〜四七八簡注④⑥参照。「上計」を會計報告、計簿の提出と解すると、文意がつかみにくい。そこで

「上計」を卜の地位の呼稱と解釋した。

③更…任期の單位。四〇八〜四〇九簡注⑥、四七七〜四七八簡注

⑤も参照のこと。

段會宗…竟寧中、以杜陵令五府舉爲西域都護、騎都尉光祿大夫、西域敬其威信。三歲、更盡還、拜爲沛郡太守。「如淳曰、

邊吏三歲一更、下言終更皆是也」(「漢書」段會宗傳)

出戌卒卅人終更罷 二月戊寅盡三月丙子五十九日積二千三百六十人(敦煌簡 D 276)

惠帝三年、相國奏遣御史監三輔郡。察辭詔凡九條。監者二歲

更。常以中月奏事也。(「北堂書鈔」設官部所引「漢舊儀」)

④十二更…「更」字は文脈から補われた。

⑤踐更…實際に役務にあたること。

…(上略)…●今洞庭兵、輸內史及巴・南郡・蒼梧、輸甲兵當

傳者多。節(卽)傳之、必先悉行乘城卒・隸臣妾・城詹春・鬼

薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官・踐更縣者…(里耶秦簡「一

⑥ 5 正面)

⑥□□…整理小組は「二字不明とするが、簡長からして二文字は無理であろう。」

⑦疇尸…整理小組は「應指專業任某些神之尸者」とする。疇は二年律令365に既出。「家業世世相傳爲疇」(『史記』曆書「故疇人子弟分散」集解引如淳注)。尸は神像。祭祀を司る者。「古者尸無事則立。有事而后坐也。尸、神象也。」(『禮記』郊特牲)「誰其尸之、有齊季女」(詩 召南・采蘋) 鄭注「尸、主。」

⑧舊御…整理小組は「應爲執行此種儀式的人」とする。

舊、禮。祭束茅加於裸圭而灌鬯酒、是爲舊。像神歛之也。從酉艸。〔『說文解字』十四篇下〕

甸師掌帥其屬而耕耨、王藉以時入之以共盥盛。祭祀共蕭茅。〔鄭注、鄭大夫云、蕭字或爲酉、酉讀爲縮。束茅立之祭前沃酒其上、酒滲下去、若神歛之故、謂之縮。縮浚也。〕〔『周禮』甸師〕

⑨杜主樂…整理小組は「應爲杜主祠之樂人」とする。杜主は杜伯のこと。

雍管廟亦有杜主。杜主、故周之右將軍、其在秦中、最小鬼之神者。各以歲時奉祠。〔『史記』封禪書〕

子墨子言曰、…周宣王殺其臣杜伯而不辜、杜伯曰、吾君殺我而不辜、若以死者爲無知則止矣。若死而有知、不出三年、必使吾君知之。其三年、周宣王合諸侯而田於圃、田車數百乘、從數千、人滿野。日中、杜伯乘白馬素車、朱衣冠、執朱弓、挾朱矢、追周宣王、射之車上中心折脊、殪車中、伏殺而死。〔梁玉繩曰、…杜伯是國君、非將軍也。且宣王時安得右將軍哉。蓋杜伯爲最小之神者、朱衣冠、操弓矢、厥狀甚武、因以將軍目之、右將軍

者、以右尊故也。〕〔『墨子』明鬼篇下〕

【解説】

史・トの任用について、その対象となる範囲が規定されるようだが、「上計」「脩法」「外學」などは、その意味するところが具體的には分からない。續いて學俾は學重を勝手に役務に派遣できない旨、述べられる。

四八四簡の「史・ト年五十六」以下は、史・ト・祝や佐が何交代で任務に就くのかを規定する。老年の者ほど更の数が多くなっており、交代数が多ければ多いほど、一度の上番期間が短くなることが推測される。

《四八七》(F 108)

■史律

《四八八》《四九一》(F 122・F 51・F 69・F 71)

一、御史言、越塞闌關、論未有□。請闌出入塞之津關、黥爲城旦舂、越塞、斬左止(趾)爲城旦、吏卒主者弗得、贖耐。令。

丞・令史罰金四兩。智(知)其請(情)而出入之、及假予人符傳、令以闌出入者、與同罪。非其所□爲□而擅爲傳出入津關、以…□。

傳令闌令論、及所爲傳者縣・邑傳塞、及備塞都尉。關吏・官屬・軍吏卒乘塞者□其□□□□□□□□□□□□□□□□。塞郵、門亭行書者得以符出入。●制曰可。

【譯】

一、御史が申し上げます。「塞を越えたりみだりに關所を出入することについて、論斷には未だ：がありません。以下のように申請します。塞の津・關をみだりに出入すれば黥城旦舂、塞を越えたら斬左趾城旦、吏卒の擔當者が捕まえられなかつたら贖耐、令・丞・令史は罰金四兩。事情を知りながら出入させたり、他人の符・傳を貸し與え、それによってみだりに出入させた者は、與同罪。：でないのに、勝手に傳を作つて津・關を出入したら、：傳令・關令によって論斷する。そして爲られた傳は、縣・邑が塞に傳達する。備塞都尉・關吏・官屬・塞を守る軍の吏卒は、その：を：。：塞の郵・門亭で文書を遞送する者は、符をもって出入することができる、と。」●制す。「可」。

【注】

①越塞關闕：塞を越えたり、關所破りをする。「越」については一八二簡注①参照。「闕」は符傳なく出入すること。

越塞于邊關傲逐捕未得它案驗未□□□□□□母長吏使効者□  
(居延簡 EPPF 22 : 363)

王嘉：以明經射策甲科爲郎、坐戶殿門失闕免。〔師古曰、戶、止也。嘉掌守殿門、止不當人者而失闕入之、故坐免也。〕〔漢書〕王嘉傳。

愚民安知市買長安中而文吏繩以爲闕出財物如邊關乎。〔應劭曰、闕、妄也。臣瓚曰、無符傳出入爲闕。〕〔漢書〕汲黯傳。闕、謂不應入而入者。〔唐律疏議〕衛禁一疏議。

：〔上略〕：告人曰邦亡、未出徼闕、告不審、論可毆。爲告黥城旦不審。(法律答問48)

賣出入及母符傳而闕入門者、斬其男子左趾□女【子】□(龍崗秦簡2)

②吏卒主者弗得、贖耐：主者は擔當者。七四〇七五簡注②参照。卒が逃亡者をつままえられず、罪に問われている例としては、次の條文・事例がある。

乘徼、亡人道其署出入、弗覺、罰金□□(404(興律))

●北地守讞、奴宜亡、越塞道戍卒官大夫有署出、弗得、疑罪●廷報有當贖耐。(奏讞書⑧ 53)

③假予：

數歲、假予產業、使者分部護之、冠蓋相望。〔史記〕平準書詐(詐)偽假人符傳及讓人符傳者、皆與闕入門同罪。(龍崗秦簡4)

④以：「以」の下、一文字くらいのスペースはある。

⑤傳令：前の簡が斷簡であるため、某傳令である可能性も残る。

⑥以論及：「以」で論斷したうえで、さらに：「と解釋し、」で論斷する。及び：「は」とは讀まなかつた。左に挙げた例でも、論斷に附隨する行爲が「及」以下に述べられている。

：〔上略〕：詐僞出馬、馬當復入不復入、皆以馬賈(價)訛過平令論、及賞捕告者。：〔下略〕：(510(津關令))

⑦縣邑：縣邑はいずれも通行證明書をチェックする。

□□□年六月丁巳朔庚申陽翟邑獄守丞就兼行丞事移函里男子李立第臨自言取傳之居延過所縣邑侯國勿苛留如律令 候自發(居延簡140・1A)

⑧備塞都尉：四四〇簡に既出。二千石の官。

⑨關吏：

初、軍從濟南當詣博士、步入關、關吏豫軍編。〔漢書〕終軍傳

⑩官屬：官府の屬吏。整理小組は「官屬人」と釋すが、人字はな

い。  
縣、都官、十二郡免除吏及佐、群官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有夫者、爲補之、毋須時。置吏律（秦律十八種158-159）

⑪乘塞：一簡注④、四〇四簡注①參照。

⑫□□：「繕治」か？

⑬門亭：二六五、二六七簡注⑦參照。

：（上略）：畏害及近邊不可置郵者、令門亭卒・捕盜行之。：

（下略）：（266（行書律））

⑭制曰可：

詔書者詔誥也。有三品。其文曰、告某官官、如故事。是爲詔書。群臣有所奏請、尙書令奏之、下有制曰、天子答之曰可、若下某官云云。亦曰詔書。（『獨斷』上）

【解説】

塞を越えたり、塞の關所をみだりに出入りした場合の科罰を定める。犯罪者本人の他、それを捕まえられなかった官吏も罰せられ、見逃した者や幫助した者は犯罪者本人と同罪とされる。四八九簡の後半からは釋讀できない文字が現れ、意味するところが確としない。不正に發行された通行證で出入した場合の科罰、およびその通行證の扱いについて規定したものと解釋し、「所爲傳者」は「つくる所の傳は」と訓讀した。その一方で、この句を「不正に傳を作つた者」と解釋する案も出た。末尾には、塞附近で文書を遞送する場合、符があれば關所を出入できるようにすべき旨、附言される。以下に唐代の類似規定を擧げておく。

諸私度關者、徒一年。越度者、加一等。（不由門爲越。）〔疏議曰、水陸等關、兩處各有門禁、行人來往皆有公文、謂驛使驗符券、傳送據遞牒、軍防・丁夫有總曆、自餘各請過所而度。若無公文、私從關門過、合徒一年。越度者、謂關不由門、津不由濟而度者、徒一年半。〕（『唐律疏議』衛禁25）  
諸不應度關而給過所、（取而度者亦同。）若冒名請過所而度者、各徒一年。即以過所與人及受而度者、亦准此。若家人相冒、杖八十。主司及關司知情、各與同罪、不知情者、不坐。即將馬越度・冒度及私度者、各減人二等、餘畜、又減二等。（家畜相冒者、不坐。）（『唐律疏議』衛禁26）

《四九二》（F 58）

二、制詔。御史、其令扞（扞）關。關。郎關。武關。函谷。臨晉關。及諸其塞之河津、禁毋出黃金。諸貨。黃金器及銅、有犯令

【譯】

二、御史に制詔する。扞關・郎關・武關・函谷・臨晉關および諸々のその塞の河津は、黄金を出させてはならない。諸々の黄金を象嵌した器および銅で、令をおかして…。

【注】

①制詔：皇帝の發言。

漢天子正號曰皇帝。自稱曰朕。臣民稱之曰陛下。其言曰制詔。（『獨斷』上）

②扞關：整理小組は扞を扞の書き誤りとしたうえで、これを江關

のこととする。「史記」には「扞關」でみえるが、封泥等により扞關に作るのが正しいとの説があり、この簡の字も扞と釋讀できる。「水經注」には「捍關」もみえる。

肅王四年、蜀伐楚、取茲方。於是楚爲扞關以距之。「集解、李熊說公孫述曰「東守巴郡、距扞關之口」。索隱、按郡國志巴郡魚復縣有扞關。」（『史記』楚世家）

巴郡、秦置。…魚復、江關、都尉治。有橋官。（『漢書』地理志上）

巴郡、秦置。…魚復扞水有扞關。（『續漢書』郡國志五）

舫船載卒、一舫載五十人與三月之食、下水而浮、一日行三百餘

里、里數雖多、然而不費牛馬之力、不至十日而距扞關。「集解、

徐廣曰、巴郡魚復縣有扞水關。索隱、扞關在楚之西界。復音

伏。按、地理志巴郡有魚復縣。正義、在硤州巴山縣界。」（『史

記』張儀列傳）

扞關長印（陳介祺舊藏封泥 T1-3891）

又東出江關、入南郡界。江水自關東逕弱關・捍關。捍關廩君

浮夷水所置也。弱關在建平・秭歸界、昔巴楚數相攻伐、藉險置

關、以相防捍。（『水經注』卷三四江水一）

③ 鄖關

漢中郡、秦置。…武陵、上庸、長利。有鄖關。（『漢書』地理志

上）

④ 武關

始皇還、過彭城、齋戒禱祠、欲出周鼎泗水。使千人沒水求之、

弗得。…上自南郡由武關歸。「集解、應劭曰、武關、秦南關、

通南陽。文穎曰、武關在析西百七十里弘農界。正義、括地志

云、故武關在商州商洛縣東九十里、春秋時少習也。杜預云、少

習、商縣武關也。」（『史記』秦始皇本紀）

徙弘農都尉治武關、稅出入者以給關吏卒食。（『漢書』武帝紀太

初四年）

⑤ 函谷・函谷關

弘農郡、武帝元鼎四年置。…弘農、故秦函谷關。（『漢書』地理

志上）

三年、徙函谷關於新安。以故關爲弘農縣。「應劭曰、時樓船將

軍楊僕數有大功、恥爲關外民、上書乞徙東關、以家財給其用

度。武帝意亦好廣關、於是徙關新安、去弘農三百里。」（『漢書』

武帝紀元鼎三年）

行略定秦地、至函谷關。有兵守關、不得入。「集解、文穎曰、

時關在弘農縣衡山嶺、今移在河南穀城縣。索隱、文穎曰、在弘

農縣衡山嶺、今移在穀城。顏師古云、今桃林縣南有洪滔澗水、

即古之函關。按、山形如函、故稱函關。正義、括地志云、函谷

關在陝州桃林縣西南十二里、秦函谷關也。圖記云、西去長安四

百餘里、路在谷中、故以爲名。」（『史記』項羽本紀）

⑥ 臨晉關

地理志臨晉縣に關の記述はない。

左馮翊、故秦內史、高帝元年屬塞國、二年更名河上郡、九年

罷、復爲內史。武帝建元六年分爲左內史、太初元年更名左馮

翊。…臨晉、故大荔、秦獲之、更名。有河水祠。芮鄉、故內國。

莽曰監晉。（『漢書』地理志上）

齊諸王與趙王定河間・河內、或入臨晉關、或與寡人會雒陽。

「師古曰、臨晉關即今之蒲津關。」（『漢書』吳王濞傳）

⑦ 禁毋出黃金

盜出黃金邊關微、吏卒徒部主者、智（知）而出、及弗索、與同

罪。弗智（知）、索弗得、戍邊一歲。（76（盜律））

⑧奠：整理小組は奠を填と讀みかえる。暫くこれに従って譯出したが、奠Ⅱ填かどうかは不明である。

【解説】

二年律令七六簡が黄金の國外持ち出しを禁止するのに對し、本條は函谷關などから形成される境界の内側、いわゆる關中より黄金を持ち出すことを禁止する。整理小組が「以下缺簡」と注する通り、條文は中途半端なところで終わる。これに續く簡があったはずである。

《四九三》(C121)

□、制詔御史、其令諸關、禁毋出私金□□。或以金器入者、關謹籍書、出復以閱、出之。籍器、飾及所服者不用此令。

【譯】

□、御史に制詔する。諸々の關に、禁止して私金を出させることのないようにさせよ。金の器を持って入關する者については、關が嚴正に名籍を作成し、出るときにまた檢閲し、これを出關させる。器を記録するに際し、飾り及び身に着けている場合にはこの令を適用しない。

【注】

- ①□□：整理小組は下の判讀不能字の偏を金とする。
- ②金：ここでは黄金のことであろう。
- ③籍：名簿を作る。

籍、簿也。從竹籍聲。〔說文解字〕五篇上)

吾入關。秋豪無所敢取、籍吏民、封府庫、待將軍。〔師古曰、籍謂爲簿籍。〕〔漢書〕高帝紀上)

新工初工事、一歲半紅、其後歲賦紅與故等。工師善教之、故工一歲而成、新工二歲而成。能先期成學者調上、上且有以賞之。盈期不成學者、籍書而上內史。均工律 (秦律十八種111、112)

④閱：數える。確認しながら數える意味と思われる。

閱、具數於門中也。從門兌聲。〔說文解字〕十二篇上)

商人閱其禍敗之變、必始於火、是以日知其有大道也。〔注、閱、猶數也。〕〔春秋左氏傳〕襄公九年)

到關、關閱其寶器、寶器珍怪多於王室。〔史記〕范雎列傳)

【解説】

前條と同じく、黄金の出入にかんする規定である。ただし釋讀できない文字があり、「私金」の意味するところも確としない。黄金器を持って入關する際には、それが記録され、出關時にふたたび檢閲された。ただし裝飾や身につけるものは例外とされた。

《四九四》(四九五) (C123・C132)

□、相國、御史請、緣關塞、縣道群盜、賊及亡人越關、垣、離(籬)、格、斬、封、刊、出入塞界、吏卒追逐者、得隨出入服迹窮追捕。令

將吏爲吏卒出入者名籍、伍人閱具、上籍副縣廷。事已、得道出入。所出人盈五日不反(返)、伍人弗言將吏、弗効、皆以越塞令論之。

【譯】

□、相國・御史が申請いたします。「關や塞に接している縣・道の群盜・盜賊および逃亡者が關・垣根・防壁・堀・境界・目印の樹木を越えて、塞の境界を出入した場合、吏卒で追跡する者は出入した跡によっておいつめ捕らえることが出来る。將吏に吏卒出入者名籍を作らせ、隊伍の者に檢閲して數えさせ、名籍の副本を縣廷に提出させる。用務が終わったら、そこから出入することが出来る。出て行った者が滿五日経っても戻らず、隊伍の者がそれを將吏に言わず、將吏が効さなかったら、いずれも越塞令によってこれを論斷する」といたしたく存じます。

【注】

①相國・

相國・丞相、皆秦官、金印紫綬、掌承天子助理萬機。秦有左右、高帝即位、置一丞相、十一年更名相國、綠綬。〔漢書〕百官公卿表)

②緣關塞・

諸越度緣邊關塞者、徒二年。〔唐律疏議〕衛禁31)

③垣・土塼。

垣、牆也。從土回聲。〔說文解字〕十三篇下)

④籬・かきね。

籬、離也、以柴竹爲之、疏離離也。〔釋名〕釋宮室)

⑤格・防壁。

杜格、狸四尺、高者十丈、木長短相雜、兌其上、而外內厚塗之。〔墨子〕備蛾傳)  
二里五十步可作櫃格、下廣丈二尺上廣八尺高丈二尺積卅六萬八

千尺人功百五十六尺用積徒三千人人受表尺三寸〔居延簡EPT 58・36〕

⑥塹・堀。

塹中深丈五、廣比扇、塹長以力爲度、塹之末爲之縣、可容一人所。〔墨子〕備城門)

塹、阬也、從土斬聲。一曰大也。〔說文解字〕十三篇下)

⑦封・境界の目印。

子產使都鄙有章、上下有服、田有封洫、廬井有伍。〔注〕封、疆也。〔春秋左氏傳〕襄公三十年)

⑧刊・刊は葉に通じ、削って目印とした樹木のこと。

刊、剝也。從刀干聲。〔說文解字〕四篇下)

曰、禹敷土、隨山萊木、奠高山大川。〔師古曰〕葉、古刊字也。奠、定也。言禹隨行山之形狀而刊斫其木、以爲表記、決水通道、故高山大川各得安定也。〔漢書〕地理志上)

⑨追逐者・追跡する人員。居延簡には追逐器物がみえる。

河平元年九月戊戌朔丙辰不侵守候長士吏猛敢言之謹驗問不侵候史嚴辭曰士伍居延鳴沙里年卅歲姓衣氏故民今年八月癸酉除爲不侵候史以日迹爲職嚴新除未有追逐器物自言尉駿所曰毋追逐物駿遣嚴往來毋過〔居延簡EPT 59・1〕

⑩服迹・あと。整理小組は服を『荀子』有坐篇の注「服、行也」を

根據に「行なう」とする。一方「服迹」で一つの單語と見、「服、從也」(左揭『呂氏春秋』注)という訓詁を根據として、「從迹」で「あとを追う」の意と解することもできる。類似の文言は一八三簡にもみえる。

於是乎處不重席、食不貳味、琴瑟不張、鍾鼓不脩、子女不飾、親親長長、尊賢使能、期年而有扈氏服。〔注〕服、從也。〔呂

氏春秋』季春紀先已)

捕罪人及以縣官事徵召人、所徵召・捕越邑・里・官・市院垣、追捕・徵者得隨迹出入。(183 (裸律))

上問、變事從跡安起。〔師古曰、從、讀曰蹤〕〔漢書〕張湯傳)

□迹入塞及出塞爲踵迹窮追以檄□(居延簡 23・60)

□□以爲虜擧火明且踵迹野馬非虜政放擧火不應□(居延簡

EPF 22・414)

⑪窮追…おいつめる。一四〇〜一四三簡注⑤参照。

群盜殺傷人・賊殺傷人・強盜、即發縣道、亟爲發吏徒足以追捕之、尉分將、令兼將、亟詣盜賊發及之所、以窮追捕之、毋敢□界而環(還) …(下略) …(140〜141 (捕律))

右の條文が「以て窮追してこれを捕らう」と讀めるので、本條も「窮追して捕らう」と訓讀した。これとは別に、「追捕を窮む」、すなわち最後まで中斷せず追捕する、と解する餘地もある。

⑫將吏…一四一簡に犯罪者追捕の統率者として「將」がみえる。同様の統率者を指すと思われる。

界而環。吏將徒、追求盜賊、必伍之、盜賊以短兵殺傷其將及伍人、而弗能捕得、皆戍邊二歲。…(下略) …(141 (捕律))

⑬伍人…一四〇〜一四三簡注⑥⑧参照。

⑭閱具…確認し數える。四九二簡注④参照。

得書致令長丞閱具以與橫家爲復後如律□(居延簡 332・20)

棗他駁南驛建平元年八月驛馬閱具簿(居延簡 502・7)

⑮道…一八二簡注④に従い、こゝも「よりに」と訓じた。

越邑・里・官・市院垣、若故壞決道出入、及盜啓門戶、皆贖醵。其垣壞高不盈五尺者、除。(182 (裸律))

⑯劾…罪を告發すること。一四四〜一四五簡注②参照。

⑰越塞令…津關令四八八〜四九一簡を指す。

【解説】

犯罪者が邊境の境界線を越えて出入したとき、それを追捕する者も跡を追って境界を出入できる旨、規定する。一四〇〜一四三簡の冒頭が本條に似、また一八三簡は追捕する者が賊の後を追って城垣を乗り越えることを許可する。犯罪者を追捕する際には、邊境の境界をも通過することができたが、任務が完了すれば必ず歸還させるために、追捕する吏卒の名稱が作成され、五人組の者同士で互いにチェックさせた。任務が終わって一定期間を過ぎても歸還しない場合は、「越塞令」が適用され、同伍の者や引率者の責任も問われた。注⑩に觸れたとおり、「服迹」は「迹に服い」とも讀める。別譯を掲げておく。

※別譯「その後に随って出入し、足取りを追っておいつめ捕らえることができる」

《四九六〜四九七》(C 133・C 127)

□、相國上内史書言、請諸詐(詐)襲人符傳出入塞之

津關、未出入而得、皆贖城旦舂。將吏智(知)其請(情)、

與同罪。●御史以聞。●制

曰可。以□論之。

【譯】

□、相國のたてまつった内史の書に言うには、「およそ人の符傳を不正に行使し塞の津關を出入し、まだ出入しないうちに捕えたら、



いずれも贖城且春とする。將吏が事實を知っていたなら、與同罪とする、といいたたく存じます」と。●御史が奏上した。●制す。「可」□によりこれを論斷する。

【注】

①内史・

●御史大夫・廷尉・内史・典客・中尉・車騎尉・大僕・長信詹事・少府令・備塞諸尉・郡守・尉・衛將軍・衛尉・漢

(中略)・秩各二千石。…(下略)…(440(秩律))

②相國上内史書・

縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、上相國・御史、案致、當請之、毋得徑請者罰金四兩。

(219)220(置吏律)

③詐襲・他人の傳を不正に行使すること。

恢曰、不然。臣聞五帝不相襲禮、三王不相復樂、非故相反也、各因世宜也。〔師古曰、襲、因也。復、重也。復音扶目反。〕〔漢書〕韓安國傳

●十年七月辛卯朔癸巳、胡狀、狀意敢讞之。刻(劾)曰、臨菑(濫)獄史闕令女子南冠繳(編)冠、詳(佯)病臥車中、襲大夫虞傳、以闐出關。〔奏讞書〕③ 17(18)

④贖城且春・

贖死、金一斤八兩。贖城且春・鬼薪白粲、金一斤八兩。贖斬・府(腐)、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、金十二兩。

贖器(遷)、金八兩。有罪當府(腐)者、移内官、内官府(腐)之。(119(具律))

⑤與同罪・用語解説その一参照。

【解説】

他人の通行證を不正に行使しようとしたものの、津關を通過しないうちに捕らえられた場合、すなわち未遂犯について科罰を定める。この場合、贖刑が適用されており、未遂犯が贖刑とされる事例は、

甲謀遣乙盜、一日、乙且往盜、未到、得、皆贖黥。(法律答問4)を擧げることができる。

《四九八〜四九九》(C122・C129)

□、御史請、諸出入津關者、詣入傳□□吏(？)里□長・

物色□□瑕見外者及馬職(識)物、關舍人占者、津關謹閱、出入之。縣官馬勿職(識)物

者、與出同罪。●制曰可。

499 498

【譯】

□、御史が申請いたします。「およそ津關を出入する者は、詣入傳□□吏(？)里□・身長・身體の色・□傷の表にみえるもの、及び馬の標識、關舍人の占する者…津關は嚴正に檢閲し、これを出入させる。官有馬で標識がなければ、出と同罪とする」といいたたく存じます。●制す。「可」。

【注】

①長・物色・身長・身體の色。關所の通過の際に記録される。

籍者、爲二尺竹牒、記其年紀名字物色、縣之宮門、案省相應、乃得入也。〔漢書〕元帝紀注

魏郡繁陽高忘里大夫謝牧年卅長七尺二寸黑色(居延簡15・

171)

元康四年五月丁亥朔丁未、長安令安國、守獄丞左、屬禹敢言之。謹移髡鉗亡者田勢等三人年、長、物色、去時所衣服。調移左馮翊、右扶風、大常、弘農、河南、河內、河東、潁川、南陽、天水、隴西、安定、北地、金城、西河、張掖、酒泉、敦煌、武都、漢中、廣漢、蜀郡(懸泉置簡 0112 ④: 3 粹一八)

②馬識物・馬につけられた標識。焼き印や耳への切り込みなどを指すものか。

馬牛誤職(識)耳、及物之不能相易者、貴官畜夫一盾。(效律44)

●●蜀守濊(識)、大夫犬乘私馬一匹、毋傳、謀令大夫武家舍上造熊馬傳、箸(著)其馬職(識)物、弗身更。疑罪。●廷報、犬與武共爲僞書也。(奏識書 1① 58~59)

…(上略)…郡守謹籍馬職(識)物、齒、高、移其守、…(下略)…(509 (津關令))

③關舍人:

商君亡至關下、欲舍客舍。客人不知其是商君也、曰、商君之法、舍人無驗者坐之。『史記』商君列傳)

④占・申告すること。三九〇簡注参照。

諸賣人未作貨賣買、居邑稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緡錢二千而一算。『素隱』郭璞云、占、自隱度也。謂各自隱度其財物多少、爲文簿送之官也。若不盡、皆沒入於官。』(『史記』平準書)

⑤出・四九八簡と四九九簡がつかがるものとして解するのであれば、この出は、單なる出關ではなく、必要な手續きを踏まざり違法に出關させる、七四〇七五簡にみえる「盗出」に近い意味と考えられる。あるいは、「與盜同法」の盜字の誤記か。

ただしいづれにせよ解し難く、接續しない可能性もある。

盗出財物于邊關徼、及吏部主者智(知)而出者、皆與盜同法。弗智(知)、罰金四兩。使者所出、必有符致、毋符致、吏智(知)而出之、亦與盜同法。(74~75 (盜律))

【解説】

津關出入時に検査すべき事項について定めたものか。不明な字がいくつもあり、詳細がつかめない。注⑤に記した通り、二簡を接續させると「標識がなければ、出關したのと同罪」となり、「出」とは何を指すのか、はっきりしない。接續しない可能性もある。

《五〇〇〇五〇一》(C 68・C 128)

□、制詔相國・御史、諸不幸死、家在關外者、關發案之、不直。其令勿索(索)、具爲令。相國・御史請關外人宦・爲吏、若繇(徭)使有事關中、

□縣道各(?)屬所官謹視收斂、毋禁物、以令若丞印封檣檣、以印章告關、完封出、勿索(索)。檣檣中有禁物、視收斂及封

【譯】

□、相國・御史に制詔する。「およそ不幸にして死亡し、關外に家がある者については、關でひらいて検査するが、よろしくない。検査することがないようにせよ。令とせよ」。相國・御史が申請いたします。「關外の人で皇帝の近臣や吏となったり、もしくはは關中に役務があつて派遣されていて、縣・道のそれぞれ所屬の官が嚴正に納棺を檢閲し、禁制品をないようにせよ。令もしくは丞の印で棺を封印

し、印の文を關に告げ、關は封が完全であれば出關させ、検査はしない。棺の中に禁制品があれば、納棺の檢閲及び封印……」

【注】

①不幸死…三二〇～三二三簡注⑤参照。

②關外…關中以外の地域。

三年冬、徙函谷關於新安。以故關爲弘農縣。「應劭曰、時樓船將軍楊僕數有大功、恥爲關外民、上書乞徙東關、以家財給其用度。武帝意亦好廣闊、於是徙關新安、去弘農三百里。」〔漢書〕武帝紀（元鼎三年）

③索…七六簡注③参照。

④不宜…

今釋宜建而更選於諸侯及宗室、非高帝之志。更議不宜。〔史記〕孝文本紀）

⑤具爲令…皇帝の意向を示す制の末尾の文言。皇帝の意向を法制化するよう指示するもの。この後に意向を受けた官僚の答申があり、「制曰可」が續いて令となる。

又曰、老者非帛不煖、非肉不飽。今歲首、不時使人存問長老、又無布帛酒肉之賜、將何以佐天下子孫孝養其親。今聞吏稟當受鬻者、或以陳粟、豈稱養老之意哉。具爲令。〔師古曰、使其備爲條制。〕〔漢書〕文帝紀）

⑥宦…一八四簡注①参照。

⑦徭使…吏や民が役務のために派遣されること。四二一～四二五簡注⑨参照。

⑧有事…用務があること。二二一～二二二簡注⑨参照。

⑨□…整理小組は「不幸死」と釋すが、見えない。

⑩視…本條注⑫に引いた『漢書』高帝紀には「長吏視葬」とある。

賜物及當粟鬻米者、長吏閱視、丞若尉致。〔漢書〕文帝紀）

⑪禁物…禁制品。漢代の關外持ち出し禁制品は七六簡解説参照。孝文十年、侯九嗣、二十二年、孝景中二年、坐寄使匈奴買塞外禁物、免。〔漢書〕高惠高后文功臣表）

盜官兵持禁物蘭越于邊關傲亡逐捕未得它案驗未竟（居延簡 EPT 68・23）

⑫櫛櫛…棺。

十一月、令士卒從軍死者爲櫛、歸其縣、縣給衣衾棺葬具、祠以少牢、長吏視葬。〔應劭曰、小棺也、今謂之櫛。〕如淳曰、棺音貫、謂棺斂之服也。臣瓚曰、初以櫛致其尸於家、縣官更給棺衣更斂之也。金布令曰、不幸死、死所爲櫛、傳歸所居縣、賜以衣棺也。師古曰、初以櫛櫛、至縣更給衣及棺、備其葬具耳。不勞改讀音爲貫也。金布者、令篇名、若今言倉庫令也。〔漢書〕高帝紀（高祖八年）

⑬完封…

毀封、以它完封印之、耐爲隸臣妾。（16（賊律））

【解説】

關外の者が公務で關中にいた時に死亡すると、その柩が故郷に送られるが、關を出る時、中に禁制品が隠されていないか、開棺して検査されていた。この制度を改めるべきことが皇帝から命じられ、納棺時に縣道の官が檢閲、封印し、その封印が完全であれば關では開棺しない、という提案がなされている。五〇一簡に續く簡があり、そこに提案の續き、さらには皇帝の裁可が記されていたはずだが、失われている。

《五〇二一五〇三》(C 130・C 131)

九、相國下(上)①。内史書言、函谷關上女子前傳、從子雖不封二千石官、内史奏、詔曰、入、令吏以縣次送至徒所縣問、審有引書母怪

□等出②。●相國、御史復請、制曰可。

503 502

【譯】

九、相國のたてまつった内史の書に「函谷關から上申して「女子前傳從子雖不封二千石官」。内史が上奏したところ、詔で「入」とありました。吏に縣から縣へと順次移送させ、徙る所の縣に至らせませぬ。縣が問えば、しかと引書があり、怪しむところがなく……

…出させます。」●相國と御史大夫が再び申請します。制す。「可」。

【注】

①相國上内史書言…圖版ではあきらかに「下」に見えるが、意味からして「上」の誤記であろう。

②前…不明。ここでは女子の名と解釋する。

③女子前傳、從子雖不封二千石官…この部分は、意味が取りづらぬ。そもそも函谷關の上申の内容がどこまでかよく分からない。「字記號を考慮にいれるなら、「……二千石官」までがその内容とも考えられるが、それでは「雖も」が浮いてしまう。他にも「至徙所縣」までが上申の内容という意見、あるいは「函谷關、女子前傳を上げる」でまず切れる、という意見も出た。いずれにしてもその内容にはおそらく節略があり、具體的な状況はよくわからない。

④引書…整理小組《注釋》には「引、引見」とある。

⑤□等出…整理小組は五〇一簡と五〇二簡とを繋げて釋讀しているが、この二簡がつながるかどうかは不明である。五〇一簡では入關をめぐって問題が起こっているようであり、それが「等出」で括られるのも不可解なので、ここでは分けて譯しておく。

【解説】

注③に述べたとおり、解釋しにくい箇所があり、條文の内容は確としない。一人の女性が函谷關を通過するに際して問題が起こり、その取り扱いについて皇帝の裁可を仰いでいるようである。不明部分の「封」とは「封符」、すなわち通行證に印を押してそれを發效させることであり、女子(あるいは「從子」)の通行證に二千石官の印がないことが問題になっているのでは、という意見もあった。しかし「封」は別様にも解釋でき、「從子」が何を意味するのかも確としない。「徙る所の縣」とは、誰が、いかなる理由で徙ったところなのか、「引書」とは何なのか、といった點も不明である。

この詔はきわめて個別的、具體的な出來事にかんするもので、かつすでに一度皇帝の詔が下されているようである。それゆえに節略され、あるいは誤寫が起こっている可能性が疑われる。

《五〇四一五〇五》(C 138・C 139)

□、相國上中夫書、請中夫・謁者・郎中・執盾・執戟。家在關外者、得私置馬關中。有縣官致、上中夫・郎中、爲書告津關。來、復傳。津關謹閱出入。馬當復入不入、以令論。●相國、御史以聞、制曰可。

505

【譯】

…、相國のたてまつった中大夫の書に「中大夫・謁者・郎中・執盾・執戟の官に在職する者で、家が關外にある場合は、私的に馬を關中に置くことが許可されますようお願いいたします。國家の證明書があれば、中大夫・郎中に上申し、中大夫・郎中は文書を作って津關に告げる。来たならば、復傳…

津關では厳正に出入を檢閲する。馬がふたたび入關するべきであるのに、入關しなかったならば、令を用いて論斷させたいと思いません。」●相國・御史が奏上した。●制す。「可」。

【注】

①中大夫、謁者、郎中、執盾、執戟…中大夫、謁者、郎中は郎中令の屬官。ただし二年律令の秩律には、「漢中大夫令」と「漢郎中（令）」（四四〇～四四一簡、いずれも二千石）が見える。執盾、執戟は皇帝の近衛兵。

郎中令、秦官、掌宮殿掖門戶、有丞。武帝太初元年、更名光祿勳。屬官有大夫、郎、謁者、皆秦官。又期門、羽林皆屬焉。大夫掌論議、有太中大夫、中大夫、諫大夫、皆無員、多至數十人。〔漢書〕百官公卿表）

十二年四月、高祖崩。五月丙寅、太子即皇帝位、尊皇后曰皇太后。賜民爵一級。中郎、郎中滿六歲爵三級、四歲二級。外郎滿六歲二級。中郎不滿一歲一級。外郎不滿二歲賜錢萬。宦官尚食比郎中。謁者、執盾、執戟、武士、騶比外郎。…〔應劭曰、執盾、執戟、親近陛衛也。〕〔漢書〕惠帝紀）

②私置馬關中…圖版によれば、「置」は「買」と釋讀できるように見えるが、ここでは整理小組の釋讀に従っておく。

③致…津關令には「爲致告」という表現があり、同時に「爲質告居縣」（五一三簡）という句も見える。致は質に通じ、「質劑」の如きものであるとの説もある。いずれにせよ「致」とは證明書のようなものか。七四〇～七五簡注④「符致」も参照のこと。

盜出財物于邊關徼、及吏部主知而出者、皆與盜同法。弗知、罰金四兩、使者所以出、必有符致、毋符致、吏知而出之、亦與盜同法。（74～75（盜律））

十五、相國、御史請郎騎家在關外、騎馬節（即）死、得買馬關中人一匹以補。郎中爲致告買所縣道、縣道官聽、爲質（致）告居縣、受數而籍書馬職（讖）物、齒、高、上郎中。節（即）歸休、繇（徭）使、郎中爲傳出津關、馬死、死所縣道官診上。其詐（詐）貿易馬及僞診、皆以詐（詐）僞出馬令論。其不得□及馬老病不可用、自言郎中、郎中案視、爲致告關中縣道官、賣更買。●制曰可。（513～515（津關令））

④中大夫・郎中爲書告津關…

●丞相上魯御史書、請魯中大夫謁者得私買馬關中、魯御史爲書告津關、它如令。●丞相、御史以聞、制曰可。（521（津關令））

⑤復傳…歸途の際の通行證。  
初、軍從濟南當詣博士、步入關、關吏予軍繻。軍問、以此何爲。吏曰、爲復傳、還當以合符。軍曰、大丈夫西游、終不復傳還。棄繻而去。軍爲謁者、使行郡國、建節東出關、關吏識之、曰、此使者乃前棄繻生也。軍行郡國、所見便宜以聞。還奏事、上甚說。（〔漢書〕終軍傳）

【解説】

中大夫・謁者・郎中・執盾・執戟で家が關外にある者が、關中に馬を置く（あるいは買う）場合の手續きが提案されている。各人が「致」を入手して中大夫（令）・郎中（令）に申告し、そこから津關へと連絡が行った。

整理小組は五〇四簡と五〇五簡とを繋げて釋讀しているが、「復傳」とは注⑤に記した通り名詞であり、そのあとに「津關が……」を繋げて讀むのは難しい。ひとまず別々に譯出しておいた。

《五〇六～五〇八》（C 208・C 207・C 203）

□議、禁民毋得私買馬以出扞〔扞〕關、郎關、函谷、武關<sup>①</sup>及諸河塞津關。其買騎、輕車馬<sup>②</sup>、吏乘・置傳馬者<sup>③</sup>、縣各以所買

名<sup>④</sup>匹數告買所内<sup>⑤</sup>史・郡守、各以馬所補名爲久<sup>⑥</sup>馬、爲致告津關、謹以籍（籍）<sup>⑦</sup>、久案閱、出。諸乘私馬<sup>⑧</sup>入而復以出、若出而當復入者

出、它如律令。御史以聞、請許、及諸乘私馬出、馬當復入而死亡、自言在縣<sup>⑨</sup>官、診及獄訊<sup>⑩</sup>審死亡<sup>⑪</sup>、皆津關、制曰可<sup>⑫</sup>。

【譯】

……議に次のようにあります。「民が私的に馬を買って扞關、郎關、函谷關、武關および諸々の河塞津關を出ることができないようにしたいと思います。騎、輕車の馬や、吏の乘傳、置傳の馬を買った場合は、縣がそれぞれどこで買ったのかの名稱と頭數を、買った所の内史・郡守に告げ、内史・郡守は馬をどこに補充したのかの名稱で燒

印をつくり、馬に燒印を押し、證明書を作って津關に申告する。津關は簿籍と燒印とをもって嚴正に檢閲してから、出關させます。およそ私馬に乗って入關し、ふたたび出關する、もしくは出關して再び入關すべき者は……

出だし、その他は律令のとおりにいたしたく存じます。」と。御史が奏上し、その許可を請うた。およびおよそ私馬に乗って出關し、馬がふたたび入關すべきなのに死んでしまったなら、當地の役所に自言し、役所は檢死し、訊問したところ間違いない死亡していれば、すべて津關（脱語？）……制す。「可」。

【注】

①扞關、郎關、函谷、武關……四九二簡注②參照。

②騎輕車馬……騎馬や輕車の馬。秩律（四四五簡）に「中輕車」「郡輕車」が見える。騎馬を買うことは、居延簡にもみられる。

夏六月、御史大夫韓安國爲護軍將軍、衛尉李廣爲驍騎將軍、太僕公孫賀爲輕車將軍、大行王恢爲將屯將軍、太中大夫李息爲材官將軍、將三十萬衆屯馬邑谷中、誘致單于、欲襲擊之。（漢書）武帝紀（元光二年）

元延二年七月之西居延令尙承忠移過所縣道河津關遺亭長王豐以詔書買騎馬酒泉

敦煌張掖郡中當舍傳舍從者如律令／守令史詡佐慶 七月丁亥出（居延簡 170・3A）

③吏乘置傳馬……吏の乘傳・置傳の馬

橫懼、乘傳詣雒陽。「如淳曰、律、四馬高足爲置傳、四馬中足爲馳傳、四馬下足爲乘傳、一馬二馬爲軺傳。急者乘一乘傳。師古曰、傳者、若今之驛、古者以車、謂之傳車、其後又單置馬、

謂之驛騎。傳音張戀反。」〔漢書〕高帝紀)

□□□□□□諸□□及乘置、乘傳者□□、皆毋得以傳食焉。(211  
(傳食律))

其有事焉、留過十日者、粟米令自炊。以詔使及乘置傳、不用此  
律。(234~235 (傳食律))

④所買名・買入先の名。馬の購入地については、すぐ後に「買所」  
とあるのがそれに當ると考えられる。「所買」については後  
段の「所補」(補充先、配屬先)との關係から「買入先」と  
譯しておく。一方で「購入の名目」―すなわち騎馬に充て  
るのか、傳馬に充てるのか等々―を意味するのではないかと  
いう別案も出た。また五〇六簡と五〇七簡が續かない可能  
性も捨てきれない。

⑤久・燒印。五二簡注②参照。馬の燒印の實物としては「日庚都萃  
車馬」の印が挙げられる(『有鄰館精華』(藤井齊成會、一九  
九二年)リストNo.37)。配屬先を示すための燒き印であ  
る。『唐會要』卷七二「諸監馬印」は諸監の馬に、成長段階  
や馬の善し悪し、配屬場所に応じてどのような燒き印が押  
されたのかを記す。續く「諸蕃馬印」からは產地ごとに押さ  
れる燒き印が異なっていたことが知られる。

縣、都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡虫之。(秦律十八  
種86~88 『睡虎地』の注釋は「久、讀爲記、識指官有器物上  
的標志題識」とする。)

⑥籍・籍書。

□、制詔御史、其令諸關、禁毋出私金□□。或以金器入者、關  
謹籍書、出復以閱、出之。籍器、飾及所服者不用此令。(493 (津  
關令))

十五、相國、御史請郎騎家在關外、騎馬節(即)死、得買馬關  
中人一匹以補。郎中爲致告買所縣道、縣道官聽、爲買(致)告  
居縣、受數而籍書馬職(職)物、齒、高、上郎中。節(即)歸  
休、縣(徭)使、郎中爲傳出津關、馬死、死所縣道官診上。其  
詐(詐)貿易馬及偽診、皆以詐(詐)偽出馬令論。其不得□及  
馬老病不可用、自言郎中、郎中案視、爲致告關中縣道官、賣更  
買。●制曰可。(513~515 (津關令))

⑦私馬

兩軍之出塞、塞閱官及私馬凡十四萬匹、而復入塞者不滿三萬  
匹。〔史記〕衛將軍驃騎列傳  
：(上略)：乘家所占畜馬二匹當傳舍從者如律令/掾勝胡卒史  
廣(居延簡 ERS 4 T 2 : 12 A)

⑧獄訊

移人在所縣道官縣道官獄訊以報之勿微逮徵逮者以擅移獄論  
(居延簡 ERS 4 T 2 : 101)  
操大怒、使人廉之、知妻詐疾、乃收付獄訊、考驗首服。〔後漢  
書〕方術傳 華佗)

⑨審死亡

神爵二年十一月癸卯朔乙丑縣泉畜夫□□敢言之爰書廐御千乘  
里崎利課告曰所葆養傳馬一匹騾牡□□□□□□□□□□爲六尺  
一寸□□□□送□匹五乘至莫安病死即與  
御張乃始治定藥期馬死□定母病□□素□病死審證之它如爰  
書敢言之(敦煌簡 D1301)

⑩御史以聞、請許、及皆津關、制曰可：この一文は「御史以聞  
し、許されんことを請う。制して曰く可。」と續くのが自然  
で、間にはさまる「及津關」の部分、このままでは御史

の奏上のなかに収まらない。整理小組が「皆」の下に脱語の疑い有りとするおとり、文章自體が意味をなさないところもある。この一文には大きな脱語があるか、あるいは全體が他所から紛れ込んだものと考えられる。

【解説】

五〇六簡と五〇七簡は接續するものとして譯出した。某官の「議」―簡頭を缺き、いずれの官であるかは不明。次の五〇九〇五一一一簡では「相國の議」が冒頭に擧げられる―が記され、まず民間人が關中で馬を私的に買い、關外に持ち出すことが禁じられる。軍用の馬や傳馬を購入することは認められるが、その際に踐み行うべき手續きが續いて提案される。關外の、馬を買った縣は、購入先と頭數を購入した場所の内史・郡守に報告する。内史・郡守はそれを承けて、馬がどこに補充されるのかを記した焼き印を作り、馬に押し、同時に津關に證明書が送られる。津關はそれらを参照して馬の出關をチェックする。

五〇七簡の後半「諸乘私馬人」以下は、私馬で關を出入する際の手續きに話が變わっているようだが、五〇八簡に繋げると、一體何を規定しようとしているのか、判然としない。ここでは接續しない可能性があると見て、別々に譯出した。

五〇八簡は上奏の末尾部分で、御史が皇帝に奏上し、制可されている。注でも述べたとおり、「及津關」の部分は讀みにくい。その内容は、私馬に乗って出關し、再び入關する前に馬が死亡した場合に關わるものである。馬が死んだならば、持ち主は官にそれを報告し、官の檢死や取調を経て、確かに馬が死亡したことを證明されねばならない。馬を關外に持ち出して賣り、歸途に入關するとき

は馬は死んだと偽る、といった犯罪を防止するための措置であろう。居延漢簡には官有の家畜が死んだ際の死亡證明書があり、注⑧に引いた簡がその一例である。「騎士死馬爰書」(居延漢簡二・二)なる爰書が作成されたことも知られている。

兵馬の出入について、唐代の類例を擧げておく。  
 準令、兵馬出關者、依本司連寫敕符勘度。入關者、據部領兵將文帳檢入。(『唐律疏議』衛禁29 疏議)

《五〇九〇五一一》(C 211・C 212・C 殘007+C 206 B)

十二、相國議、關外郡買計獻。馬者、守各以匹數告買所内史。郡守、謹籍馬職(識)物、齒、高、移其守、及爲致告津關、案閱

津關謹以傳案、出入之。詐僞出馬、當復入不復入、皆以馬買(價)訛過平令論、及賞捕告者。津關吏卒、乘塞者智(知)弗告効  
 509  
 與同罪、弗智(知)、皆贖耐。●御史以聞、制曰可。  
 511

【譯】

十二、相國の議に次のようにあります。「關外の郡が上計時の獻上のための馬を買った場合は、郡守はそれぞれ馬の頭數を買った所の内史・郡守に告げ、内史・郡守は嚴正にその馬の標識、年齢、高さを記録し、郡守におくり、證明書を作って津關に告げ、津關はそれを審査檢閲し……

……津關は傳をもとに嚴正に審査し、馬を出入させる。僞って馬を出したり、ふたたび入關すべき馬が歸ってこなかったならば、いずれも馬買訛過平令で論斷し、捕えたり告したりした者を賞します。



津關の吏卒、塞を守る吏卒で、知っているながら告効しなかったならば與同罪、知らなかったならば、いずれも贖耐とします。●御史が奏上した。制す。「可」。

【注】

①計獻…上計の際の獻上品。

漢時謂郡國送文書之使爲計吏、其貢獻之功與計吏俱來、故謂之計借物也。〔禮記〕射義 正義

朝而發幣於公卿如今計獻詣公府卿寺。〔疏〕朝於天子、獻國之所有、亦發陳財幣於公卿之府寺。如今者、如晉時諸州年終遣會計之吏獻物於天子、因令以物詣公府卿寺。〔春秋左氏傳〕隱公七年注

②識物…四九八〜四九九簡注②參照。

③齒、高…年齢と高さ。馬の特徴を記した籍書については敦煌縣泉置簡に「傳馬名籍」と名づけられた一連の簡がある（縣泉置簡 V 1610 ③：10〜20 粹九七）。

御史大夫縮奏禁馬高五尺九寸以上齒未平、不得出關。〔服虔曰、馬十歲、齒下平。〕〔漢書〕景帝紀

④馬賈訛過平令…馬の評價額を偽ることを禁じた令か。「過平」は評價額を過ぎること。

〔梁期侯〕侯當千嗣、太始四年、坐賣馬一匹賈錢十五萬、過平、臧五百以上、免。〔漢書〕景武昭宣元成功臣表

⑤吏卒乘塞…

傳令關令論、及所爲傳者。縣邑傳塞、及備塞都尉、關吏、官屬、軍吏卒乘塞者。其□□□□□□日□□牧□□塞郵、門亭行書者得以符出入。●制曰可。(490〜491〔津關令〕)

【解説】

整理小組は五〇九簡と五一〇簡とを繋げるが、「津關はそれを審査檢閲し、津關は傳をもとに嚴正に審査し」と「津關」が繰り返されるのは不自然である。接續しないものと見て、別々に譯出した。

五〇九簡は關外の郡が關中で獻上馬を購入する際の手續きを提案するもの。購入した馬の特徴が購入した所の内史・郡守によって記録され、津關に證明書が送られた。以下、それに續く簡がないので確としないが、獻上用に關中で買われた馬が、なぜ關を通過して移動することになるのか、腑に落ちない点もある。

五一〇〜五一二簡は上奏分の後段で、偽って馬を關外に出したり、戻ってくるべき馬が戻ってこなかった場合の科罰が提案され、御史の奏上を経て、裁可されている。前段を缺き、また「馬の價格が平價を超えていた場合の令」というのも、如何なるものであったのか分からず、不明な部分が残る。

《五一二》(C 209)

十三。相國上内史書言、諸以傳出入津關而行□子□未盈一歲、與其母偕者、津關謹案實。籍書出入。●御史以聞。制曰可。

【譯】

十三。相國が奉った内史の書に「およそ傳をもって津關を出入して、行□子□一歲未滿で、その母と同行する場合は、津關は嚴正に籍書を檢閲して、出入させたく存じます」と。●御史が奏上した。制す。「可」。

【注】  
①借…同行する。

謀借盜而各有取也、并直(值)其臧(贓)以論之。(58) (盜律)之、它如獄。●講曰、十月不盡八日爲走馬魁都庸(備)、與借之咸陽、入十一月一日來、即踐更、它如前。(奏讞書) ① 11) 狐皮、狐皮卅五枚(裁)、狸皮廿五枚(裁)、犬皮十二枚(裁)借出關、關并租廿五錢、問各出幾何。得曰、狐出十二【錢】七十二分【錢】十一、戎出八【錢】七十二分【錢】卅(四十)九、犬出四分【錢】十二。術、并賈爲法、以租各乘賈爲賈。(算數書 36 + 37)

可謂匿面。匿面者、藉秦人使、它邦耐吏・行旆與借者、命客吏曰匿、行旆曰面。(法律答問 204)

②案實

墨辟疑赦。其罰百錢。閱實其罪。「傳、閱實其罪、使與罰各相當。」(尚書) 呂刑)

參素與洛陽令祝良不平、良聞之、率吏卒入太尉府案實其事、乃上參罪、遂因災異策免。(後漢書) 龐參傳)

□□候長寫移書到趣實籍部中移□(敦煌簡 D 1675)

【解説】

「諸」より「與」までの部分は簡の左半を欠き、釋讀できない文字があるので、條文の内容もはっきりしない。母に連れられた乳兒が關津を出入する際の手續きを定めたものと思しい。

《五一三・五一四・五一五》(F 99・F 98・F 97)

十五。相國、御史請郎騎家在關外、騎馬節(卽)死、得

買馬關中人一匹以補。郎中爲致告買所縣道、官聽、爲實。致告居縣。受數而籍書 513

馬職(讖)物、齒、高、上郎中。節(卽)歸休、詔

(後)使、郎中爲傳、出津關。馬死、所縣道官診上。其詐(詐)買易馬及僞診、皆以詐(詐)僞出馬令論。其

不得□及馬老病不可用、自言郎中、案視、爲致告關中

縣道官、賣更買。●制曰可。 514

十五。相國、御史が申請いたします、「郎騎のうち家が關外にある

【譯】

者は、騎馬がもし死んだなら、馬を關中で一人に一匹を買って補うことができる。郎中は文書を作成して馬を買う所の縣道に報告し、縣道の官はそれを受理し、證明書を作成し、居住している縣に報告する。名籍を受けて、馬の讖物・年齢・高さを記録して、郎中に報告する。もし歸休、徭使するときには、郎中が傳を作成し、津關から出させる。馬が死ねば、死んだ所の縣道官は檢分して報告する。詐って馬を賣買するか僞って檢分したならば、いずれも「詐僞出馬令」によって論斷する。…を得られない、及び馬が老病で使用できないならば、郎中に自言し、郎中は查察して、文書を作成し關中の縣道官に報告し、賣ってあらためて買うことにしたい」と。●制す。「可」。

【注】

①郎騎…整理小組は「郎騎、充任軍騎的郎。」とする。

郎掌守門戶、出充車騎、…(漢書)百官公卿表)

是時、楊喜爲郎騎、追羽、羽還叱之、喜人馬俱驚、辟易數里。

〔漢書〕項籍傳)

- ② 家在關外・五〇〇、五〇四簡(津關令)にも見える。
- ③ 以補・補充する。五〇七簡も参照のこと。

□□以補一馬□

□直平可以補一馬□

□時病不□□(居延簡101・4B)

- ④ 郎中・整理小組はこの郎中は郎中令のことを指すとす。
- ⑤ 爲致・「致」は五〇四〜五〇五注③を参照のこと。

- ⑥ 告買所縣道

名匹數告買所內史、郡守、內史、郡守各以馬所補名爲久久馬、爲致告津關、津關謹以籍(籍)、久案閱、出。諸乘私馬入而復以出、若出而當復入者、(507(津關令))

十二、相國議、關外郡買計獻馬者、守各以匹數告買所內史、郡守。內史、郡守謹籍馬職(讖)物、齒、高、移其守、及爲致告津關、津關案閱、(509(津關令))

- ⑦ 質

以質劑結信而止訟。「質劑、謂兩書一札而別之也。若今下手書言保物要還矣。」〔周禮〕地官(司市)

- ⑧ 居縣・二八二簡注⑭参照。
- ⑨ 數・一七六〜一七七簡注③参照。

夫有罪、妻告之、除于收及論。妻有罪、夫告之、亦除其夫罪。

● 母夫、及爲人偏妻、爲戶若別居不同數者、有罪完春・白粲以上、收之、母收其子。內孫母爲夫收。(176〜177(收律))

- ⑩ 馬識物

□、御史請諸出入津關者、詣人傳□□吏(？)里□長物色□瑕見外者及馬職(讖)物關舍人占者、津關謹閱、出入之。縣官馬

勿職(讖)物者、與出同罪。● 制曰、可。(498〜499(津關令))

- ⑪ 歸休・二三七簡注③参照。
- ⑫ 徭使・四一一〜四一五簡注⑨参照。
- ⑬ 爲傳・傳を作成、發行すること。二二九〜二三〇簡(傳食律)、四八八〜四九一簡(津關令)に見える。
- ⑭ 診・九三簡注②参照。諸事項・狀況の確認もしくは検分。
- ⑮ 貿易・「買買」「買賣」といった語が二年律令には見える。二六一簡注⑩、三二二簡注②も参照のこと。

- ⑯ 得母有侵假藉貸錢財物以惠貿易器
- ⑰ 簿不買賣衣物刀劍衣物客吏民所 證所言它如爰書敢言之

(居延簡EPT.57: 97)

諸妄認公私田、若盜買賣者、一畝以下答五十、五畝加一等。過杖一百、十畝加一等、罪止徒二年。〔疏議曰、妄認公私之田、稱爲己地、若私竊貿易、或盜賣與人者、一畝以下答五十、五畝加一等〕、二十五畝有餘、杖一百。〔過杖一百、十畝加一等〕、五十五畝有餘、罪止徒二年。〕〔唐律疏議〕戶婚17)

- ⑱ 案視

而札書得、必謹案視、參驗者、卽不法、止詰之。(墨子)號令)

【解説】

郎騎は自分の騎馬が死んだならば、關外出身の者であっても、關中において馬を購入することができた。ただしその手續きは複雑で、郎騎が關中の縣で馬を購入する際には、豫め上司である郎中令から購入場所の縣に證明書が送られる。購入場所に現れた郎騎が、確かに馬の購入を許された者であることを保證するためであろう。購入先の縣からは郎騎が現在居住する縣に證明書が送られる。これ

は郎騎のつれてゐる馬が、正當に購入されたものであることを保證するためと考えられる。同時に馬の身體的特徴などが郎中令に報告された。

關外出身者ゆえに、その郎騎が歸郷する際には津關を通過することになるが、その際には郎中令から通行證が発行された。

馬が死亡した際には、死亡した場所の縣道が檢分する。五〇八簡と同様の檢死が行われ、確かに馬が死亡したことが確かめられたのである。死なないうまでも、馬が年老いて使い物にならなくなったならば、郎中令がそれを確かめた上で、買い換えることができた。こうした規定に従わず、偽って馬を賣買した場合、あるいは檢死で不正を働いた場合には、「詐偽出馬令」で罰せられた。

《五一六・五一七》(F 96・F 187)

十六。相國上長沙丞相書言、長沙地卑濕、不宜馬。置

缺。不備一駟、未有傳馬、請得買馬十、給置傳、以爲

恆。●相國、御史以聞、請

許給買馬。●制曰可。

517

516

【譯】

十六、相國が奉った長沙丞相の書に「長沙の地は低濕であるので、馬には適しておりません。置には不足があつて駟馬を一組すら揃えることができず、まだ傳馬はありません。馬十匹を買い、置傳に供給し、それを常制とされますように」と。相國、御史が奏上し、買った馬を供給することが許されるよう申請した。制す。「可」。

【注】

①長沙丞相：高祖五年に封ぜられた、吳芮の長沙王國の丞相。

②長沙地卑濕：

漢賈誼服鳥賦曰、誼爲長沙王傳三年、有服飛入誼舍、止於坐隅。服似鴉、不祥鳥也。誼既以適居長沙。長沙卑濕。誼自傷悼、以爲壽不得長、而爲賦以自廣。(藝文類聚)卷九二・鳥部・服鳥)

③不宜馬：

馬郡宜馬、代君以善馬奉襄子。(呂氏春秋)長攻)

隋開皇中、文帝大議伐陳、江南下濕、特不宜馬、不逾周年、竝當死盡、然終不爲彼用。(通典)兵典十四)

④置缺：後世の、機關としての「置」とは異なるものか。

私財物馬一匹駟牡左剽齒七歲高五尺九寸 補懸泉置傳馬缺 (懸泉置簡 VDX T 1610 ② 011 粹 97)

私財物馬一匹駟牡左剽齒七歲高五尺九寸 補懸泉置傳馬缺 (懸泉置簡 VDX T 1610 ② 019 粹 97)

⑤駟：四頭だて馬車用の、四頭の馬。

遺詔賜諸侯王列侯馬一駟。「師古曰、八匹也。」(漢書)景帝紀)

橫懼、乘傳詣雒陽。「如淳曰、律、四馬高足爲置傳、四馬中足爲馳傳、四馬下足爲乘傳、一馬二馬爲軺傳。急者乘一乘傳。師古曰、傳者、若今之驛、古者以車、謂之傳車、其後又單置馬、謂之驛騎。傳音張戀反。」(漢書)高帝紀)

秦世舊有廐置、乘傳、副車、食厨。漢初承秦不改、後以費廣稍省。故後漢但設騎置而無車馬、而律猶著其文、則爲虛設、故除廐律、取其可用合科者、以爲郵驛令。(晉書)刑法志引「魏律序略」)

⑥馬十…圖版をみると、「十」はあるいは「中」と釋すべきか。その釋讀するならば、五二〇簡に「請得買馬關中」とあるのを參考にして、「關」の字が脱漏したと見なし、「馬を關中で買うことができるように求める」と解釋すべきであろう。「關」の脱漏を想定せねばならなくなるので、「十」とひとまず讀んでおいたが、十匹の馬を購入するためにわざわざ皇帝の裁可を受けるというのも不自然である。「關」中」と讀むならば、關中の馬の出關を厳しく管理する他條を鑑みて、皇帝の裁可が求められているのも理解できる。

⑦以爲恆

專以射爲戲、竟死。「索隱、謂終竟廣身至死、以爲恆也。」〔史記〕李將軍列傳)

【解説】

長沙における馬の不足を補うため、馬の購入が申請され、認められている。

本條は、注⑥でも觸れた問題の他、幾つかの點で解釋が分かれた。まず「不宜馬」。注に引いた『呂氏春秋』を參考にすると、これは馬の成育に適さない、との意で、それゆえに置の馬が不足しているものと讀むことができる。だが、「不宜馬」は馬での交通に適さない、の意で、それゆえに置傳の設備が整っていない、という案も出た。また「置」について、漢初にはまだ機關名としての「置」が見えないことから、「配置」「配置された」という方向で讀む案、あるいは「不宜馬置、缺不備一駟」と句讀し、「馬の配置に宜しからず」と讀むべきだという意見も出た。

文中、「駟」は通常の傳馬とは區別されているように讀める。龍崗

秦簡に、  
騎作乘輿御、騎馬於它馳道、若吏【徒】  
とあり、騎乗用の馬を車に駕すことを禁じた條文であろうと推測されている。馬車用の馬は特別な訓練を受け、他とは區別されたのであろう。

《五一八》(F 59)

相國上南郡守書言、雲夢、附竇園一所在胸忍界中。任徒治園者出人(人)扞(扞)關、故巫爲傳、今不得。請以園印爲傳。扞(扞)關聽

【譯】

…、相國が奉った南郡守の書に「雲夢官には竇園一所が附屬していて、胸忍縣の界中にあります。保證された徒で園にて作業する者が扞關を出入するときは、もとは巫縣が傳を發行していましたが、今はできません。園の印で傳を發行できるようお願いいたします。扞關は…を受理し…」と。

【注】

①雲夢…「雲夢官」のことであろう。「雲夢」は四六一簡(秩律)にみえる。

②胸忍…

胸忍、容母水所出、南(入江)。有橋官・鹽官。〔漢書〕地理志上(巴郡條)

③任徒…「任」とは人物を保證して推薦すること。二二〇注①參照。「任徒」とはそうした保證人のいる刑徒のことか。

④ 扞關…四九二簡注②參照。

⑤ 巫…

巫、夷水東至夷道入江、過郡二、行五百四十里。有鹽官。「應劭曰、巫山在西南。」〔漢書〕地理志上 南郡條)

⑥ 爲傳…傳を發行すること。

【解説】

寶園なる禁苑で役務に就く刑徒が、扞關を出入する際、そのための通行證を寶園でも發行できるように求めている。寶園のある胸忍縣は扞關からさらに長江を遡った地點にあり、巫縣は扞關のすぐ東に位置する。

《五一九》(C 206 A + C 186)

廿一。丞相<sup>①</sup>上長信詹事<sup>②</sup>書、請湯沐邑<sup>③</sup>。在諸侯屬長信詹事者、得買騎、輕車、吏乘、置傳馬<sup>④</sup>關中<sup>⑤</sup>、比關外縣。丞相、御史以聞、●制<sup>⑥</sup>。

【譯】

廿一、丞相が奉った長信詹事の書に「湯沐邑が、諸侯のところにあリ、長信詹事に屬している場合には、騎、輕車、吏の乘傳、置傳の馬を、關中で買うことができること、關外の縣と同様であるようお願いいたします」と。丞相、御史が奏上した。制…

【注】

① 丞相…整理小組は、漢高祖九年に丞相が相國に改められ、惠帝・高后時になって左右丞相が置かれたことから、この令

は惠帝・呂后時のもので、「相國」が見える条文はそれより前に頒布された可能性がある、と指摘する。「高祖九年」とするのは百官表下にみえる蕭何の記事に據るもので、百官表上では、高祖十一年に相國と改名したとある。また百官表下では惠帝五年に相國曹參が死に、翌年王陵を右丞相、陳平を左丞相としたとある。

② 長信詹事…四四〇簡(秩律)では「二千石」官の中に見える。

長信詹事、掌皇太后宮。〔漢書〕百官公卿表)

③ 湯沐邑

其以沛爲朕湯沐邑、復其民、世世無有所與。「師古曰、凡言湯沐邑者、謂以其賦稅供湯沐之具也。」〔漢書〕高帝紀注)

④ 騎、輕車、吏乘、置傳馬…五〇六簡注③參照。

⑤ 得買馬關中…

十五、相國、御史請郎騎家在關外、騎馬節(即)死、得買馬關中人一匹以補。…(下略)…(513 (津關令))

⑥ 制…整理小組は「詔」と釋しているが、圖版により改める。

【解説】

長信詹事に屬する湯沐の邑、すなわち皇太后の湯沐の邑で諸侯の地にあるものは、關外の縣と同じように、關中で馬を購入できることと認められている。「諸侯に在る」とは、すなわち關外にあることを意味するのであろうが、確としない。

《五二〇》(C 205)

廿二、丞相上魯御史書言、魯侯、居長安、請得買馬關中。  
● 丞相・御史以聞。制曰可。

【譯】 廿二、丞相が奉った魯の御史の書に、「魯侯は長安に居住しており、馬を關中で購入できるようにお願いいたします」と。●丞相、御史が奏上した。制す。「可」。

【注】

①魯侯・張偃。魯元公主の子で、呂太後の外孫。年少の故に呂太后の時には長安に居住しており、父の張敖の前姫（婦）の子、侈と壽が列侯に任じられ補佐していた。整理小組は『史記・漢興以來諸侯王年表』載、惠帝七年初置魯國、呂后元年爲魯王張偃元年。張偃爲趙王張敖子、呂后外孫、參見『漢書・張耳陳餘列傳』とする。

呂太后立敖子偃爲魯王、以母爲太后故也。又憐其年少孤弱、乃封敖前婦子二人、壽爲樂昌侯、侈爲信都侯。高后崩、大臣誅諸呂、廢魯王及二侯。孝文即位、復封故魯王偃爲南宮侯。〔漢書〕張耳傳）  
高后爲外孫魯元王偃年少、蚤失父母、孤弱、酒封張敖前姫兩子、侈爲新都侯、壽爲樂昌侯、以輔魯元王偃。〔史記〕呂太后本紀）

當是時、濟川王太・淮陽王武・常山王朝名爲少帝弟、及魯元王呂后外孫、皆年少未之國、居長安。（同前）

張偃は「魯王」であるが本條文には「魯侯」とある。「侯」といえば『史記』『漢書』では列侯や關内侯を指し、諸侯王は王と呼ばれている。そうした呼稱の區別は、二年律令以後に成立したもののなか。それともこの「魯侯」は、魯王の補佐をしている二人の列侯のどちらかなのであろうか。

【解説】

魯王張偃が必要とする馬を關中で購入できるように求め、それが認められている。この簡に續いて、魯の中大夫・謁者と魯の郎中とが關中で馬を私的に購入することを認める制詔が配列されている。本條が「廿二」という番號を持つのに對して、以下の制詔では冒頭に圈點が打たれるかたちになっている。

《五二二》（C 201）

●丞相上魯御史書、請魯中夫・謁者得私買馬關中、魯御史爲書告津關、它如令。●丞相、御史以聞。制曰可。

【譯】

●丞相が奉った魯の御史の書に、「魯の中大夫・謁者が私用で馬を關中で購入できるようにし、魯の御史が文書を作成して津關に告げ、他は令の規定のとおりにするよう、お願いいたします」と。●丞相、御史が奏上した。制す。「可」。

【注】

①魯中大夫・謁者：

屬官有大夫・郎・謁者、皆秦官。…大夫掌論議、有太中大夫・中大夫・諫大夫、皆無員、多至數十人。…謁者掌實讀受事、員七十人、秩比六百石。〔漢書〕百官公卿表 郎中令條）  
有太傅輔王、內史治國民、中尉掌武職。丞相統衆官、群卿大夫都官如漢朝。（同 諸侯王條）

文獻史料には魯の中大夫は見えないが、『漢書』荆燕吳傳に吳王の使者となった「中大夫應高」、楚元王傳に「穆生、白

生、申公を中大夫とした<sup>①</sup>こと、高五王傳に齊王の使者となつた「路中大夫」、韓安國傳に、安國は梁の孝王に仕えて中大夫となつたことが見える。

【解説】

魯の中大夫・謁者に關中での馬購入を認めたもの。漢の中大夫・謁者で、家が關外にある者が馬を關中で私買する場合の手續きが五〇四簡に見える。

《五二二》(F 95)

●丞相上魯御史書、請魯郎中自給馬騎、得買馬關中、魯御史爲傳、它如令。●丞相・御史以聞。制曰可。

【譯】

●丞相が奉つた魯の御史の書に、「魯の郎中が自ら馬騎を支給する際には、馬を關中で購入できるようにし、魯の御史が傳を作成し、他は令の規定のとおりにするようお願いいたします」と。●丞相・御史が奏上した。制す。「可」。

【解説】

魯の郎中に關中での馬購入を認めたもの。漢の郎騎で、家が關外にある者が馬を關中で購入する場合の手續きは五二三〜五二五簡に見える。

《五二三〜五二四》(C 204・C 197 B)

廿三、丞相上備塞都尉書、請爲夾谿河置關、諸漕上下河

中者、皆發傳、及令河北縣爲亭、與夾谿關相直。●關出入、越之、及吏卒主者、皆比越塞關關令。●丞相・御史以聞。制曰可。524

【譯】

廿三、丞相が奉つた備塞都尉の書に、「夾谿河置關をつくり、およそ漕運して黄河を上下する者は、いずれも傳を開封し、及び河の北側の縣に亭をつくらせて、夾谿關と對置させる。●みだりに出入したり、これを越えたりすること、および吏卒の擔當者は、いずれも越塞關關令になぞらえて處理するようお願いいたします」と。●丞相・御史が奏上した。制す。「可」。

【注】

- ①備塞都尉・四四〇簡(秩律)、四九〇簡(津關令)に見える。
  - ②夾谿河置關・整理小組は「夾谿關在今陝縣、位於黄河之南、其北爲西漢河北縣」とするが、陝縣と前漢の河北縣(屬河東郡)は、東西に離れており、黄河をはさんで向かい合った位置にはない。「夾谿河置關」と「夾谿關」は同じものであるから、ここでは「夾谿河置關」で一つの固有名詞としておくが、「夾谿河のために關を置く」と讀むべきかもしれない。
  - ③發傳・通行證を開いてチェックすること。二二九簡注①參照。
  - ④相直・直面する、向かい合う。
- 陵至浚稽山、與單于相直、騎可三萬圍陵軍。軍居兩山間、以大車爲營。(『漢書』李陵傳)
- 疑匈奴更遣使至羌中、道從沙陰地、出鹽澤、過長阮、入窮水塞、南抵屬國、與先零相直。(『漢書』趙充國傳)



⑤越塞關關令…整理小組は「越塞關關令、即『津關令』第一條令之省稱。」という。

【解説】

河を挟んで關と亭を配置し、行き交う船舶の通行證をあらためることが備塞都尉から提案され、認められている。整理小組は「夾谿關」が陝縣に所在したとするが、明確な論據はなく、かつ黄河を挟んで陝縣の北にあるのは大陽縣であって、河北縣ではない。あくまで「夾谿關」が陝縣にあったとするのなら、「河北縣」は固有名詞ではなく、「河の北側の縣」を意味するものとして讀まねばならない。その一方で、「夾谿關」は陝縣ではなく、河北縣の南側（湖縣のあたり）にあったという可能性も残る。

《五二五》(C 202)

■津關令

【譯】

津關令

【解説】

津關關係の制詔が「津關令」としてまとめられる。元の制詔の姿を残しており、他の條文とははつきりと體裁が異なる。整理小組はこの唯一の「令」を「律」の後に据えるが、出土位置に注目するならば、津關令とされる諸簡はC、F群の中心部分よりはやや外側に比較的にまとまって並んでいる。

《五二六》(無號)

律令二十□<sup>①</sup>種

【注】

①二十□…現在残っている簡が、これで全てであるとすると、二年律令は全部で「二十八種」の律令からなる。

【解説】

全部で二十八の律令篇目が見えるので、缺字は「八」と推測されているが、失われた標題簡があるやもしれず、斷言はできない。寫真からはとうてい判讀できない。この簡は二年律令中で唯一出土番號をもたず、出土位置示意圖のうえでその出土位置を確かめることができない。

【附記】

本研究班に参加し、訳注作成に参加された班員は、以下の諸氏である。

井波陵一(京大・人文研・教授)、大川俊隆(大阪産業大・教養・教授)、門田明(ノートルダム女学院・教諭)、佐藤達郎(関西学院大・助教)、杉村伸二(関西大アジア文化交流研究センター・研究員)、杉本憲司(佛教大・文・教授)、角谷常子(奈良大・文・助教)、鷹取祐司(梅花女子大・非常勤講師)、高村武幸(学振特別研究員)、陳波(関西大・非常勤講師)、辻正博(滋賀医科大・助教)、富谷至(京大・人文研・教授)、永田英正(京大名誉教授)、馬場理恵子(京都女子大・博士課程)、藤井律之(京大・人文研・助手)、保科季子(京大・COE研究員)、宮宅潔(京大・人文研・助教)、目黒

杏子（京都府立大・博士課程）、森谷一樹（総合地球環境学研究所・研究員）、吉村昌之（神戸市生涯教育センター）、米田健志（学振特別研究員）、劉恒武（中国寧波大学・副教授）、鷲尾祐子（立命館大・非常勤講師）

【附表1】

《二年律令》秩律所見縣名表

秩律に見える縣名を、漢初における所屬郡を推則して整理したのが左の表である。周知の如く、『漢書』地理志（以下「志」と略稱）が示すのは前漢末における郡縣配置で、漢初のそれとは大きく異なる。整理小組は注釋のなかで、漢初における各縣の所屬にも言及し、前漢當初に置かれていたのはどの郡なのか、それらの郡を構成していたのはどの縣なのか、一定の見解を示している。その際、秩律では同じ郡に屬する縣がある程度まとめて並べられている、という理解が前提にあるように見受けられる。

左の表は、同一郡の縣がまとまって並んでいるという作業假説も含めて、基本的に整理小組に従い、漢初の郡名を挙げ、それぞれに屬する縣を仕分けした。だが整理小組注の一貫しない部分、従いかねる部分については、注記して改めたところもある。整理小組が「地望不詳」とする縣についても、いくつか獨自の見解を提示した。また各郡・縣の置かれた年、名稱の變更に關して、志を初めとした史書に引くべき記事が有れば、それも注記した。各縣名の後ろに付けた括弧内は、その縣名が見える簡の番號と、志における所屬郡である。

内史

京兆尹・左馮翊・右扶風はいずれも故の秦の内史で、高祖二  
年にそれぞれが渭南・河上・中地郡として分離されるも、九  
年に再び内史に統合される。弘農郡は「武帝元鼎四年置」（志）  
とされる。整理小組は志で弘農に所屬する縣も、析縣を除い  
ていずれも漢初は内史の所屬としているが、ここでは函谷關  
以東の縣は河南郡に收めた。

長安(443) 京兆尹 「長安 高帝五年置。惠帝元年初城、六年成。」  
 (志)、「漢儀注、高祖六年、更名咸陽曰長安。」〔史記〕高祖本紀索隱)  
 新豐(443) 京兆尹 「新豐 驪山在南、故驪戎國。秦曰驪邑。高祖七年置。」(志)  
 胡(447) 京兆尹 「湖 有周天子祠二所。故曰胡、武帝建元年更名湖。」(志)  
 下邳(448) 京兆尹  
 鄭(448) 京兆尹  
 華陰(448) 京兆尹 「華陰 故陰晉、秦惠文王五年更名寧秦、高帝八年更名華陰。…」(志)  
 鹽(藍)田(448) 京兆尹  
 櫟陽(443) 左馮翊 「二月、至長安。蕭何治未央宮…自櫟陽徙都長安。」〔漢書〕高帝紀下 高祖七年)  
 頻陽(443) 左馮翊 「頻陽 秦厲公置。」(志)  
 臨晉(443) 左馮翊 「臨晉 故大荔、秦獲之、更名。…」(志)  
 郃陽(443) 左馮翊  
 夏陽(447) 左馮翊 「夏陽 故少梁、秦惠文王十一年更名。…」(志)  
 雲陽(448) 左馮翊  
 重泉(448) 左馮翊  
 衙(448) 左馮翊  
 池陽(449-450) 左馮翊 「池陽 惠帝四年置。…」(志)  
 長陵(450) 左馮翊 「長陵 高帝置。…」(志)  
 武城(451) 左馮翊  
 翟道(451) 左馮翊  
 鄜(鄜) (459) 左馮翊

壞(襄)德(459) 左馮翊 史書には「懷德」としても現れる(「還定三秦、賜食邑懷德」〔漢書〕周勃傳)。だが圖版を見る限りでは、土に従うように見える。  
 槐里(443) 右扶風 「槐里 周曰犬丘、懿王都之。秦更名廢丘。高祖三年更名。…」(志)  
 好時(443) 右扶風  
 糜(448) 右扶風  
 杜陽(451) 右扶風  
 汧(451) 右扶風  
 美陽(459) 右扶風  
 安陵(452) 右扶風 整理小組は「屬平原郡」とするが、志の平原郡條に安陵縣は見えない。志の右扶風條に「安陵、惠帝置。莽曰嘉平」とある。  
 沫(451) 「沫」なる縣名は志に見えない。整理小組は「漆」(屬右扶風)の誤とする。  
 上雒(451) 弘農郡  
 商(451) 弘農郡

**河東郡** 秦置。(志)  
 楊(447) 河東郡  
 臨汾(447) 河東郡  
 蒲反(448) 河東郡  
 平陽(449) 河東郡  
 降(絳) (449) 河東郡  
 汾陰(451) 河東郡 「(高祖)六年、與蕭、曹等俱封、爲汾陰侯。」〔漢書〕周昌傳)

垣(454 河東郡)

灌(獲)澤(454 河東郡) 整理小組は「漢」と釋すが、圖版により改めた。志は「漢澤」につくる。

襄陵(454 河東郡)

蒲子(454 河東郡)

皮氏(454 河東郡)

北屈(454 河東郡)

屍(454 河東郡)

上黨郡 秦置。(志)

長子(449 上黨郡)

潞(454 上黨郡)

餘吾(454 上黨郡)

屯留(454 上黨郡)

壺關(454 上黨郡)

泫氏(455 上黨郡)

高都(455 上黨郡)

銅鞮(455 上黨郡)

涅(455 上黨郡) 志では「涅氏」につくる。

襄垣(455 上黨郡)

涉(沙)(454 魏郡) 魏郡は「高帝置」とされるが、整理小組は

「涉」に付けた注で、それが漢初には上黨郡に屬したことを推測し、魏郡を後置のものとするかの如くである。ただし武安

(454)・内黄・繁陽(455)への注では「屬魏郡」とし、見解が一定しない。暫く志で魏郡に屬す縣の殆どをここに收め、鄴・

館陰(陶)のみは河内郡に入れた。吳卓信『漢書地理志補注』

に、沙縣は三國時代以降「涉」縣と書かれるようになる、という指摘がある。

武安(454 魏郡)

内廣(黄)(455 魏郡)

繁(繁)陽(455 魏郡)

端氏(454 河東郡) 整理小組は漢初は上黨郡に屬したと推測する。

その前後に上黨郡所屬の縣が集中していることから判断したのであろう。

阿氏(454) 整理小組はこれを「隋氏」の誤とする。隋氏は志では

上黨郡の所屬で、確かにこの前後には上黨郡に屬す縣が並べられる。

河内郡 高帝元年爲殷國、二年更名。(志)

温(447 河内郡)

脩武(447 河内郡)

軹(447 河内郡)

河陽(455 河内郡)

汲(455 河内郡)

蕩陰(455 河内郡)

朝歌(455 河内郡)

野王(455 河内郡)

山陽(455 河内郡)

共(459 河内郡)

隆慮(459 河内郡)

鄭(鄴)(455 魏郡)

鄭は四四八簡にも見える。ここでは前後に河内郡所屬の縣が列擧されており、「鄴」を書き誤ったのではな

いか、と考えた。あるいは字跡自體、「鄴」と釋せるかもしれない。

館陰(陶)(459 魏郡) 「陰」は「陶」の誤記か。前後に河内郡所屬の縣が並ぶので、暫くここに收めた。

河南郡 故秦三川郡、高帝更名。(志)

雒陽(443 河南郡) 「雒陽 周公遷殷民、是爲成周。春秋昭公三十二年、晉合諸侯于狄泉、以其地大成周之城、居敬王。…」(志)

平陰(456 河南郡)

河南(456 河南郡)

緱氏(456 河南郡)

成皋(456 河南)

樊(樊)陽(456 河南郡)

卷(456 河南郡)

陽武(456 河南郡)

梁(456 河南郡)

密(458 河南郡)

苑陵(458 河南郡)

中牟(460 河南郡)

啓封(460 河南郡) 志には「開封」として見えるが、それは景帝劉啓の諱を避けたものと考えられる。睡虎地秦簡編年記にも

「卅二年、攻啓封」とある。

陳留(456 陳留郡) 陳留郡は志で「武帝元狩元年置」とされる。

整理小組も陳留への注で、それが漢初に河南郡に屬したと推測し、酸棗(457)への注では「屬河南郡」と斷言する。志で陳留郡に屬している縣(尉氏(458)は除く)は暫くここに收め

た。

酸棗(457 陳留郡)

圉(456 淮陽國) 淮陽國は志では高帝十一年の設置。整理小組は

王國所屬の縣が秩律に見える可能性を想定せず、おそらく圉の前に河南所屬の縣が多いことから、漢初は河南郡に屬したと推測する。

陝(455 弘農郡) 『史記』高祖本紀の高祖二年に「關外置河南郡」

とあるのに據り、以下の、弘農郡所屬で函谷關以東の縣は、漢初は河南郡に屬したものとした。

盧氏(455 弘農郡)

新安(455 弘農郡)

宜陽(455 弘農郡)

新城(成)(455) 「新城」なる縣は志には見えず、整理小組は「新

成」のこととする(「新城、惠帝四年置」)(志)。新城は志では河南郡に屬するものの、整理小組は漢初は内史の所屬とする。その前後に内史所屬の縣が並ぶためであろう。新城は「新城」と書かれることが多く、括地志にも「洛州伊闕縣在州南七十里、本漢新城也」(『史記』高祖本紀正義所引)として、河南

の「新城」縣への言及が見える。

索(460) 志には武陵郡條に索縣がある。一方と河南郡京縣の北に

索邑がある(與漢戰發陽南京・索間、)。『集解應劭曰、京、縣名、屬河南、有索亭。』正義括地志云、京縣城在鄭州發陽縣

東南二十里。鄭之京邑也。晉太康地志云鄭太叔段所居邑。發陽縣即大索城。杜預云成皋東有大索城、又有小索故城、在發陽縣北四里。京相璠地名云京縣有大索亭、小索亭、大小氏兄弟居之、故有小大之號。按、楚與漢戰發陽南京、索間、卽此三城耳

〔史記〕項羽本紀。判斷がつけにくい、四六〇簡には河南郡所屬の縣が幾つか見えるので、暫くここに置いた。

岐(456) 整理小組はこれを河南郡所屬の縣とするが、志には見えない。『史記』酈商傳に「沛公略地至陳留、六月餘、商以將軍四千人屬沛公於岐」とあり、岐が陳留周邊の地名であったことがわかる。秦封泥に「岐丞之印」なる印文があり、秦代にも縣が置かれていた。

東郡 秦置。(志)

『漢書』高帝紀下、高祖十一年條には「罷東郡、頗益梁、罷潁川郡、頗益淮陽」とあるものの、この時東郡・潁川郡の全域が梁國・淮陽國にくり込まれたわけではない。整理小組注も一貫して、漢初にも東郡・潁川郡は存在したという立場をとる。

漢(濮)陽(450 東郡)

陽平(454 東郡)

東阿(460 東郡)

聊城(460 東郡)

觀(460 東郡)

白馬(460 東郡)

東武陽(460 東郡)

荏平(460 東郡)

頓丘(460 東郡) 整理小組は楮丘と釋すが、圖版より改めた。

燕? (460 東郡) 四六〇簡の、觀の上の不明字を、整理小組は

「燕」ではないか、と推測する。志の東郡條に「南燕」縣があり、『後漢書』郡國志では「燕」縣となっている。

甄(鄆)城(460 濟陰郡) 志では濟陰郡に屬すが、濟陰は「故梁。

景帝中六年別爲濟陰國。宣帝甘露二年更名定陶」(志)とされる。整理小組はこれを東郡所屬と注しており、確かにこの前後には東郡所屬の郡が並ぶ。

潁川郡 秦置。高帝五年爲韓國、六年復故。(志)

陽翟(449 潁川郡)

成安(455 潁川郡) 志では陳留郡にも成安縣があり、いずれとも

判斷がつかず、暫くここに置いた。陳留所屬であれば、漢初には河南郡所屬の縣であったであろう。

陽城(458 潁川郡)

襄城(458 潁川郡)

偃(458 潁川郡)

郟(458 潁川郡)

尉氏(458 陳留郡) 整理小組は、他の陳留郡所屬の縣を漢初は河南郡に屬したものとするが、尉氏については潁川郡に屬したと推測する。前後に潁川所屬の縣が並んでいるためである。

潁(潁)陽(458 潁川郡)

長社(458 潁川郡)

許(458 潁川郡)

潁陰(460 潁川郡)

定陵(460 潁川郡)

舞陽(460 潁川郡)

鄆陵(460 潁川郡) 整理小組は「焉陵」と釋すが、圖版より改め

た。志は「僞陵」につくる。

汝南郡 高帝置。(志)

慎(448 汝南郡)

西平(457 汝南郡)

陽成(城)(457 汝南郡)

陽安(457 汝南郡)

朗陵(457 汝南郡)

女陰(460 汝南郡)

南陽郡 秦置。(志)

宛(447 南陽郡)

穰(447 南陽郡)

新野(448 南陽郡)

贊(449 南陽郡) 志は「鄆」につくる。沛郡の鄆條を参照。

鄆(457 南陽郡)

鄧(457 南陽郡)

比陽(457 南陽郡)

平氏(457 南陽郡)

胡陽(457 南陽郡)

祭(蔡)陽(457 南陽郡)

隋(457 南陽郡)

葉(457 南陽郡)

雒(457 南陽郡)

魯陽(457 南陽郡)

犇(犇)(457 南陽郡)

析(457 弘農郡) 整理小組は志で弘農郡に所屬する縣の殆どを

漢初は内史の所屬とするが、析縣に限っては南陽郡の所屬と

推測する。南陽郡との境界付近に所在すること、前後に南陽所屬の縣が並んでいること、がその理由であろう。

南陵(457) 南陵縣は志の京兆尹條に「南陵、文帝七年置」として見える。呂后の時代よりも後に新設された縣であり、かつ前に南陽郡所屬の縣が並ぶため、整理小組はこれを「春陵」(南陽郡)の誤とする。しかし南陽郡の春陵は、零陵郡の春陵侯が元帝の時に南陽に遷され、そこでも春陵侯と號したために生まれた地名である(『後漢書』光武帝紀注)。確かに京兆尹の南陵縣とするのは問題があり、南陽郡所屬の縣であれば筋が通るので、暫くここに收めるが、これを「春陵」の誤とすることはできない。包山楚簡一〇二には「：訟新都南陵大宰繇瘡」として南陵なる地名が見える。

南郡 秦置。高帝元年更爲臨江郡、五年復古。景帝二年復爲臨江、

中二年復故。(志)

志で江夏郡・武陵郡に屬する縣もここに收めた。

巫(448 南郡)

江陵(449 南郡)

姊(秭)歸(456 南郡)

臨沮(456 南郡)

夷陵(456 南郡)

州陵(456 南郡)

夷道(457 南郡)

西陵(457 江夏郡) 江夏郡は「高帝置」(志)、「江夏郡高祖六年

置」(『水經注』)とされるものの、漢初には置かれていなかった疑いもある。整理小組も西陵縣が漢初には南郡の所屬で

あったことを推測する。

竟陵(456 江夏郡)

安陸(456 江夏郡)

沙歙(羨)(456 江夏郡)

下雋(457 長沙國) 長沙國は「秦郡、高帝五年爲國」(志)である

が、整理小組は王國所屬の縣が秩律にあることを想定せず、

漢初は南郡に屬したと推測する。南郡所屬の縣がその前に竝んでゐる。

宜成(城)(448 南郡) 整理小組は濟南郡所屬の宜成縣と解釋す

る。濟南郡は志に「故齊、文帝十六年別爲濟南國、景帝二年爲

郡」とあるが、整理小組は『漢書』高帝紀に「以膠東・膠西・

臨淄・濟北・博陽・城陽郡七十二縣立子肥爲齊王」とあつ

て、そこに濟南が見えないことから、漢初には濟南はまだ齊

國に編入されていなかった、とする。けれども高帝紀の「博

陽」が濟南一體のことを指している可能性も残り、また『史

記』齊悼惠王世家には「琅邪王既行、齊遂舉兵西攻呂國之濟

南」とあり、濟南が呂國の一部であったことを明言する。そこ

で「成」を「城」の通假と解釋した。

孱陵(456 武陵郡) 整理小組は「屬武陵郡」とする。武陵郡は志

では「高帝置」とされ、『水經注』沅水にも「漢高祖二年、割

黔中故治爲武陵郡」とあるが、その一方で漢初には長沙國の

一部を構成していた可能性も残る。秩律において武陵郡所屬

とされる縣は一つだけである。前後にも南郡所屬の縣が竝ぶ

ので、ここに配置した。

銷(456) 志には見えない。ただし里耶秦簡の里程表(11⑤052)

に「鄒到銷百八十四里 銷到江陵二百卅里 江陵到孱陵到索

二百九十五里……(下略)……」とあり、南郡の所屬で、江陵の北に位置する縣であったことが推測できる。

沛郡

鄆(443 沛郡)

沛(443 沛郡)

鄆(449 沛郡) 鄆は志では南陽郡と沛郡とに見え、整理小組はこ

この鄆を沛郡のそれ、その次に書かれている「贊」(449)を南

陽の鄆のこと、と注す。

城父(449 沛郡)

漢中郡

秦置。(志)

南鄭(447 漢中郡)

成固(448 漢中郡)

西成(城)(449 漢中郡)

旬陽(453 漢中郡)

安陽(453、454 漢中郡)

長利(454 漢中郡)

錫(454 漢中郡)

上庸(454 漢中郡)

武陵(454 漢中郡)

房陵(454 漢中郡)

涇(453 武都郡) 整理小組は涇縣のこととする。志では武都郡の

所屬で、他の武都所屬の縣は多くが漢初は隴西郡に屬したと

されるが、涇の下には漢中所屬の縣が竝ぶためか、漢初は漢

中郡所屬と整理小組は推測する。これに従った。



廣漢郡 秦置。(志)

新都 (447) 廣漢郡

梓潼 (潼) (447) 廣漢郡

涪 (447) 廣漢郡

陰平道 (465) 廣漢郡

蜀 (甸) 氏道 (465) 廣漢郡

雒 (443) 廣漢郡 整理小組は「雒」の上の不明字が「上」である

と推測し、「上雒」は弘農郡に所屬する、と注す。しかし上雒

は四五一簡にも見え、重複してしまう。ここでは不明字は一

字の縣名で、「…・□・雒…」という並列であると理解し

た。

武陽 (447) 犍爲郡

江陽 (453) 犍爲郡

蜀郡 秦置。(志)

成都 (443) 蜀郡

臨邛 (447) 蜀郡

青衣道 (459) 蜀郡

嚴道 (459) 蜀郡

縣(縣) 遞道 (465) 蜀郡 志は「緜虎」につくる。

湔氏道 (465) 蜀郡

巴郡 秦置。(志)

朐忍 (447) 巴郡

江州 (449) 巴郡

臨江 (453) 巴郡

涪陵 (453) 巴郡  
安漢 (453) 巴郡  
宕渠 (453) 巴郡  
枳 (453) 巴郡

隴西郡 秦置。(志)

上邽 (449) 隴西郡

狄道 (453) 隴西郡

予道 (459) 隴西郡

氏道 (459) 隴西郡

戎邑 (453) 天水郡

獮道 (459) 天水郡

略陽 (459) 天水郡 志では「略陽道」とされる。

縣(縣) 諸 (459) 天水郡

武都道 (459) 武都郡 志では「武都」として見え、「道」ではない。

下辨 (459) 武都郡

平樂 (453) 武都郡 整理小組は漢初は廣漢郡所屬と推測するが、

一方、志で武都郡に屬す縣を、漢初は隴西の所屬とする場合

もある。平樂道を廣漢郡に置く積極的な理由がなく、かつそ

の下に列擧される縣も隴西所屬なので、ここに収めた。

□陵道 (453) 整理小組は「□□陵」と釋すが、陵とする字は「道」

に、「道」の上の字が「陵」と釋せまいか。志の武都郡條には

「嘉陵道」が見える。

辨道 (459) 志には見えない。武都郡條に「下辨道」が見え、また

この前後には隴西郡所屬の縣が並んでいるので、暫くここに

置いた。

北地郡 秦置。(志)

郁郅 (451 北地郡)

歸德 (451 北地郡)

胸衍 (451 北地郡)

志では「胸衍」につくるが、「胸衍」としても史書に見える。例えば「秦孝文王五年、旃胸衍、有獻五足牛者。」(『漢書』五行志下之上)

義渠道 (451 北地郡)

略畔道 (451 北地郡)

胸衍道 (451、452 北地郡) 四五一簡に「胸衍」がすでに見えるので、整理小組は誤って重ねて書いたものとする。しかし上郡には「雕陰」と「雕陰道」の兩者があり、胸衍縣と胸衍道がい

ずれも置かれていた可能性もある。

方渠 (459 北地郡)

除道 (459 北地郡)

靈州 (463 北地郡)

烏氏 (451 安定郡) 「烏氏故城在涇州安定縣東三十里。周之故地、後入戎、秦惠王取之、置烏氏縣也。」(『史記』匈奴列傳 正義

引括地志)」

朝那 (451 安定郡)

陰密 (451 安定郡)

鹵 (451 安定郡)

彭陽 (447 安定郡)

楸(栒)邑 (451 右扶風) 整理小組は地望不詳とするが、楸邑は

栒邑の誤であろう。志では右扶風に屬する縣だが、かなり北よりに位置し、かつ秩序では前後に北地郡所屬縣が並んでいるので、ここに収めた。

上郡 秦置。(志)

高奴 (449 上郡)

雕陰 (452 上郡)

洛都 (452 上郡)

漆垣 (452 上郡)

定陽 (452 上郡)

陽周 (452 上郡)

原都 (452 上郡)

平都 (452 上郡)

高望 (452 上郡)

雕陰道 (459 上郡)

襄城(洛) (452 上郡) 「襄城」(屬潁川郡) は四五八簡にも見え、

いづれかが誤であることになる。四五八簡のほうには潁川郡所屬の縣が並んでいるので、そちらを正とし、四五二簡には上郡所屬の縣が多いことから、「襄洛」を書き誤ったものと判断した。

圓陽 (448 西河郡) 西河郡は志では「武帝元朔四年置」とされる。

整理小組も圓陽縣につけた注で、漢初に西河郡が存在しなかったことを明言する。だがその一方で「〱、屬西河郡」として片づける注も見える。ここでは西河郡所屬の縣はすべて上郡條に収めた。

圓陰 (463 西河郡)

平陸 (452 西河郡)

饒 (452 西河郡)

平周 (452 西河郡)

西都 (452 西河郡)

中陽 (452) 西河郡  
 廣衍 (452) 西河郡  
 博陵 (458) 西河郡  
 徒涅 (經) (452) 西河郡) 徒涅なる縣名は見えない。整理小組は「徒經」の誤記とする。これに従った。

雲中郡 秦置。(志) 頗取山南太原之地益屬代、代之雲中以西爲雲中郡、則代受邊寇益少矣。(『漢書』高帝紀 高祖十一年)

雲中 (443) 雲中郡  
 咸陽 (447) 雲中郡  
 原陽 (448) 雲中郡  
 北與 (輿) (448) 雲中郡  
 武泉 (458) 雲中郡  
 沙陵 (458) 雲中郡

九原郡 秦九原郡。武帝元朔二年更名。(志 五原郡條)

志で五原郡に屬する縣はここに收めた。整理小組は九原(447)に付けた注で「九原、秦屬九原郡、漢初因之」とし、志の「五原郡」は漢初「九原郡」であったとの見解を示す。ただし後段の注(458簡)ではただ「屬五原郡」で済ませており、方針が一定しない。

九原 (447) 五原郡  
 西安陽 (448) 五原郡  
 武都 (452) 五原郡) 整理小組は漢初は雲中郡に屬したと推測するが、その論據はつまびらかでない。ひとまずここに配置するものの、武都縣の前後には上郡所屬の縣が多く配列されており、漢初は上郡所屬であった可能性も残る。

南輿 (458) 五原郡  
 蔓 (曼) 柏 (458) 五原郡  
 莫黜 (458) 五原郡  
 河陰 (458) 五原郡

地望不詳

睢 (443) 整理小組は「鄼」のことか、と注するが、鄼縣は四四九簡に見える。

旗 (?) 陵 (448) 前には雲中郡、後に九原郡所屬の縣が並ぶ。  
 沂陽 (448) 『漢書』夏侯嬰傳に「漢王既至滎陽、收散兵、復振、賜嬰食邑沂陽」として「沂陽」なる地名が見え、『史記』はこれを「祈陽」につくる。しかし沂陽縣も祈陽縣も志には見えず、その所在が定かでない。

體陵 (456) 『史記』惠景間侯者年表の體陵侯越の條に、「體陵」[索隱、縣名、今在長沙。]以卒從、漢王二年初起櫟陽、以卒吏擊項籍、爲河內都尉、用長沙相侯、六百戶。(高皇)四年四月丙申、侯越元年。(文帝)四年、侯越有罪、國除。」とあり、長沙の邊りに體陵なる地名のあったことが知られる。ただし高祖の四年にすでに侯國が置かれている。前後には南郡所屬の縣が多く並んでおり、體陵も南郡の所屬であることが推測されるものの、その所在をつまびらかにしない。「奏讞書」⑮には南郡に屬する縣として「體陽」の名が見える。

解陵 (458) 志には河東郡條に「解」縣が見えるが、「解陵」なる地名は見あたらない。  
 薄道 (459) 前後には隴西郡所屬の縣が並べられる。  
 閑陽 (460)

三百石	二百石	百六十石	百二十石	秩祿不明
長安厨長 (466) ▲				
				官者監 (466) 官者僕射 (466)
太醫 (465) ▲ (太醫は百官表では少府にも見える)				
				長信宦者中監 (466) 長信永巷 (466)
				未央宦者 (466) 未央永巷 (466) 未央食官 (467)
				詹事祠祀長 (467) 詹事廨長 (467) 永巷監 (466) 永巷? (466)
			衛將軍士吏 (471)	
			衛尉士吏 (471)	
				騎司馬 (468)

【附表2】張家山漢簡《二年律令》秩律所見官名表（1）

二千石	千石	八百石	六百石	五百石	四百石
御史大夫 (440)	御史長史 (441)		御史 (296)		
	丞相長史 (441) 相國長史 (441)	丞相長史正 (444) (丞相長史) 監 (444)			
廷尉 (440)					
內史 (440)			長安西市 (458) ○ 長安市 (461) ○		
典客 (440)			大行走士 (460) ○		
大僕 (440)		未央廄 (449) ◇	家馬 (462) ○		
少府令 (440)			宦者 (461) ○ 中謁者 (461) ○ 太官 (461) ○ 寺工 (461) ○ 右工室 (461) ○ 御府 (461) ○ 御府監 (461) ○ 居室 (462) ○ 西織 (462) ○ 東織 (462) ○ 內者 (463) ○ 樂府 (463) ○ 內官 (463) ○ (內官は百官表では宗正にも見える) 都水 (461) ○ (都水は百官表では奉常などにも見える)		
漢中大夫令 (441)					
漢郎中 (441)	郎中司馬 (444)				郎中司馬丞
奉常 (441)			太卜 (461) ○ 太史 (461) ○ 太祝 (461) ○ 太宰 (462) ○		
長信詹事 (440)	長信調者令 (442) ☆ 長信口卿 (442) ☆		長信掌衣 (461) ○ 長信詹事丞 (462) ○ 長信祠祀 (462) ○ 長信倉 (462) ○ 長信尚浴 (462) ○ 長信調者 (462) ○ 長信私官 (463) ○ 長信永巷 (463) ○		
(治粟內史)		太倉 (449) ◇ 治粟太倉 (449) ◇			
(將作少府)			大匠 (462) ○ 東園主章 (463) ○		
(未央)			未央走士 (461) ○		
(詹事、將行)			詹事將行 (463) ○ 私府監 (461) ○ 祠祀 (462) ○ 永巷詹事丞 (463) ○ 長秋中謁者 (462) ○ 長秋調者令 (463) ○	詹事 (464) 私府長 (464)	
衛將軍 (440)		衛將軍長史 (444)	衛將軍候 (446) △		
衛尉 (440)	衛尉司馬 (444)	公車司馬 (449) ◇	衛尉候 (446) △		衛尉司馬丞
車騎尉 (440)			騎千人 (446) △		

三百石	二百石	百六十石	百二十石	秩祿不明
				中司馬 (468) 中輕車司馬 (468)
				郡司馬 (468)
丞、尉	道尉 (469)			
黃御長 (465) ▲ 萬年邑長 (465) ▲ 公主家丞 (472)				
◎の官の丞 ○の官の丞・尉	◇の司空、田、郷部 ○の田、郷部 △の官の丞 ▲の官の丞・尉	○の司空・衛官・校長 ▲の郷部		
			郷部無乘車 (471)	
祝長 (465) ▲ 它都官長 (465) ▲		都官之神官及馬苑有乘車者 (470) 傳馬・候殿當夫?有乘車 (471)	左の無乘車 (471) 倉當夫? (471) 庫當夫? (471) 少内當夫? (471) 校長 (471) 掣長 (471) 都市亭尉有秩 (471) 發弩 (471)	備盜賊 (468) 食監 (467)

張家山漢簡《二年律令》秩律所見官名表（2）

二千石	千石	八百石	六百石	五百石	四百石
中尉 (440)		中發弩 (445) ◎ 中司空 (445) ◎ 中輕車 (445) ◎	中候 (446) △ (中候は百官表では將作少府にも見える) 武庫 (461) ○		
		勾指發弩 (445) ◎			
郡守 (440)					
郡尉 (440)		郡發弩 (445) ◎ 郡司空 (445) ◎ 郡輕車 (445) ◎	郡候 (446) △		
備塞都尉 (440)					
	櫟陽縣等の令 (443)	胡縣などの令 (447 ~) ◇	汾陰縣などの令 (451 ~) ○	陰平道など (465)	丞
				☆の官の丞・尉	◇の丞・尉
不明		中廐 (449) 外樂 (449) ◇	右廐 (廐) (463) ○ 走士 (460) ○ 詔事 (461) ○ 雲夢 (461) ○ 宮司空 (462) ○ 寺車府 (463) ○ 上林騎 (463) ○	卒長 (445)	